

令和4年度

包括外部監査の結果報告書

(財産の管理及び運用に係る事務の執行について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 奥谷 恭子

目次

第1	包括外部監査の概要	1
【1】	外部監査の種類	1
【2】	選定した特定の事件	1
【3】	特定の事件を選定した理由	1
【4】	包括外部監査の方法	2
【5】	包括外部監査人補助者	3
【6】	包括外部監査実施期間	3
【7】	利害関係	3
【8】	略称等	3
第2	市の概況	4
【1】	市の財政状態	4
【2】	人口推移	8
第3	基金の管理について	9
【1】	基金制度の概要	9
1.	基金の根拠法令	9
2.	基金の種類	9
【2】	市の基金の概況	10
1.	基金残高の推移	10
2.	設置している基金の一覧	10
3.	他の中核市との基金の規模比較	13
4.	ふるさと納税の状況	15
【3】	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	18
1.	監査の結果及び意見の記載方法	18
2.	監査の結果及び意見の件数	18
3.	監査の結果及び意見の一覧	18
【4】	基金の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	21
1.	基金の活用について	21
2.	基金の資金運用について	44
【5】	各基金の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	48
1.	〔危機管理課〕 地域安全・安心のまちづくり基金	48
2.	〔危機管理課〕 災害支援基金	50
3.	〔職員課〕 職員厚生事業基金	52
4.	〔財政課〕 財政調整基金	55
5.	〔財政課〕 公共公益施設整備基金	57
6.	〔財産活用課〕 財産区基金	60
7.	〔コミュニティ政策推進課〕 市民活動支援基金	64
8.	〔地域共生推進課〕 生活援護資金貸付基金	67
9.	〔地域共生推進課〕 地域福祉推進基金	70
10.	〔高齢介護課〕 介護保険給付費準備基金	72
11.	〔健康保険課〕 国民健康保険出産費資金貸付基金	74

12.	[健康保険課] 国民健康保険事業財政調整基金	78
13.	[こども若者政策課] こども夢基金	80
14.	[産業政策課] 産業振興基金	83
15.	[観光・文化財課] 河内音頭振興基金	85
16.	[観光・文化財課] 魅力ある観光創造基金	87
17.	[文化・スポーツ振興課] 文化振興基金	89
18.	[農とみどりの振興課] 緑化基金	92
19.	[農とみどりの振興課] さくら基金	94
20.	[農とみどりの振興課] 森林環境譲与税基金	96
21.	[土木管財課] 高井道子公園基金	101
22.	[住宅管理課] 市営住宅整備基金	104
23.	[学務給食課] 奨学基金	106
24.	[学務給食課] 奨学資金貸付基金	110
25.	[学務給食課] 三好萬次奨学基金	115
26.	[学務給食課] 杉本久仁一こども食育支援基金	117
27.	[生涯学習課] 図書館資料充実基金	121
第4	債権の管理について	124
【1】	債権の概要	124
1.	債権の定義	124
2.	債権の区分	124
3.	市の債権管理の概要	126
【2】	債権の概況	130
1.	収納未済額の推移	130
2.	監査の対象とする債権	132
【3】	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	133
1.	監査の結果及び意見の記載方法	133
2.	監査の結果及び意見の件数	133
3.	監査の結果及び意見の一覧	133
【4】	債権の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	135
【5】	各債権の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	136
1.	[高齢介護課] 老人福祉施設利用者負担金等の債権管理について	136
2.	[こども若者政策課] 母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理について	139
3.	[障がい福祉課] 障がい福祉サービス費等返還金の債権管理について	143
4.	[こども若者政策課] 過年度支出金返還金（児童手当・児童扶養手当・子ども手当過誤払返納金）の債権管理について	148
5 6 7.	[住宅管理課] 市営住宅使用料・市営住宅共益金収入・土地建物使用料等（駐車場・作業場使用料等）の債権管理について	150
8 9.	[生活福祉課] 生活保護費返還金・過年度支出金返還金の債権管理について	155
10.	[保育・こども園課] 保育所利用者負担金の債権管理について	159
第5.	おわりに	161

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件

1. 包括外部監査の対象

財産の管理及び運用に係る事務の執行について

2. 包括外部監査対象期間

原則として、令和3年度を監査対象期間とし、必要に応じて監査作業実施時点における令和4年度の状況及び令和2年度以前も含めた。

【3】特定の事件を選定した理由

八尾市（以下「市」という。）の財政は、平成26年度と平成27年度において多額の「公共公益施設整備基金」を取り崩すなど厳しい時期もあったが、行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営を進めてきたところであり、その結果、近年は改善基調にある。

しかし、今後は高齢化に伴う扶助費の増加、公共施設の老朽化対策などにより歳出の増加が予想される。そのため、市は「新やお改革プラン」の基で市民サービスの充実と持続可能な行財政運営の両立を実現するべく取り組んでいるが、行政全体のスリム化を進めるために財産の管理及び運用に関する事務が効率的に行われることも重要である。

財産のなかでも基金は、令和3年度末において27基金、その残高総額は14,062百万円あり、市の年間の市税の3分の1に相当する規模である。そのうち財政の安定に必要な財源対策用基金である財政調整基金については可能な限り維持を図るとされており、特定の目的のために資金を積み立てたその他の基金も、市における将来に向けた「貯金」と言えるため、基金の管理と運用が適切に実施され、有効活用されることは重要であると考ええる。

また、令和2年度末の債権（収入未済額）は4,157百万円あり、重要な財源であることに加え、市民負担の公平性確保の観点から、債権の効率的な回収や適正な管理は重要であると考ええる。

以上から、基金や債権をはじめとした財産の管理及び運用に関する事務の執行について、法令等への準拠性、有効性及び効率性の観点から検討することは、市

の行財政運営にとって有益であると判断し、当該事件を監査テーマとして選定した。

【4】包括外部監査の方法

1. 監査の視点

財産の管理及び運用に係る事務の執行について、主に下記の観点から検討した。

(1) 基金の管理

- ① 基金の目的、意義について
- ② 基金の設置・積立て・取崩し・運用は、法令、条例、規則等に準拠して適正に実施されているかどうか
- ③ 基金は有効に活用されているか
- ④ 基金財産の運用は効率的かどうか
- ⑤ 基金の今後の見直し・廃止の必要性について

(2) 債権の管理

- ① 債権管理体制は、関連法令及び規則等に従い、適切に整備、運用されているか
- ② 債権の発生及び回収事務が、関連法令及び規則等に従い、適時に、適切に行われているか
- ③ 収入未済額の状況把握と対策が、適切に行われているか
- ④ 債権の保全手続は、適切に行われているか
- ⑤ 長期延滞債権に対して、適切に回収対応策を講じているか
- ⑥ 不納欠損処理は、適切に行われているか

上記の各項目について、有効性、効率性及び必要性の観点で、適切に執行されているか検討する。

2. 主な監査手続

上記の監査の視点に基づき実施した主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 適用される諸規程、マニュアル等を閲覧した。
- ② 基金については設置経緯、残高推移、財源、実施した事業の内容等を、債権については発生要因、残高の推移、管理状況等を把握するため、調査票を配布し、担当課に提出を求めた。
- ③ 監査対象とした基金及び債権を管理する担当課に質問を行った。
- ④ 監査対象とした基金及び債権に関する関係帳簿等を閲覧した。

【5】 包括外部監査人補助者

宮本 豪（公認会計士）
川本寛弥（公認会計士）
河野将之（公認会計士）
田中孝之（公認会計士）
宮原朋子（公認会計士（監査実施期間中に登録、登録日は令和4年8月24日））
柿平宏明（弁護士）

【6】 包括外部監査実施期間

令和4年7月1日から令和5年1月25日までの期間で監査を実施した。

【7】 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

【8】 略称等

1. 報告書中の元号の表記

報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S50年＝昭和50年
H	平成	H30年＝平成30年
R	令和	R3年＝令和3年

2. 報告書中の数値・金額

報告書中の数値・金額は、市から監査人に提示のあった資料、ホームページ掲載の資料等を基に記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

3. 端数処理

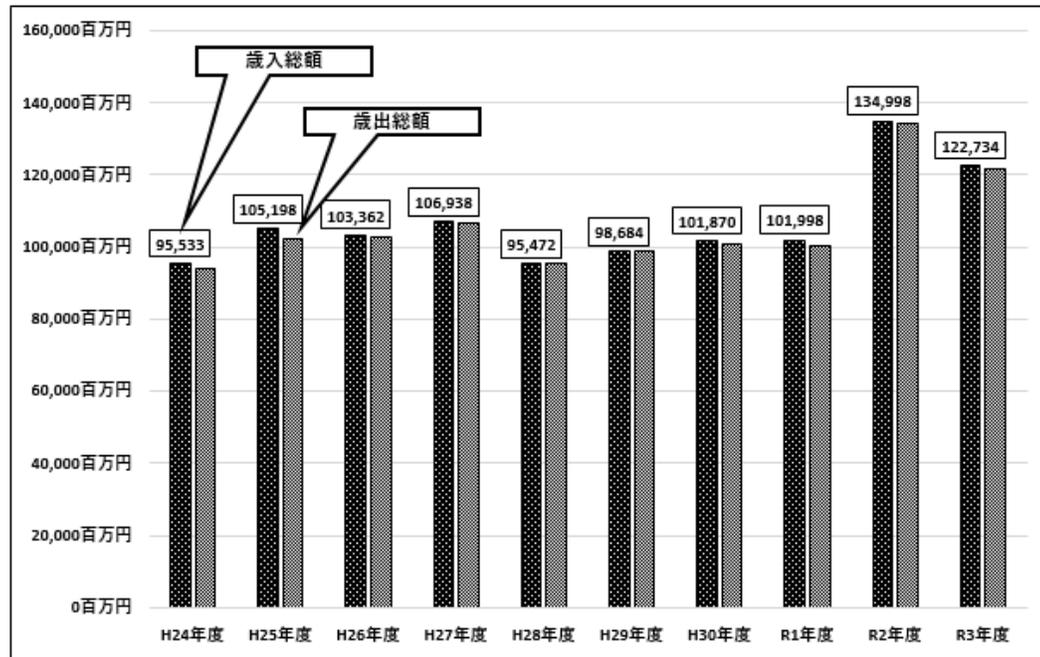
報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 市の概況

【1】市の財政状態

市の「財産の管理及び運用に係る事務の執行」を監査するにあたり、市の財政状態を把握し、ここに紹介する。市の歳入、歳出の推移は、以下のとおりである。

＜普通会計歳入歳出の推移＞（数字は歳入の金額）



（出典：市が作成した「決算カード」を基に監査人が作成）

市の普通会計（※）の歳入歳出の規模は、平成 27 年度まで増加している。耐震化への対応などで投資的経費が増加するなどしたことから、平成 26 年度に多額の財政調整基金を取り崩している。

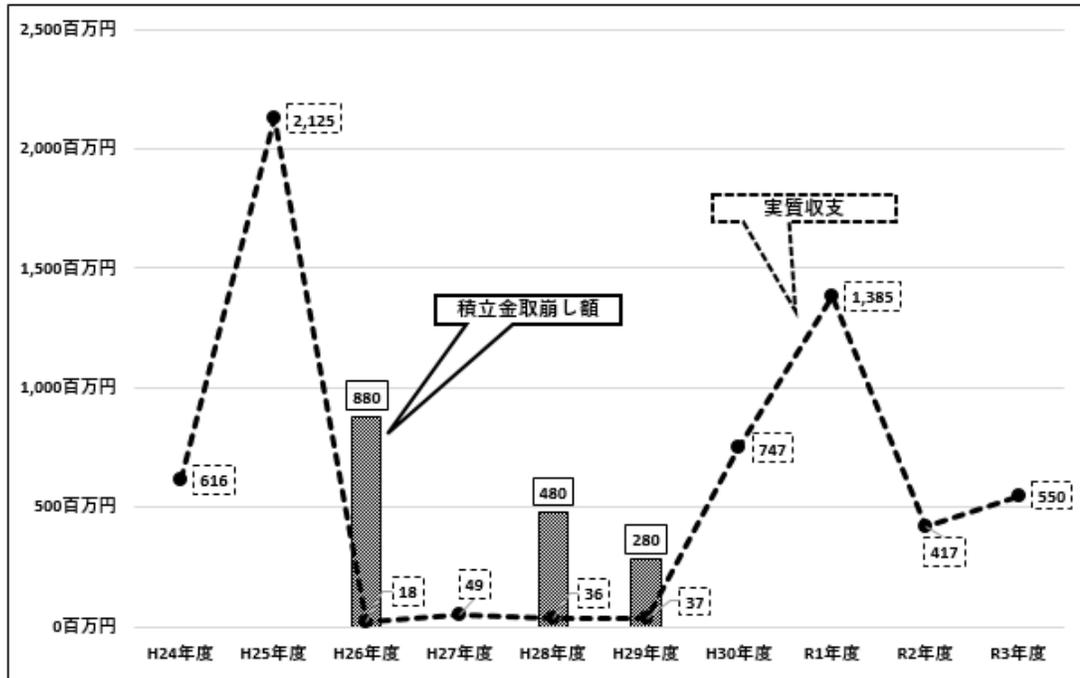
このような状況もあり、平成 27 年 6 月に「八尾市行財政改革指針」を策定し、指針を具体化するものとして平成 28 年 8 月には「八尾市行財政改革行動計画」を策定、持続可能な行財政運営を実現するため、取り組みを進めてきた。

平成 28 年度、平成 29 年度も基金を取り崩すことで実質収支の黒字を確保している状況にあったが、平成 30 年度決算以降は改善基調にある。

また、令和元年度に策定した「新やお改革プラン」に基づき、社会状況の変化等を踏まえた事業の廃止や縮小、効率的な組織体制の構築による人件費の総額抑制等の取り組みを進めている状況にある。

※ 普通会計とは、個々の地方公共団体は各会計の範囲が異なっていることから、財政状況の統一的な把握及び比較を行うため、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分であり、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計（地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計）に係るもの以外のものである。

<積立金の取崩し額と実質収支の推移>

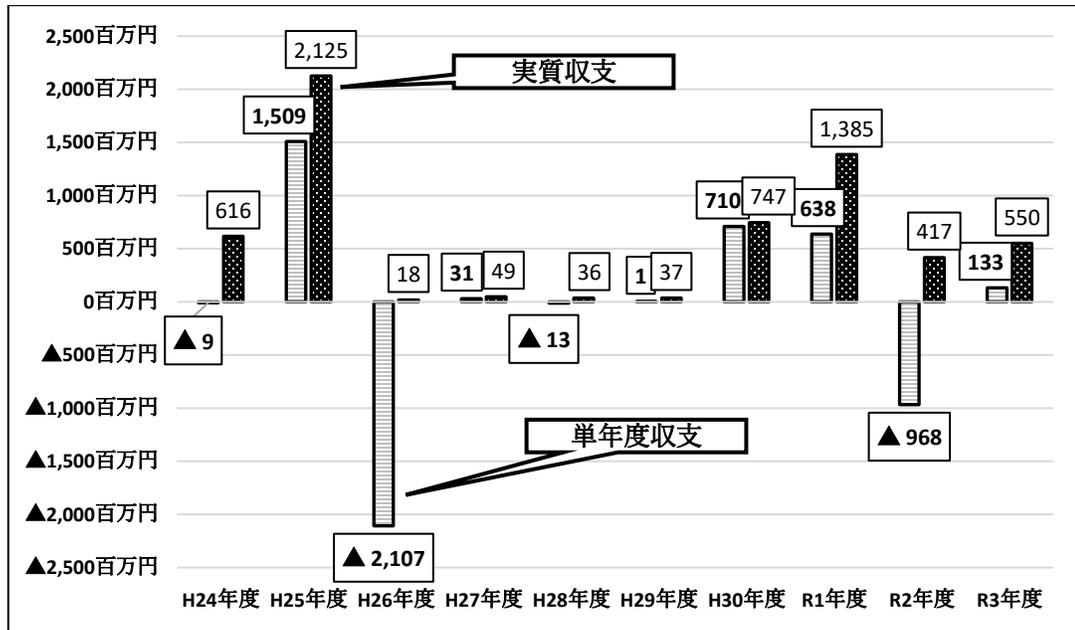


(出典：市が作成した「決算カード」を基に監査人が作成)

以下は、単年度収支及び実質収支の推移である。平成 30 年度以降は回復基調が見られる。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税全体で減となる一方で、地方消費税交付金等の増加により、歳入総額は増加している。ただし、人件費の増加、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施等により歳出も増加しているため、単年度収支がマイナスとなった。

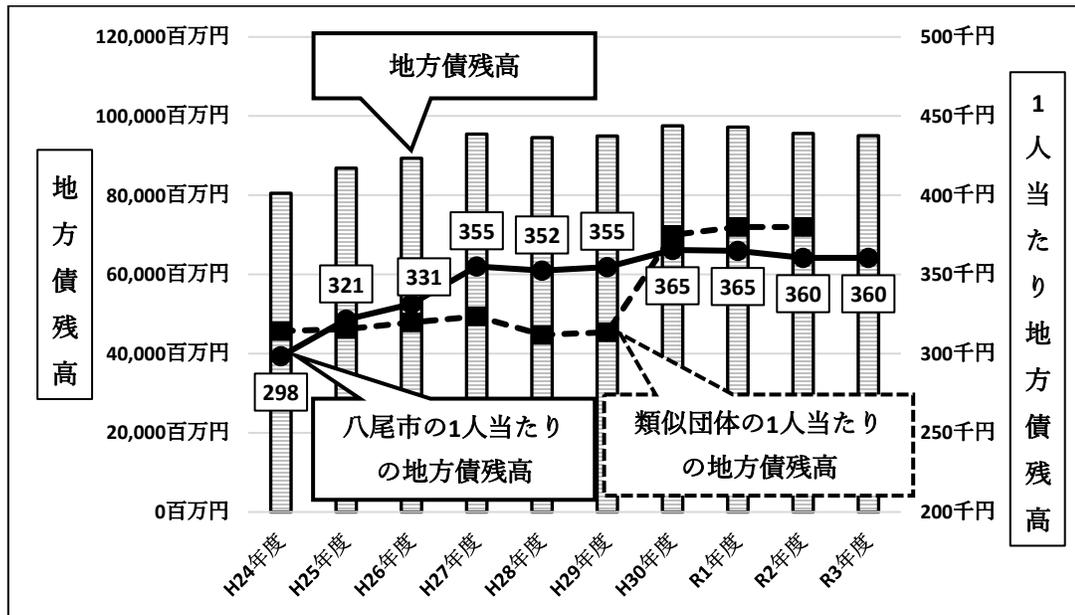
< 単年度収支及び実質収支の推移 >



(出典：市が作成した「決算カード」を基に監査人が作成)

地方債の残高の推移は以下のとおりである。

< 地方債残高の推移 >



(出典：市が作成した「決算カード」及び総務省が公表する「類似団体比較カード」を基に監査人が作成)

市の借金である地方債残高は、平成 30 年度をピークにしてわずかながら減少に転じている。この地方債のうち、国からの地方交付税の代替として地方が自ら地方債を発行して財源を調達して、その後元利償還金について全額国から措置が行われる「臨時財政対策債」が増加している。

人口 1 人当たりの地方債残高も、増加傾向にあったが、平成 30 年度をピークに若干であるが減少に転じている。また、平成 30 年度以降、類似団体（人口と産業構造から市町村を分類し、同じ類型に属する団体を総称。市の財政状況を把握するための、最も身近な尺度であり、八尾市の場合は「中核市」が類似団体となる）との比較において、八尾市は人口 1 人当たりの地方債残高は少ない状況にある。

【2】人口推移

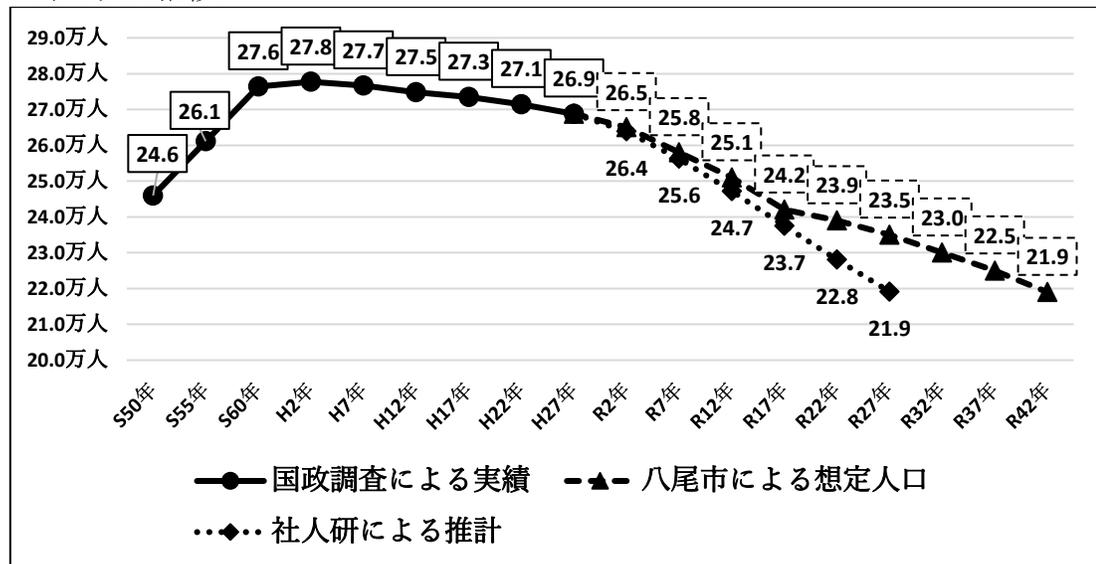
国の総人口は平成 20 年度に減少局面に入ったが、市の総人口は、それよりも前の平成 2 年の 27.8 万人をピークに減少が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によれば、今後人口減少のスピードが加速すると推計されており、平成 30 年 3 月 30 日に公表された地域別将来推計人口においては、令和 27 年には市の総人口が 21.9 万人と令和 2 年の 26.5 万人（国勢調査の実績値）から 17%減少すると予測している。

社人研の平成 30 年の予測以降に、新型コロナウイルス感染症が発生、拡大し、事業活動等をはじめとした社会全体におけるデジタル化が推進され、リモート勤務も一定程度浸透するなど、地方から都市部へ人口移動に変化の兆しもある。

市では、令和 3 年 3 月に策定した「第 2 期八尾市人口ビジョン・総合戦略」では、令和 22 年の想定人口は 23.9 万人、令和 42 年の想定人口は 21.9 万人とし、これを実現するために、地方創生を目的として特に重点的に進めるべき取り組みを「第 2 期八尾市総合戦略」に掲げて地方創生を進めている。

<市の人口推移>



（出典：H27 年以前は「国勢調査」に基づく実績値、R2 以降は八尾市が令和 3 年 3 月策定の「第 2 期八尾市人口ビジョン・総合戦略」及び社人研が平成 30 年度 3 月 30 日に公表した「地域別将来推計人口」を基に、監査人が作成）

第3 基金の管理について

【1】基金制度の概要

1. 基金の根拠法令

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる（地方自治法第241条第1項）。

<基金の根拠法令>

地方自治法

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

2. 基金の種類

基金は、①特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるための基金（積立基金）と、②特定の目的のために定額の資金を運用するための基金（定額運用基金）の2つに大きく区分することができる。

また基金の活用方法により、以下の種類に分類される。

区分	種類	内容
①積立基金	取崩し型	特定の事業の財源に充てることにより、基金が費消される
	果実運用型	基金を費消せず、基金の運用益を特定の事業の財源に充当する

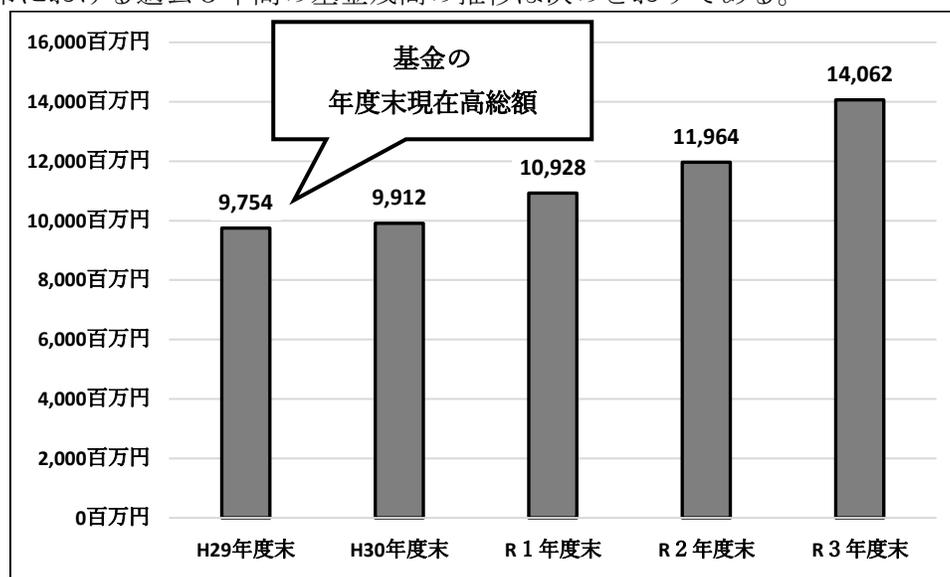
	混合型	上記の両方を併せ持つ基金であり、現状では運用益のみが事業充当されているケースも多い
②定額運用基金	回転型	貸付など、基金を繰り返して使用する

※上記は、監査人が基金の検討を進めるために、後述する国が平成18年8月15日に閣議決定し公表した「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」を参考に整理したものである。

【2】市の基金の概況

1. 基金残高の推移

市における過去5年間の基金残高の推移は次のとおりである。



(出典：「一般会計・特別会計歳入歳出決算書」内の「財産に関する調書」より)

2. 設置している基金の一覧

令和3年度に市が設置していた基金は以下のとおりである。全ての基金を監査対象としている。各基金に記載した種類名については、監査人が、条例の定めや現在の活用状況等を勘案して、取崩し型、果実運用型、回転型に区分したものである。

(単位：千円)

No	基金名	担当課	設置時期	基金残高	種類
1	地域安全・安心のまちづくり基金	危機管理課	H17. 3. 31	197, 851	取崩し型

No	基金名	担当課	設置時期	基金残高	種類
2	災害支援基金	危機管理課	H23. 7. 1	152, 120	取崩し型
3	職員厚生事業基金	職員課	S42. 3. 25	113, 000	取崩し型
4	財政調整基金	財政課	S61. 3. 31	7, 385, 829	※1
5	公共公益施設整備基金	財政課	H13. 4. 1	1, 540, 789	取崩し型
6	財産区基金	財産活用課	S48. 4. 1	24, 599	取崩し型
7	市民活動支援基金	コミュニティ政策推進課	H17. 3. 31	29, 308	取崩し型
8	生活援護資金貸付基金	地域共生推進課	S48. 11. 1	194, 354	回転型
9	地域福祉推進基金	地域共生推進課	H4. 3. 31	624, 582	取崩し型
10	介護保険給付費準備基金	高齢介護課	H12. 4. 1	1, 343, 101	取崩し型
11	国民健康保険出産費資金貸付基金	健康保険課	H13. 4. 1	31, 525	回転型
12	国民健康保険事業財政調整基金	健康保険課	H31. 3. 25	1, 208, 999	取崩し型
13	こども夢基金	こども若者政策課	H22. 3. 31	395, 467	取崩し型
14	産業振興基金	産業政策課	S60. 3. 30	68, 093	取崩し型
15	河内音頭振興基金	観光・文化財課	H29. 3. 27	6, 275	取崩し型
16	魅力ある観光創造基金	観光・文化財課	R4. 3. 24	10, 050	取崩し型
17	文化振興基金	文化・スポーツ振興課	S60. 3. 30	18, 258	取崩し型
18	緑化基金	農とみどりの振興課	S60. 3. 30	204, 020	取崩し型
19	さくら基金	農とみどりの振興課	H26. 4. 1	52, 553	取崩し型

No	基金名	担当課	設置時期	基金残高	種類
20	森林環境譲与税基金	農とみどりの振興課	R1. 7. 16	27, 402	取崩し型
21	高井道子公園基金	土木管財課	H16. 9. 27	35, 550	取崩し型
22	市営住宅整備基金	住宅管理課	H16. 3. 31	6, 061	取崩し型
23	奨学基金	学務給食課	S37. 4. 3	205, 730	取崩し型
24	奨学資金貸付基金	学務給食課	※2	5, 426	回転型
25	三好萬次奨学基金	学務給食課	H1. 3. 30	50, 000	果実運用型
26	杉本久仁一こども食育支援基金	学務給食課	H26. 3. 26	104, 487	取崩し型
27	図書館資料充実基金	生涯学習課	H27. 7. 13	26, 341	取崩し型

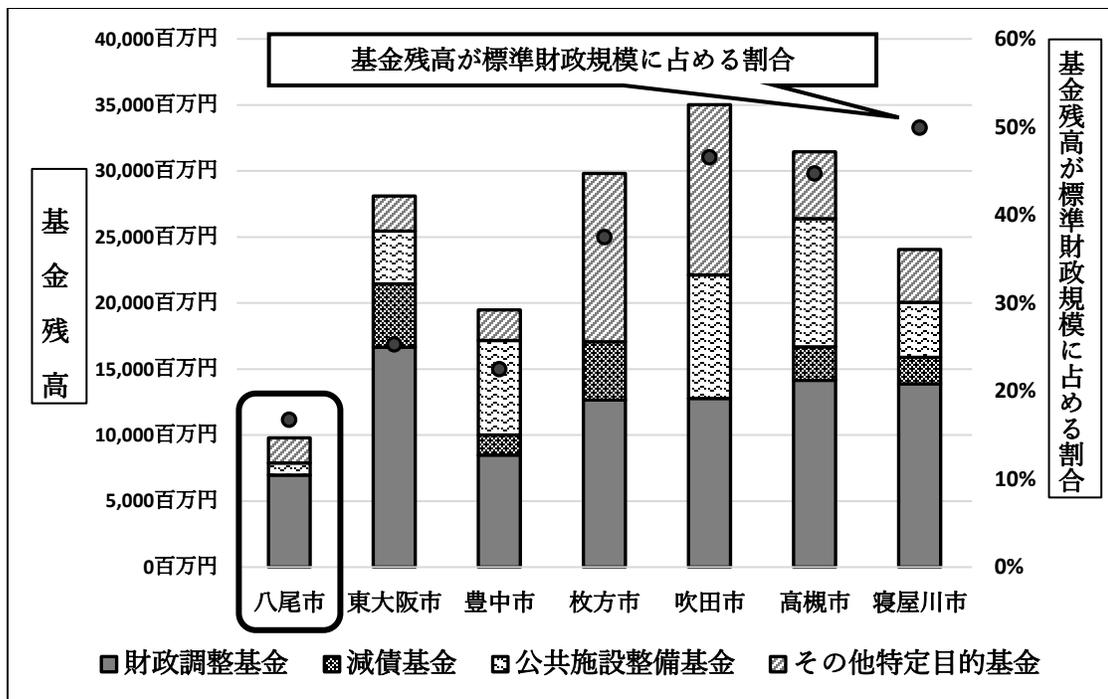
(出典：上表の基金は、「令和3年度八尾市一般会計・特別会計歳入歳出決算書」から、「8. 財産に関する調書」の「4. 基金」より)

- ※1 財政調整基金は、年度間の財政調整や大規模災害など不測の事態が発生した際の活用が見込まれるものである。
- ※2 No24. 奨学資金貸付基金は、No23. 奨学基金において実施する貸付事業を区分したものであり、地方自治法に基づき設置された基金ではないため、設置時期の記載はしていない。詳細は後述の「【5】各基金の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」の「24. 奨学資金貸付基金」を参照（110頁）。

3. 他の中核市との基金の規模比較

八尾市の基金の積立ての状況を理解するため、大阪府内の中核市との比較を、大阪府が公表する「大阪府／令和2年度決算 市町村別 財政状況資料集」を利用して実施した。

< 令和2年度末の基金残高（普通会計） >

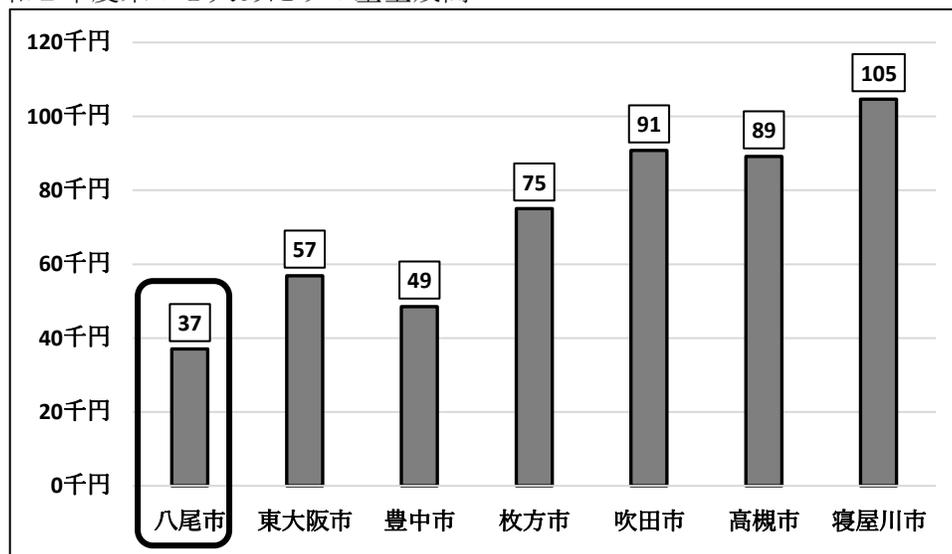


(出典：大阪府が公表する財政状況資料集より監査人が加工)

注：枚方市は、公共施設整備基金はない。別途、新庁舎及び総合文化施設整備事業基金が 5,128 百万円、施設保全整備基金が 3,722 百万円あり、その他特定目的基金に含めて集計した。

令和2年の国勢調査における人口に基づき1人あたりの基金残高を算出した結果は下表のとおりである。

<令和2年度末の1人あたりの基金残高>



(出典：大阪府が公表する財政状況資料集より監査人が加工)

上表からもわかるとおり、八尾市の基金残高は、大阪府内の他の中核市と比べて、相対的に少ない。これは、財源不足に伴い平成26年度、27年度に多額の財政調整基金を取り崩したことも一因にあると考えるが、財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金という特性にあって、必要時には取り崩すためのものであることから、必ずしも基金残高が少ないことが問題であるものでもない。

また、人口減少など将来的な課題を見据えながら成長と改革の好循環を実現するため「新やお改革プラン」の取り組みを進めており、基金も少しずつ増加している。

4. ふるさと納税の状況

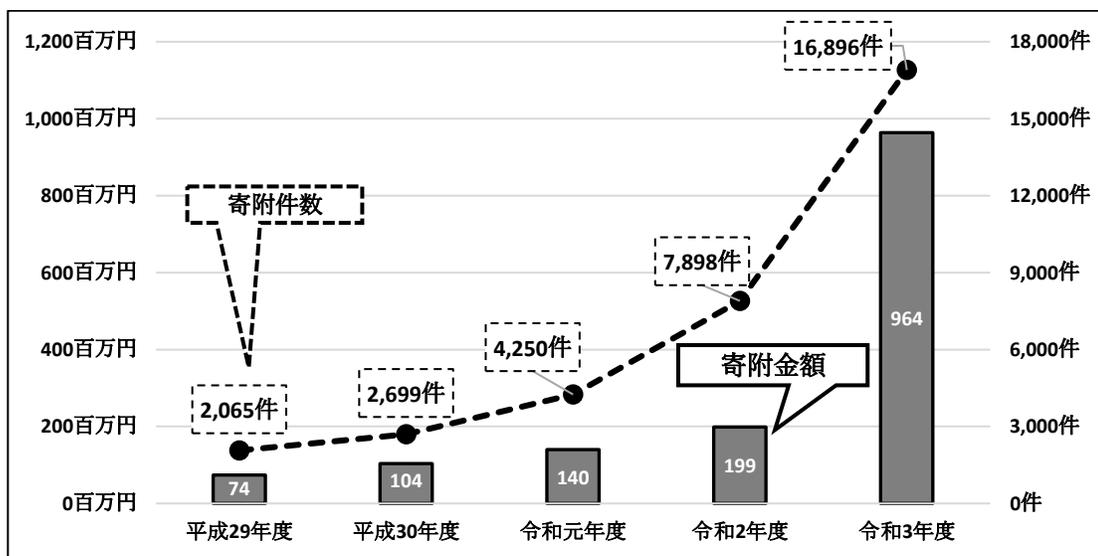
ここでは、近年、基金の重要な財源となってきたふるさと納税について整理する。
市では、八尾のまちづくりを応援する目的の寄附を募り、各種事業に活用するため、「がんばれ八尾応援寄附金」を設けている。がんばれ八尾応援寄附金は、「ふるさと納税制度」が適用されており、市への寄附が増加傾向にある。

(参考) ふるさと納税制度

自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。

がんばれ八尾応援寄附金の推移は、以下のとおりである。
全体的に増加傾向にあり、とりわけ令和3年度においては、新たに設けた寄附者に対する返礼品が好評であったことなどから、寄附金は多額になっている。

<がんばれ八尾応援寄附金の推移>



(出典：市のホームページ公表データより監査人が加工)

また、特定の目的のために資金を積み立てる「基金」と、特定の分野で活用を求める「がんばれ八尾応援寄附金」は親和性が高いため、市では、寄附金が希望された分野に使用するまでの間、一旦基金に積み立てて活用することとしており、寄附メニューである活用分野にあわせて指定された基金に積み立てる。

したがって、がんばれ八尾応援寄附金を通じた寄附が基金の重要な財源の一部となっている。

がんばれ八尾応援寄附金（ふるさと納税）の受け入れ時に寄附者が要望できる活用分野と積み立てる基金は、下表のとおりとなっている。

活用分野	積み立てる基金	No ※	「がんばれ八尾応援寄附金」ホームページ紹介文
安全・安心	地域安全・安心のまちづくり基金	1	地域の防犯・防災を推進するための事業の実施や市民活動への支援に活用します。
災害支援	災害支援基金	2	災害により被災した市民やその他被災者への支援に活用します。
文化振興	文化振興基金	17	コンサートや演劇など、市民文化の振興事業に活用します。
市民活動支援	市民活動支援基金	7	市民団体が行う自主的かつ積極的な社会貢献活動の支援に活用します。
地域福祉推進	地域福祉推進基金	9	地域福祉を推進するための事業の実施や市民活動への支援に活用します。
子ども育成支援	こども夢基金	13	子どもの明るい未来のために、子どもたちが健やかに育ち次世代育成を推進する事業に活用します。
産業振興	産業振興基金	14	ものづくり企業への支援、商工業の活性化など、産業振興事業に活用します。
八尾河内音頭まつり	河内音頭振興基金	15	八尾河内音頭まつりの振興に活用します。
緑化推進	緑化基金	18	保全樹木の保護や緑化啓発など、緑化推進事業に活用します。
桜	さくら基金	19	玉串川などの桜の保全及び再生に活用します。
公共施設整備	公共公益施設整備基金	5	市立小・中学校の耐震補強事業、公共施設の整備などに活用します。
教育推進	財政調整基金	4	学校教育、社会教育などの充実を図るための事業に活用します。
奨学制度充実	奨学基金	23	教育の機会均等を図るため、奨学金の給付に活用します。
子どもと大人の読書支援	図書館資料充実基金	27	読みたい本のある充実した図書館づくりに活用します。
観光魅力創造	魅力ある観光創造基金	16	八尾市の魅力発信及び観光施策の推進に活用します。
市長におまかせ	財政調整基金	4	魅力ある個性豊かなまちづくりに資する事業に活用します。

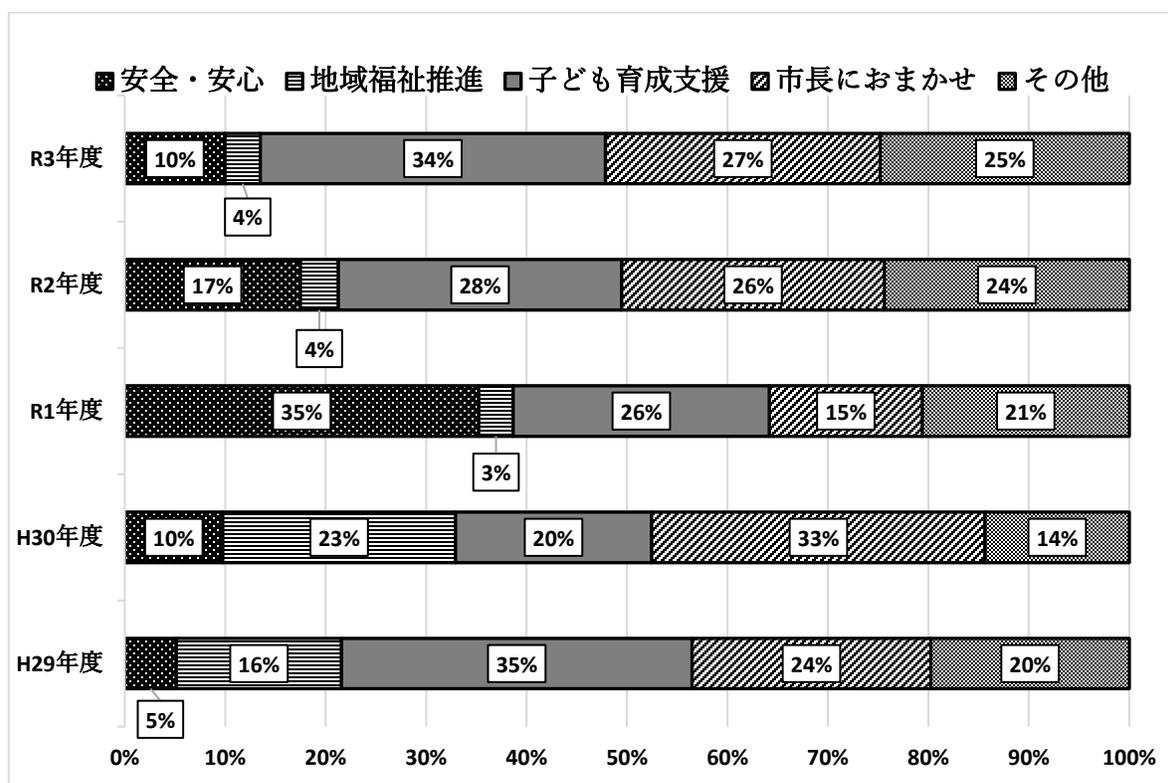
(出典：「がんばれ八尾応援寄附金」ホームページより)

※「No」は、10頁記載の<設置している基金の一覧>の「No」に対応している。

がんばれ八尾応援寄附金の活用分野別の寄附金額の割合について平成 29 年度からの推移は以下のとおりである。

寄附金額、寄附件数ともに、増加傾向にあり、令和 2 年度に比べ令和 3 年度は、寄附金額が 4.8 倍、寄附件数も 2.1 倍に増加しているが、寄附者による寄附目的の選択の傾向は大きく変わらず、令和 3 年度の寄附金額全体に占める割合の 34%が子ども育成支援（子ども夢基金）、27%が市長におまかせ（財政調整基金）となっている。

<がんばれ八尾応援寄附金の活用分野別寄附金割合の推移>



(出典：市ホームページのデータより監査人が加工)

【3】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

1. 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見であることを明確にするために、項目の見出しに（結果）又は（意見）と記載している。

（結果）については、「事実」と「結果」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「結果」には、財務に関する事務の執行に関する合规性（適法性、正当性）から是正すべき事項を記載している。

（意見）についても、「事実」と「意見」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「意見」には、合规性、有効性、効率性及び経済性の観点から市に参考となる提言等、監査人の意見を記載している。

なお、監査の結果又は意見には該当しないが、市に対する留意事項、市民等に対する情報提供の観点から重要と判断した事項については（結果）又は（意見）の文言は付さずに内容を記載している。

2. 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、以下のとおりである。

項目	結果	意見
基金の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	—	8件
各基金の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	4件	16件
合計	4件	24件

3. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の概要は、以下のとおりである。

<基金の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見>

結果・意見の概要	頁
1 基金の活用について	
①（意見1）基金の見直しに関して全庁的な方針を定めることについて	21
②（意見2）基金にかかる方針及び中長期計画について	32
③（意見3）基金の設置ルールについて	35
④（意見4）基金に積み立てる寄附金の活用目的変更に係る事前合意について	38
⑤（意見5）基金の財源となるふるさと納税における活用分野の設定について	39

結果・意見の概要		頁
	⑥（意見6）基金の活用状況にかかる情報開示について	41
2	基金の資金運用について	
	①（意見7）基金の資金運用に係る運用対象について	44
	②（意見8）資金運用に係る諸規則等の整備について	47

<各基金の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見>

基金名（結果・意見の概要）		頁
1	地域安全・安心のまちづくり基金	
	意見なし	-
2	災害支援基金	
	意見なし	-
3	職員厚生事業基金	
	①（意見9）今後の基金の在り方、活用の方向性の検討について	53
	②（意見10）健康増進事業の周知状況について	54
4	財政調整基金	
	意見なし	-
5	公共公益施設整備基金	
	意見なし	-
6	財産区基金	
	意見なし	-
7	市民活動支援基金	
	意見なし	-
8	生活援護資金貸付基金	
	意見なし	-
9	地域福祉推進基金	
	意見なし	-
10	介護保険給付費準備基金	
	意見なし	-
11	国民健康保険出産費資金貸付基金	
	①（意見11）基金の廃止若しくは規模の縮小について	76
12	国民健康保険事業財政調整基金	
	意見なし	-
13	こども夢基金	
	①（意見12）基金を財源に実施する事業の決定方法について	82
	②（意見13）基金の活用方針の策定について	82
14	産業振興基金	
	意見なし	-
15	河内音頭振興基金	
	意見なし	-

基金名（結果・意見の概要）		頁
16	魅力ある観光創造基金	
	意見なし	-
17	文化振興基金	
	①（意見 14）基金の活用状況に係る情報開示について	91
18	緑化基金	
	意見なし	-
19	さくら基金	
	意見なし	-
20	森林環境譲与税基金	
	①（意見 15）基金の活用計画の策定について	100
21	高井道子公園基金	
	①（意見 16）基金の活用方針の策定について	103
22	市営住宅整備基金	
	意見なし	-
23	奨学基金	
	①（意見 17）奨学基金の在り方、活用計画の策定について	108
24	奨学資金貸付基金	
	①（結果 1）債務者が長期間居所不明になっている債権の不納欠損処理について	112
	②（結果 2）奨学資金貸付基金の名称使用について	113
	③（結果 3）運用益金の処理について	113
	④（意見 18）利用実績の乏しい貸付事業の廃止について	114
	⑤（意見 19）債務者が居所不明になった場合の債権の管理体制の整備について	114
25	三好萬次奨学基金	
	①（意見 20）基金の活用方法について	116
26	杉本久仁一こども食育支援基金	
	①（結果 4）成長手帳作成事業に係る基金からの充当額について	118
	②（意見 21）基金を財源に実施する事業の有効性評価と基金の活用方針の策定について	120
	③（意見 22）学校食育推進業務委託事業における欠食児童等に対する食事提供費用の精算方法について	120
27	図書館資料充実基金	
	①（意見 23）教育委員会への報告事項の明確化について	122
	②（意見 24）基金の活用状況の開示の拡充について	123

【4】基金の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 基金の活用について

個々の基金にかかる監査の視点、監査手続き、監査の結果及び意見は、「【5】各基金の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見」に記述したが、監査の過程で、各基金で共通する課題、市全体で対応すべきと考える事項を、下記のとおり発見した。

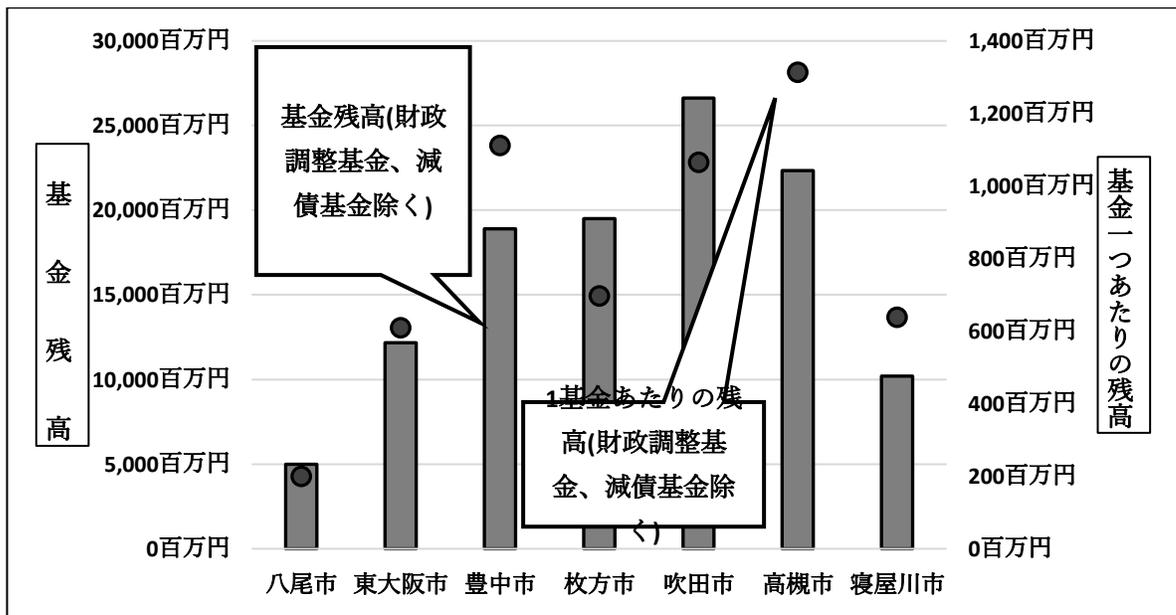
①（意見1）基金の見直しに関して全庁的な方針を定めることについて

【事実】

財政調整基金及び減債基金を除いたその他特定目的基金（以下「その他の特定目的基金」という。）の設置数と、その基金残高を大阪府内の中核市で比較した結果は、下表のとおりである。

なお、下表の数字は特別会計も含めたものである。また、当分析段階でデータが得られる令和2年度を比較情報として利用した。

<大阪府内中核市のその他特定目的基金の残高及び基金数の比較表>



	八尾市	東大阪市	豊中市	枚方市	吹田市	高槻市	寝屋川市
基金数	25	20	17	28	25	17	16

(各市がホームページで公表している以下のデータを監査人が集計、加工)

八尾市：「令和2年度八尾市一般会計・特別会計歳入歳出決算書」から、「8. 財産に関する調書」の4. 基金から「令和2年度末現在高」

- 東大阪市：「令和2年度東大阪市一般会計・特別会計及び基金運用状況審査意見書」の第4審査結果、6財産に関する調書、(3)基金から「令和2年度末現在高」
- 豊中市：「令和2年度(2020年度)豊中市財産に関する調書」の4.基金から「決算年度末現在高」
- 枚方市：「令和3年度歳入歳出決算書 一般会計・各特別会計」の「財産に関する調書」4.基金から「前年度末現在高」
- 吹田市：「令和2年度(2020年度)吹田市各会計別歳入歳出決算附属書類」の「財産に関する調書」4.基金から「決算年度末現在高」
- 高槻市：「令和2年度(2020年度)高槻市一般会計・特別会計歳入歳出決算附属書類及び運用基金に関する調書」の「財産に関する調書」4.基金から「決算年度末現在高」
- 寝屋川市：「令和2年度寝屋川市決算及び健全化判断比率等審査意見書」のI.第6.審査の概要、7.基金から「決算年度末現在高」

大阪府内の中核市を比較した結果、人口や基金の規模に勘案しても、その他の特定目的基金の1基金当たりの残高が小さく、八尾市は設置件数が多い状況にあるといえる。

この点、基金の目的を達成したものが含まれている可能性や、社会情勢等の変化で十分に活用できなくなったものが含まれている可能性がある。

そこで、基金が毎年どれくらい活用されているか、取崩し型の基金は取崩し率を、果実運用型は運用益と事業費充当額を、回転型は基金残高に占める貸付残高の割合を、以下のとおり把握した。

<基金の活用状況一覧表>

◎取崩し型

(単位：千円)

No	基金名	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	地域安全・安心のまちづくり基金	前年度基金残高	13,300	59,467	132,544
		積立額	46,461	74,419	69,711
		当年度事業費充当額	294	1,341	24,724
		取崩し率	2%	2%	19%
2	災害支援基金	前年度基金残高	103,369	109,137	118,206
		積立額	6,708	9,539	36,879
		当年度事業費充当額	940	470	440
		取崩し率	1%	0%	0%
3	職員厚生事業基金	前年度基金残高	130,443	124,047	118,645
		積立額	143	185	106
		当年度事業費充当額	6,539	5,587	5,751
		取崩し率	5%	5%	5%
4	財政調整基金	前年度基金残高	5,840,208	6,236,353	6,975,659
		積立額	396,145	739,306	426,247
		当年度事業費充当額	-	-	-
		取崩し率	0%	0%	0%

No	基金名	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
5	公共公益施設整備基金	前年度基金残高	483,730	523,337	910,185
		積立額	39,607	386,848	631,320
		当年度事業費充当額	-	-	-
		取崩し率	0%	0%	0%
6	財産区基金	前年度基金残高	26,333	25,505	24,757
		積立額	25	25	20
		当年度事業費充当額	853	773	178
		取崩し率	3%	3%	1%
7	市民活動支援基金	前年度基金残高	24,791	24,807	25,540
		積立額	274	733	3,819
		当年度事業費充当額	258	-	-
		取崩し率	1%	0%	0%
9	地域福祉推進基金	前年度基金残高	702,804	637,081	601,746
		積立額	4,043	5,573	22,835
		当年度事業費充当額	69,766	40,907	36,779
		取崩し率	10%	6%	6%
10	介護保険給付費準備基金	前年度基金残高	1,229,403	1,146,836	1,262,112
		積立額	117,433	115,276	100,634
		当年度事業費充当額	200,000	-	100,000
		取崩し率	16%	0%	8%
12	国民健康保険事業財政調整基金	前年度基金残高	300,000	635,550	615,509
		積立額	435,550	179,959	1,077,056
		当年度事業費充当額	100,000	200,000	483,566
		取崩し率	33%	31%	79%
13	こども夢基金	前年度基金残高	150,632	162,796	177,679
		積立額	26,255	40,398	240,155
		当年度事業費充当額	14,091	25,515	13,250
		取崩し率	9%	16%	7%
14	産業振興基金	前年度基金残高	40,055	43,166	48,682
		積立額	4,865	5,516	20,994
		当年度事業費充当額	1,755	-	-
		取崩し率	4%	0%	0%
15	河内音頭振興基金	前年度基金残高	749	57	1,476
		積立額	373	1,419	5,112
		当年度事業費充当額	1,066	-	-
		取崩し率	142%	0%	0%
16	魅力ある観光創造基金	前年度基金残高	-	-	-
		積立額	-	-	10,433
		当年度事業費充当額	-	-	-
		取崩し率	-	-	-

No	基金名	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
17	文化振興基金	前年度基金残高	2,962	4,286	6,892
		積立額	1,324	2,606	13,432
		当年度事業費充当額	-	-	1,000
		取崩し率	0%	0%	15%
18	緑化基金	前年度基金残高	212,339	198,562	186,528
		積立額	3,160	5,238	19,679
		当年度事業費充当額	16,937	17,272	18,144
		取崩し率	8%	9%	10%
19	さくら基金	前年度基金残高	41,318	39,065	38,176
		積立額	1,721	3,292	15,994
		当年度事業費充当額	3,975	4,180	3,966
		取崩し率	10%	11%	10%
20	森林環境譲与税基金	前年度基金残高	-	9,263	27,395
		積立額	10,255	21,796	21,715
		当年度事業費充当額	992	3,663	11,715
		取崩し率	-	40%	43%
21	高井道子公園基金	前年度基金残高	38,167	36,716	35,541
		積立額	19	15	9
		当年度事業費充当額	1,471	1,189	1,293
		取崩し率	4%	3%	4%
22	市営住宅整備基金	前年度基金残高	127,109	36,908	354
		積立額	6,299	6,246	5,707
		当年度事業費充当額	96,500	42,800	-
		取崩し率	76%	116%	0%
23	奨学基金	前年度基金残高	189,497	191,389	193,537
		積立額	3,623	3,964	14,946
		当年度事業費充当額	1,731	1,816	1,693
		取崩し率	1%	1%	1%
26	杉本久仁一こども食育支援基金	前年度基金残高	104,518	104,558	104,550
		積立額	2,838	2,877	2,817
		当年度事業費充当額	2,799	2,886	2,880
		取崩し率	3%	3%	3%
27	図書館資料充実基金	前年度基金残高	76,714	58,680	40,482
		積立額	1,331	1,166	7,860
		当年度事業費充当額	19,365	19,365	21,365
		取崩し率	25%	33%	53%

※1 「No」は、10頁記載の<設置している基金の一覧>の「No」に対応している。

※2 前年度基金残高は、前年度出納整理期間後残高である。

※3 積立額には運用利息を含む。

※4 取崩し率は、当年度事業費充当額÷前年度基金残高により算出している。

◎果実運用型

(単位：千円)

No	基金名	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
25	三好萬次奨学基金	前年度基金残高	50,000	50,000	50,000
		当年度運用益	56	75	45
		当年度事業費充当額	56	75	45

※1 「No」は、10頁記載の<設置している基金の一覧>の「No」に対応している。

※2 前年度基金残高は、前年度出納整理期間後残高である。

※3 基金の運用から生ずる収益は、当基金を通さずに「八尾市奨学基金」に積み立てているが、当表では「三好萬次奨学基金」の運用益と、「八尾市奨学基金」への充当額が分かるように、それぞれ当年度運用益、当年度事業費充当額として記載している。

◎回转型

(単位：千円)

No	基金名	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
8	生活援護資金貸付基金	当年度末現在高	198,410	196,926	194,354
		(うち、貸付残高)	151,550	148,249	134,643
		事業利用割合	76%	75%	69%
		当年度新規貸付	31,279	27,299	15,260
11	国民健康保険出産費資金貸付基金	当年度末現在高	31,466	31,503	31,525
		(うち、貸付残高)	987	904	904
		事業利用割合	3%	3%	3%
		当年度新規貸付	498	166	83
24	奨学資金貸付基金	当年度末現在高	5,426	5,426	5,426
		(うち、貸付残高)	1,426	1,492	1,192
		事業利用割合	26%	27%	22%
		当年度新規貸付	280	280	-

※1 「No」は、10頁記載の<設置している基金の一覧>の「No」に対応している。

※2 当年度末現在高は、当年度末3月31日時点の基金残高である(出納整理期間前)。

※3 事業利用割合は、当年度末現在高に占める貸付残高を算出したものである。

上表のとおり、基金の取崩し額、取崩し率、事業利用割合(貸付割合)が各基金で大きく異なっている。設置目的にもよるが、取崩し率が低いものや、事業利用割合が低いものは、十分に活用されていないことを示唆している可能性がある。

以上の点に考慮して、個別の基金について、基金の設置目的や活用状況を確認した結果、基金の在り方及び有効活用に関しての意見は、以下のとおりである。

<基金の在り方及び有効活用に関する意見の一覧>

No	基金名	指摘・意見の内容	頁
11	国民健康保険出産費資金貸付基金	(意見) 出産費資金貸付基金の役割は、直接支払制度の導入によって全うされたものと考え、当該基金の廃止若しくは規模の縮小を検討すべきであると考え。	76
25	三好萬次奨学基金	(意見) 現在は、金利情勢が大きく異なっており、少額の運用益のみを奨学基金に充当することにとどまっている。趣意書には、元本を維持することまでは明記されていないことから、当基金の活用方法については改めて検討すべきと考える。	116
26	杉本久仁一子ども食育支援基金	(意見) 寄附の目的である子どもの食育を充実させるためには、現在実施している学校食育推進業務委託事業の有効性評価を行ったうえで、他の事業への活用を含め、さらなる基金の有効活用をするべく基金の活用方法の拡充を進めることが望まれる。 活用方法の拡充にあたっては、農林水産省が令和3年3月に公表した「第4次食育推進基本計画」を参考とするなど、子どもに対する食育の充実させるために、基金の活用方針を定めることが有用と考える	120

基金の管理や運用については、各基金条例の定めに基づき行うものの、具体的な事業内容は基金を管理する担当課に任せられている。

しかし、「基金の見直し」にかかる仕組みなど、有効活用に係る全庁的な方針はない。

【意見】

市は、基金が有効活用されているか、社会情勢等の変化に伴い基金の必要性が疑わしい状況にないかなど、定期的に「基金の見直し」を行うべきであり、その仕組みを全庁的に設ける必要があると考える。

基金を活用した事業の効果の測定、つまり事業実施の必要性の評価は、市の行政評価や事業実施計画の策定、予算査定などで確認していると思われる。しかし、事業の実施が基金の設置目的に照らしてその目標や中長期計画に貢献しているのか総合的に評価することも重要であると考え。そして、基金の活用状況の総合的な評価を踏まえたうえで、基金は、今後、有効活用が見込まれるのか検討する必要がある。

なお、中長期的に基金の目的の達成に向けて取り組んでいくものであることを勘案すると、総合的な評価による基金の活用方法の見直しの頻度は、5年に一度程度とすれば良いと考える。

この点、基金の設置方針や見直しのために、具体的に検討すべき事項として参考となるものとして、国が平成 18 年 8 月 15 日の閣議決定し公表した「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」がある。

これは基金の財源が補助金等の交付である点、市の基金の財源である寄附金等とは異なるが、基金の見直しに関しては多くの示唆が得られるため、参考になると考えられる。

<補助金等の交付により造成した基金等に関する基準>

この基準は、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、補助金等の交付により造成した基金等（資金などの名称が使用されている場合も含む。以下「基金」という。）を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。以下「基金法人」という。）が基金により実施している事業に関し、当該補助金等を交付した府省（以下「所管府省」という。）が補助金交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準として、以下のとおり定める。

1 本基準の対象

本基準は、国からの補助金等を財源として基金法人が保有している基金のうち、当該法人において2箇年度以上にわたり特定の事業を実施していくための基金を対象とする。

2 定義

本基準における用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 基金事業

基金により実施している貸付事業、債務保証事業、利子補給事業、補助・補てん事業及び調査等その他事業の各事業のことをいう。

(2) 資金事業

一つの基金事業において複数の事業を実施している場合において、各事業のことをいう。

(3) 取崩し型

基金を基金事業の財源に充てることにより、基金が費消される運営形態のことをいう。

(4) 回転型

貸付など、基金を繰り返して使用する運営形態のことをいう。

(5) 保有型

債務保証など、基金を保有することにより基金事業を実施する運営形態のことをいう。

(6) 運用型

基金を費消せず、その運用益を基金事業の財源に充てる運営形態のことをいう。

3 基金の設置及び基金事業に対する指導監督について

(略)

イ基金法人は、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこととする。

ウ基金法人は、実施した見直しの概要及び次回の見直し時期について、所管府省に報告し、ホームページへ掲載するなど、国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段により公表することとする（以下、公表の手段については、同様とする）。なお、所管府省においても同様の公表を行うこととする。

(2) 基金事業の目標達成度の評価に関する基準

基金事業については、基金法人に委ねられ長期にわたり実施されるため、効率的・効果的に基金事業が実施されているかどうかについての的確に検証することが必要であり、基金法人は、定期的な見直しを行う際に、所管府省が「政策評価に関する基本方針の改定について」（平成17年12月16日閣議決定）等の規定に準じて、あらかじめ事業の効果に着目して定めた目標（以下「基金事業の目標」という。）の達成度を評価し、当該結果を公表することとする。この場合、可能な限り資金事業ごとに評価し、当該結果を公表することとする。なお、所管府省においても同様の公表を行うこととする。

(3) 基金の保有に関する基準

ア 基金事業の今後の見直し又はこれまでの実績から見て、基金の規模が過大となっていないか等の状況を客観的に把握するため、定期的な見直しの際に、基金法人は基金の保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出することとする。

(略)

(4) 使用見込みの低い基金等に関する基準

ア 以下の基準に該当する基金（以下「使用見込みの低い基金等」という。）を保有する基金法人は、定期的な見直しの際に、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納など、その基金の取扱いを検討することとする（ただし、以下の①に該当する基金については、事業を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとする。）

(以下略)

また、この定期的な基金の見直しに関しては、国は「基金シート」を利用することとなっており、各省庁は毎年作成・公表している。この記載事項も参考となる。令和4年度用の「基金シート」のひな形は以下のとおりである。

<国の「基金シート」のひな形>

収入・支出等 (単位:百万円)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度見込み
	前年度末基金残高 (a)					
	収入	国からの資金交付額				
		運用収入				
		(うち国費相当額)				
		保証料収入				
		(うち国費相当額)				
		その他				
	合計(b)					
	支出	事業費				
		管理費				
(うち基金設置法人の事務費)						
(うち基金設置法人の人件費)						
合計(c)						
国庫返納額(d)						
当年度末基金残高 (a+b-e-d)						
(うち国費相当額)						
基金設置法人の事務人件費(当該基金からの支出以外) (単位:百万円)	事務費	(-)	(-)	(-)	(-)	
	人件費	(-)	(-)	(-)	(-)	
	合計	-	-	-	-	
債務保証実績 (単位:百万円)	実績及び残高	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度見込み
	新規債務保証 (下段:当初見込み)	件:金額	: -	:	:	:
		件:金額	: :	: :	: :	: :
	債務保証終了	件:金額	: :	: :	: :	: :
	新規代位弁済	件:金額	: :	: :	: :	: :
	債務保証残高	件:金額	: :	: :	: :	: :
執行の乖離の状況 (単位:百万円)	令和3年度事業費見込み(a) (令和3年度基金シートより)			令和3年度事業費(b)		
	乖離額(c=a-b)			-	乖離率(c/a)	#DIV/0!
	【乖離の理由等】 -					
基金方式の必要性	基金事業の類型 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> ①法律の根拠のあるもの	左記に該当する理由			
		<input type="checkbox"/> ②不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業				
<input type="checkbox"/> ③資金の回収を見込んで貸付等を行う事業						
<input type="checkbox"/> ④事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの						
<input type="checkbox"/> ⑤その他						
基金方式によらざるを得ない理由		-				
保有割合 (基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合)	算出根拠	計算式				
		各項の内容				
	算出根拠に用いた事業見込みの考え方	計算式				
		事業見込みに用いた指標の積算根拠				
		事業見込みに用いた指標の直近における実績				

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度見込み	
	収入・支出等 (単位:百万円)	前年度末基金残高 (a)					
収入		国からの資金交付額					
		運用収入					
		(うち国費相当額)					
		保証料収入					
		(うち国費相当額)					
		その他					
合計(b)							
支出		事業費					
		管理費					
		(うち基金設置法人の事務費)					
		(うち基金設置法人の人件費)					
合計(c)							
国庫返納額(d)							
当年度末基金残高 (a+b-c-d)							
(うち国費相当額)							
基金設置法人の事務人件費(当該基金からの支出以外) (単位:百万円)	事務費	(-)	(-)	(-)	(-)		
	人件費	(-)	(-)	(-)	(-)		
	合計	-	-	-	-		
債務保証実績 (単位:百万円)	実績及び残高	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度見込み	
	新規債務保証 (下段:当初見込み)	件:金額	: -	:	:	:	
		件:金額	:	:	:	:	
	債務保証終了	件:金額	:	:	:	:	
	新規代位弁済	件:金額	:	:	:	:	
	債務保証残高	件:金額	:	:	:	:	
執行の乖離の状況 (単位:百万円)	令和3年度事業費見込み(a) (令和3年度基金シートより)			令和3年度事業費(b)			
	乖離額(c=a-b)		-	乖離率(c/a)	#DIV/0!		
	【乖離の理由等】	-					
基金方式の必要性	基金事業の類型 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> ①法律の根拠のあるもの <input type="checkbox"/> ②不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業 <input type="checkbox"/> ③資金の回収を見込んで貸付等を行う事業 <input type="checkbox"/> ④事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの <input type="checkbox"/> ⑤その他				左記に該当する理由	
	基金方式によらざるを得ない理由	-					
保有割合 (基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合)	算出根拠	計算式					
		各項の内容					
	算出根拠に用いた事業見込みの考え方	計算式					
		各項の内容					
事業見込みに用いた指標の積算根拠							
事業見込みに用いた指標の直近における実績	-						

使用見込みの低い基金等の該当の有無	使用見込みの低い基金等の該当の有無					
	【有の場合、該当する理由】			-		
	【使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討結果】			-		
基金への拠出時期・額の適切性の点検	【一括交付の場合】一括交付が必要であった理由			-		
	【分割交付の場合】追加時期及び金額を決定する際の考え方			-		
基金事業・基金の造成法人等への調査・検査等の実施状況						
基金の設置法人等の適格性の点検	選定方法等			-		
	行政事業レビュー推進チームによる点検結果			-		
対応状況	【事業所管部局】					
備考						
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)	※令和3年度実績を記入。					
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		-	計		-

支出先上位10者リスト

A	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)
1				

②（意見2）基金にかかる方針及び中長期計画について

【事実】

基金は、条例で定められた目的を達成するために活用する必要があるが、大部分の基金は、年度ごとに基金を財源にした事業計画を策定して、予算化し、執行することにとどまっている。

近年はふるさと納税の寄附による積立てが増加傾向にあるが、ふるさと納税は返礼品の内容次第で寄附額が大きく増減する性格をもち、また、市民からの寄附や剰余金による積立ても、時期や金額を精度高く予測することが難しいため、中長期計画は実行可能性に疑義があり作成する意義が乏しいとのことであった。

しかし、「【2】3.他の中核市との基金の規模の比較」に記述したとおり、市の基金残高が大阪府内の他の中核市と比べて少ない状況にあるなか、限りある資金を有効かつ効率的に活用するためには計画的に事業を進める必要がある。

また、基金の活用方針や活用計画がない場合、一般会計からの予算配分が少ないときに基金を活用するといった担当課の貯金としての位置付けにされてしまいかねない。

基金にかかる方針及び中長期計画が策定されていないことに関しては、各基金においても、以下のとおり指摘・意見を報告事項として記載している。

<基金にかかる方針及び中長期計画に対する指摘・意見の内容>

No	基金名	指摘・意見の内容	頁
3	職員厚生事業基金	（意見）将来の基金の活用方針次第では積立てが必要になることから、今後の基金の在り方、活用の方向性を検討していくことが重要であると考え。	53
13	こども夢基金	（意見）各年度の基金の活用計画の基礎となる基金の活用方針を策定するべきと考え。	82
20	森林環境譲与税基金	（意見）基金を有効に活用するために、中長期の視点で計画を策定し、その上で、当該中長期計画に基づき年度計画を策定、実行するべきである。	100
21	高井道子公園基金	（意見）高井道子公園は、休養施設が設けられているなど設備が充実しており、市内の他の公園とは異なっている。当面は、現在の資金残高を取り崩すことで、設備や安全な環境を維持・継続させることができるが、資金がなくなる時期を見据え、基金残高が十分にある現時点において、将来的な高井道子公園の在り方を検討し、財源となっている当基金の活用方針を策定することが必要と考える。	103
23	奨学基金	（意見）ふるさと納税による寄附金の増加という環境変化の中、奨学基金の将来の在り方を検討し、中長期計画として定めるべきと考える。	108

【意見】

基金は特定の目的のために財産を維持し、積み立て、又は定額の資金を運用するために設定されている。特定の目的に取り組むためには、本来、必要となる資金の目標額があり、それに向けた積立計画が必要であり、また目的達成に向けた活用の「方針」を策定する必要がある。また、基金の性格にもよるが、安定的な積立ての見込みが立つ場合や多額の資金を保有する場合などは、「方針」に基づき「中長期計画」を策定する必要性があるかどうかを検討するべきと考える。

基金を運営するにあたって必要と考えるものは、以下のとおりである。

区分	考え方・内容
目的	最終的に到達すべきゴール、成し遂げたい事柄
方針	<ul style="list-style-type: none">● どんなやり方、どんな姿勢で取り組むのかという方向性● 計画を定める上での拠り所になるもの（原則、ルール）
目標	<ul style="list-style-type: none">● 目的を達成するための手段
中長期計画	<ul style="list-style-type: none">● 中長期的に目指すあり方と現在置かれている状況とのギャップを埋めるための計画● 長期的な目標を実現するために、中期（3～5年）の間にやっておくべきことを示したもの● 突発的な事象が発生して、単年では計画を達成できなくても、中長期では目標達成することが可能
年度計画	方針、目標、中長期計画に基づいた具体的な年度の行動計画

なお、基金の設置の根幹である「目的」は条例において定められており、年度計画も、予算策定段階で基金の財源として事業計画の立案という形で策定しているが、方針、目標、中長期計画については、いずれの基金においても策定されていない。

「方針」や「中長期計画」において定める内容は、以下の6項目が考えられる。

方針

- ・基金事業への取組方針（使途、取崩し方針等）

目標

- ・成果目標（可能であれば定量的に計測できるもの）
- ・積立目標（設定時点で満額積み立てられている基金もある）

中長期計画

- ・計画期間の積立見込
- ・成果達成に向けた活動指標（基金から投入する資金を含む）
- ・計画期間の活動見込（同上）

積立てが見込める基金については、積立てを踏まえた活用計画（行動計画）を策定することになるため、積立見込額を中長期計画に反映させる必要がある。積立見込額は、過去の積立実績の平均値（過去3年～5年の平均値）や、積立額がダウントレンドの場合は前年度実績または減少傾向を織り込んだ数値にすることが考えられる。これは、短期的には、積み立て、取り崩しともに予定通りにならずとも、中長期計画の範囲内で計画を進めていけば良いためである。ただし、中長期計画期間で、事業に充当する金額の大きな増減が見込まれる場合は、当初作成した中長期計画を見直すことになるため、留意が必要である。

また、活用されない基金が長期間にわたり残存することを防ぎ、一定の成果を得るために計画立てて事業に取り組むためには、どのような状況に至ったら廃止するのも、基金設置にあたって明確化しておくことが必要と考える。

つまり、目的や、使途・取崩し等の考え方（いわゆる「方針」）をより明確にして、使い切った場合は速やかに廃止することは当然であるが、目的が果たされ、または社会情勢の変化で方針に従った活動ができない場合も基金を廃止する、といった運用にすべきと考える。

なお、ふるさと納税は主に市外の人が行うものであり、その寄附目的が市民のニーズに沿わないケース、ニーズはあるものの過剰に寄附申込があるケースなど、寄附目的と市のニーズがアンマッチになる可能性もある。実際、令和3年度のふるさと納税では、「子ども育成支援」に寄附が集中するなど、資金残高が多額となった基金が出てきた一方、資金残高が少ない状態のままの基金もあった。

市のニーズとアンマッチとなるリスクを避けるためにも、各基金が定めた積立目標に対する進捗状況を、ホームページに定期的に公表することで、今、寄附が足りていない分野をアピールすることや、寄附でこれまで実施してきた事業の内容を具体的に公表して寄附希望者の共感を得ること、今後取り組んでいきたい事業内容を具体的に明示することなどが考えられる（下記、「⑥（意見6）基金の活用状況にかかる情報開示について」参照）。

③（意見3）基金の設置ルールについて

【事実】

大阪府内の他の中核市と比較して、基金数が多い傾向にあることは、上述してきたとおりである。活用できていない基金の廃止の検討など定期見直しが行なわれていないことのほか、考えられる理由として、事業の目的、資金使途が同じまたは近いが、事業の実施方法や、取組対象、寄附の原資で基金を使い分けているといったことがある。

この点、八尾市の設置されている基金で検討すると、例えば、学生とその家族への教育資金の支援という目的である奨学基金、三好萬次奨学基金の2つの基金が設置されていることや、広い意味で、市民が花・緑に囲まれた生活を送れることを目的としている緑化基金（身近な花や緑を増やすことを目的とする）と、さくら基金（玉串川や長瀬川のさくらを守り、育てていくことを主な目的とする）がそれぞれ、設置されているといった状況である。

また、市が設置している基金のうち3つは、基金名に寄附者個人の名前をつけている。具体的には、高井道子公園基金、三好萬次奨学基金、杉本久仁一こども食育支援基金の3つがあるが、各基金に個人名を冠した経緯は以下のとおりである。

基金名	経緯
高井道子公園基金	故高井道子氏の遺志により、同氏から遺贈を受けた土地と預金を公園として整備及び管理する費用に充てることを目的として設置されたものであり、公正証書によると市は寄附された物件を公園として使用するものとして、金銭は、公園のために使用するものとする。
三好萬次奨学基金	故三好萬次氏の遺志により、本市の奨学制度の充実を図ることを目的に設置されたものであり、ご遺族から市長宛への寄附趣意書によれば、基金の名称に個人名を冠することを希望する旨の記載がある。また、平成元年2月定例教育委員会会議録によると、5千万円という寄附の金額、故人が市の教育委員として教育行政に多大な貢献をされたこと等を勘案して基金名が決まったものとする。
杉本久仁一こども食育支援基金	故杉本久仁一氏の寄附金に基づき、市の子どもの食育の充実等に必要とする経費に充てることを目的に設置されたものであり、毎年、遺族所有の土地の駐輪場の使用料が寄附され、本基金に積み立てている。

この点、個人名を冠した基金の設置について、特に制限はなく、大阪府内の中核市においても、以下のような事例があった。

	設置している基金
東大阪市	なし
豊中市	なし
枚方市	植村猛アート基金、大東清四美術品管理基金

設置している基金	
吹田市	なし
高槻市	なし
八尾市	高井道子公園基金、三好萬次奨学基金、杉本久仁一こども食育支援基金
寝屋川市	なし

(出典：各市のホームページより)

基金の名称に個人名を冠することのメリットは以下の点と考えられる。

- ① 寄附を広く市民に知らしめることで後に続く者が現れることが期待される。
- ② 他の基金と切り分けることで、寄附者の意向を具体的に反映し活用することができる。
- ③ 寄附者の市政への貢献を後世へ伝えることができる。

しかし、基金に寄附者の個人名を冠して、その寄附を財源に事業展開をすると、以下のような課題が考えられる。

- ① 寄附金の使途が限定（特定の施設維持など）している場合、時代にあった事業内容に変更ができず、活用が限定的となり、変わる市民のニーズに対応できない。
- ② 同じ事業目的の基金が複数設置されてしまうことで事務負担が増す。
- ③ 不動産や有価証券などによる繰り入れがない限り、いずれかの時点で寄附金を使い切ることから、寄附者の意思に沿ったものであるとはいえ、継続的、永続的な活動にならない。

このように、寄附者個人の名前をつけた基金の設置を含め、基金の設置ルール・判断基準が設けられていないことにより、同様の目的の基金が複数設置される、市民のニーズに臨機応変に対応できない活用しづらい基金が設置される、事務的な負担が増加するといった問題が生じる可能性があると考えられる。

【意見】

寄附金については、一般会計若しくは特別会計（公営企業会計含む）への歳入、あるいは既存の基金への充当が基本となるが、新たな基金の設置を検討する場合には、個人名を冠することの是非を含め、全庁的な設置ルールに基づいて行う必要があり、そのためには一定の判断基準を設けるべきと考える。

具体的な判断基準とその根拠を例示すると、以下の内容が考えられる。

- ① 基金の設置目的が、狭い範囲（特定の事業、施設・設備等）での活用に限定されていないか。

寄附金の使途対象は、市民のニーズにあったものとする必要があるため、使途が特定の建物・施設・事業に制限されることで、活用分野が限定的となっていないことが望ましい。使途の範囲が狭く、短期での使用が見込まれる場合は、

一般会計へ組み入れて事業化することで対応可能か検討する。

② 既存の基金の目的に含まれていないか。

将来的な社会情勢の変化にも対応できるように、資する目的が近い基金と一体となって、または既存の基金の目的を見直して、寄附者の意思の範囲内で広く活用することができないか検討する。

③ 基金の設置期間は中長期的と見込まれるものか。

短期的に基金の設置及び廃止を行うことは適当ではないことから、基金の当初財源となる寄附の総額や想定される各年度の取崩し額から一定の期間（例えば 10 年以上など）は枯渇することがない場合、運用することにより相当額の運用益が継続的に見込める場合など、基金としての存続可能性を検討する。

(個人名を冠した基金の設置にかかる追加ルール)

個人名を冠した基金の設置については、36 頁のような課題が考えられることから、限定的に取り扱うべきである。

例えば、寄附者本人に基金名に個人名を付ける意向があることを前提に、寄附者本人またはその家族から当初の寄附以降も継続的かつ確実に相当額の寄附を受け入れることが約束されている場合など、他の基金と切り分けた管理に適する場合などが考えられる。

そのため、個人名を冠した基金を設置するにあたっては、運用上の必要性を精査のうえ、長期に渡り基金の活用ができるかどうかを検討する。

このような判断基準を定めた上で、市は統一的な取り扱いの下、基金の設置をするべきである。また、個人名を冠する基金を設置する場合には、どのような判断過程で個人名を冠することとしたのかを記録として残すべきであり、基金設置後の状況の変化等により、判断理由とした運用が困難になった場合には、廃止や他の基金との統合等を検討する必要がある、基金設置時よりその想定をしておくべきである。

なお、上記の判断基準に照らして、すでに市が設置している個人名を冠した基金について検討した結果は、以下のとおりである。

・高井道子公園基金

基金名に本人の名前を明示することについて、本人の意思が記録としては残されていない。また、寄附された土地は公園として整備され、寄附された金員は当該公園の整備・維持のみに使われていることから基金の使用 방법이限定的である。

したがって、前記の個人名を基金の名称につける判断基準に照らすと、個人名を冠した基金の設置には課題があると考えられる。なお、整備された公園名を高井道子公園と名付けることで後世への記憶をつないでおり、当該公園の整備・維

持の財源として活用することもご本人の遺志に含まれている点については整理を要するが、必ずしも基金名に個人名を置く必要性はなかったと考える。

・三好萬次奨学基金

基金名に本人の名前を明示するという寄附者の意思は、趣意書に明記されている。また、基金の運用等に関する意思は明記されていないが、市では寄附のあった50百万円を運用して、その運用益を活用している。

寄附者の想いや当時の社会経済情勢から、運用益を活用する想定で個人名を冠した基金として設置したことは理解できるが、平成元年に創設した基金であり、この後の大幅な金利低下により、近年は少額の運用益による活用にとどまっている状況にある。現時点においてもその活用方法が、活用の対象とする事業費や管理にかかる職員の事務負担と比して相当であるか等について精査する必要があると考えられる。

・杉本久仁一こども食育支援基金

基金名に本人の名前を明示するという寄附者の意思は、記録として残されていない。一方で、現在、遺族が寄附者の意向に沿って、追加的な寄附を受け続けていることから、永続的な基金として事業に活用されることが予測され、また寄附の活用も特定の事業や施設・建物の維持に限定されておらず、受け入れた寄附も1億円を超えている。

したがって、個人名を冠した基金等の設置については避けて欲しいとの寄附者からの意思表示がないのであれば、個人名を冠した基金の設置はできると考えられる。

④（意見4）基金に積み立てる寄附金の活用目的変更に係る事前合意について

【事実】

寄附を受ける際には、どのような目的に活用するのか寄附者の意思を確認し、その意思を尊重して事業を実施することになる。個人名の基金を設置するか否かを問わず、寄附後10年、20年経って、社会情勢が変わっていくなか、定額運用基金はもちろん、一定期間で取り崩される積立基金であっても、寄附者の意思に沿った事業が実施できなくなる可能性もある。

また、個人名を冠した基金の活用が低調な場合、寄附の直接的な目的とは異なる使い方を検討することになるが、寄附者の意思に沿っているか、寄附者本人、またその遺族に確認し、了承を得る必要があると市としては整理している。この場合、了承を得るべき遺族を特定することが、寄附から時間が経つと困難になり、実質的に寄附の使用目的を変更することができない事態も想定される。

さらに、ふるさと納税の状況によって、寄附による基金の積立額を大きく左右され、基金残高が余剰となる可能性もある。

その結果、寄附者の意思に反して、基金で積み立てた資金を有効に活用できないという問題が生じる。

【意見】

寄附者によって積み立てられている基金は、寄附者の意思を尊重して事業を実施する必要があるが、経済・社会情勢の変化により基金の意義が薄れる可能性もある。

したがって、寄附金を受け入れて一定の年数を経過したのちには、改めて基金の存続の可否について検討すること、検討の結果によっては類似目的の基金に寄附金が編入される可能性があることを、寄附者から寄附金を受け入れる時に合意を得ておくことが望まれる。

なお、既存基金においても同様のことが生じた場合は、告示行為は不要であるが、市の判断として、市政だよりや市ホームページに説明を掲載することで、対応することが望まれる。

⑤（意見5）基金の財源となるふるさと納税における活用分野の設定について

【事実】

「第3【2】4ふるさと納税の状況」（15頁参照）で述べたとおり、寄附者が選べる活用分野は16あるが、寄附金額全体の過半が、「子ども育成支援」と「市長におまかせ」で占める傾向にある。「子ども育成支援」への寄附は、こども夢基金に積み立てられ、「市長におまかせ」への寄附は、財政調整基金に積み立てられる。

市のふるさと納税は、寄附者が希望した分野で活用されるまでの間、基金に積み立てることとしているが、活用分野が細分化され、ふるさと納税での活用分野を寄附者は細かく選べる反面、複数分野を選択できないこともあり、人気のある活用分野に寄附が集中するといった状況になっており、基金への積立額の偏在や市が特に資金を必要とする基金があったとしても期待どおりの寄附額が集まりにくい状況となっている。

そのため、基金において実施する事業が十分なものとなるためには、寄附の集め方について工夫が必要であると考えます。

【意見】

基金において実施する事業が十分なものとなるために、ふるさと納税の活用分野を集約して、基金の目的に親和性のある基金を複数カバーできるように設定するべきと考える。これにより、積み立てが必要とされている基金にも、寄附者の意思を反映したかたちで配分することができ、活用分野を細分化することにより寄附が集まりにくくなったり、毎年安定して寄附されるとは限らなかつたりすることでの資金繰りの問題を改善できると考える。

たとえば、活用分野を6つ程度（①子育て支援・教育推進、②地域福祉または社会貢献の推進、③安全なまちづくりと都市基盤の充実、④地域経済の振興、⑤文化振興、⑥市長におまかせ）にまとめることが考えられる。

なお、監査日現在、大阪府内の他の中核市について、ふるさと納税ポータルサイトから申し込む際に寄附者が選択できる使い道を確認したところ、以下のとおりであった。八尾市は16の使い道を寄附者に提示しているが、八尾市以外で使い道の設定数は14（枚方市）が最も多く、7（東大阪市）が最も少なかった。また、寄附メニューがどの基金に積み立てられるか明示している市も、2市（豊中市と寝屋川市）あった。

<ふるさと納税の使い道一覧>

東 大 阪 市	<ul style="list-style-type: none"> ① ラグビーのまち魅力増進施策 ② 子どもをすこやかに育む施策 ③ 地域の特色を生かすまちづくり施策 ④ 高齢者・障害者の福祉に資する施策 ⑤ 豊かな環境の創造を推進する施策 ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策 ⑦ 指定なし(市長におまかせ)
豊 中 市	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設、公共的施設の整備：公共施設等整備基金 ② 奨学費の貸付け：奨学基金 ③ 社会福祉施設の整備、その他社会福祉(高齢福祉、障害福祉、児童福祉、社会福祉全般)：社会福祉事業基金 ④ 都市緑化の推進、緑の保全：緑化事業基金 ⑤ 市民公益活動の推進：市民公益活動基金(とよなか夢基金) ⑥ 教育環境の整備など教育の振興：教育振興基金 ⑦ 地球温暖化防止事業の推進：地球温暖化防止基金(チャレンジマイナス70基金) ⑧ スポーツ環境の整備その他スポーツ振興：スポーツ振興基金 ⑨ 消防・救急救命体制の充実強化：消防・救急救命基金(“守る力”救命力世界一基金) ⑩ 文化・芸術の振興を推進：文化芸術振興基金 ⑪ まちづくりに資する事業全般(①～⑩を除く)：豊中市まちづくり応援基金
枚 方 市	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症対策 ② NPO活動の活性化と健全発展の支援 ③ 東部地域の里山保全 ④ 緑化の推進による良好なまちづくり ⑤ 安全・安心施策の推進 ⑥ ごみの減量及びリサイクルの推進 ⑦ 福祉施策の充実 ⑧ 子どもの夢を育む取り組みの推進 ⑨ 子どもの読書活動の推進 ⑩ 動物愛護事業の拡充 ⑪ 文化財の保存及び活用 ⑫ 市内事業者の経営基盤の強化・安定 ⑬ 市の施策全般 ⑭ 枚方市の未来のために、ひらかた万博の推進

吹田市	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス等感染症対策 ② 人権・市民自治 ③ 防災・防犯 ④ 福祉・健康 ⑤ 子育て・学び ⑥ 環境 ⑦ 都市形成 ⑧ 都市魅力 ⑨ 行政経営 ⑩ 指定しない 上記のいずれかに活用します。
高槻市	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市機能・市民活動の充実に関する事業 ② 安全・安心のまちづくりに関する事業 ③ 健康づくりと医療の充実に関する事業 ④ 子育て・教育の充実に関する事業 ⑤ 歴史・文化・スポーツの振興に関する事業 ⑥ 福祉の充実に関する事業 ⑦ 環境の保全及び創造に関する事業 ⑧ 新文化施設整備に関する事業 ⑨ 新型コロナウイルス対策支援に関する事業 ⑩ 市長におまかせ
寝屋川市	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉：福祉基金 ② 教育：教育振興基金 ③ 国際交流：国際交流基金 ④ 緑化・環境：緑化基金 ⑤ 文化：文化振興基金 ⑥ 安全・安心：安全・安心なまちづくり対策基金 ⑦ まちの魅力：暮らし・笑顔創生基金 ⑧ いじめゼロ：暮らし・笑顔創生基金 ⑨ その他（公共公益施設）：公共公益施設整備基金 ⑩ その他（交通遺児）：交通遺児激励基金 ⑪ その他（将来のまちづくり）積立先基金名：暮らし・笑顔創生基金 ⑫ 市にお任せ

⑥（意見6）基金の活用状況にかかる情報開示について

【事実】

「【2】3. 他の中核市との基金の規模比較」で記載しているとおり、市全体としても基金残高が少ない傾向にある。また、個別の基金においても、「【2】4. ふるさと納税の状況」で記載しているとおり、ふるさと納税における人気の有無によって寄附金が集まらず、基金残高が少ないといったものもある。

しかし、基金の活用状況についての市内外への情報提供が充実していない基金もあ

り、寄附者に対する活動成果の報告が十分ではないことに加え、今後寄附をしたいとする人たちに対するアピールもできていない状況にある。

情報開示が不十分であることに関連する指摘・意見は、以下のとおりである。

No	基金名	指摘・意見の内容	頁
17	文化振興基金	(意見) 活用状況について具体的に開示を行うことは、寄附の使い道が明確になり実際に寄附した者にとっても有用であると同時に、新たな寄附を呼び込むことにもつながると思われる。しかし、平成 27 年度以降は、それ以前と同様に各種活動に取り組み、活用しているにもかかわらず、従来までと同様の情報開示が行われておらず、寄附者や市民が活用内容を具体的に想起しづらくなっている。「寄附金はどのように活用されるか」など、より具体的なイメージができるよう、活用状況の要旨を明示すべきであると考え	91
27	図書館資料充実基金	(意見) 実施した事業の詳細の開示を行うことは、寄附の使い道が明確になり実際に寄附した者にとっても有用であると同時に、新たな寄附を呼ぶことにもつながると思われる。担当課によると、一般財源と基金から図書資料を購入している状況のため、基金で購入した図書資料を個別に開示するのは難しいとのことであるが、他の財源が含まれていることも示した上で、「寄附金はどのように活用されたか」など、より具体的なイメージができるよう、情報開示を積極的に図るべきであると考え	123

【意見】

ふるさと納税の活用分野の一覧や過去からの受入金額、基金において実施している事業名などは、市のホームページに掲載されているが、個別具体的な活用状況の報告は、担当課に委ねられている。

したがって、基金の積立てが必要であるのにも関わらず、特に残高が少ない基金は積極的に寄附してもらえるようにアピールできているか、活用状況が十分にされているかについて、各基金の担当課は再点検を行うことが必要と考える。それにより、最終的に市全体の寄附額増加にもつながると考える。

なお、他の自治体において、下記のとおり、詳細な報告をしているので、参考にされたい。

<大阪市の事例>

ふるさと寄附金で“大阪市立図書館の児童図書整備”の支援を！！

ふるさと寄附金について

大阪市立図書館では、子どもが読書に親しむ環境を整備するため、児童書の充実に「ふるさと寄附金」を役立てています。



“ふるさと納税”は、生まれ故郷やお世話になった地域、応援したい自治体などに対する“寄附”であることから、大阪市では“ふるさと寄附金”と呼んでいます。いただいたご寄附は、寄附者のお気持ちに沿ったさまざまな取り組みに活かしています。あなたが選ぶ「寄附の使い道」で、まちを元気に、人を笑顔に！ ぜひ、大阪市への応援をお願いします。

◎最近「ふるさと寄附金」で購入した児童書を紹介！ます。

■2022/11/03 ■【東成】ふるさと寄附金で新しい児童書を購入しました

- ・東成図書館
- ・生野図書館
- ・旭図書館
- ・鶴見図書館
- ・平野図書館
- ・東住吉図書館
- ・都島図書館
- ・城東図書館
- ・天王寺図書館
- ・東淀川図書館
- ・淀川図書館
- ・此花図書館
- ・住吉図書館
- ・住之江図書館
- ・浪速図書館
- ・西成図書館
- ・阿倍野図書館
- ・港図書館

ふるさと寄附金で新しい児童書を購入しました

大阪市立図書館では子どもが読書に親しむ環境を整備するため、児童書の充実に「ふるさと寄附金」を役立てています。今回、東成図書館では「グランドアリのパン・ゾウのババール」シリーズや、新しい図鑑など計20冊が利用いただけるようになりました。以上のことをお知らせするとともに、**2022/07/22**

■【東住吉】ふるさと寄附金で新しい児童書を購入しました



by 東住吉図書館

ふるさと寄附金で東住吉図書館に新しい児童書を購入しました。

大阪市立図書館では子どもが読書に親しむ環境を整備するため、児童書の充実に「ふるさと寄附金」を役立てています。今回、「ももんちゃん」シリーズ、「世界一クラブ」シリーズ、「四つ子ぐらし」シリーズなど計61冊が、新しく東住吉図書館の本としてご利用いただけるようになりました。以上のことをお知らせするとともに、ご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

ふるさと寄附金については、[「ふるさと寄附金」](#)



ふるさと寄附金については、[ふるさと寄附金で“大阪市立図書館の児童図書整備”の支援を！！](#)をご覧ください。

(出典：大阪市立図書館のホームページより)

2. 基金の資金運用について

各基金における資金管理体制、特に余剰資金の資金運用について、以下の監査の視点で、監査手続を実施した。

監査の視点

「条例や諸規則等に従って、基金の資金運用を行っているか」、「基金の資金運用に関して、確実性、効率性は確保されているか」、「基金の資金運用に関する運用方針が適切に整備・運用されているか」という点に重点を置き、監査を行った。

監査手続

過去5会計期間の運用資産の期末残高、運用対象、運用期間、運用収益をまとめた内部管理資料を基に、実際の運用にあたっての内部決裁資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

監査の実施した結果、下記のとおり発見事項があった。

①（意見7）基金の資金運用に係る運用対象について

【事実】

1. 基金の財務事務に係る余剰資金の資金運用の概要

基金はそれぞれ別口座で管理され、繰替運用対象となることの想定されない余剰資金について、資金運用に回している。

当該資金運用は、「八尾市公金の管理及び運用方針」第6条第2項において「運用方法は、金融機関への元本保証による預金債権のほか、長期にわたって資金に相当な余裕が見込まれ、利回りの比較、期間、金額等により、債券での運用が安全かつ有利と判断される場合には、債券での運用ができるものとする。」とされ、債券による運用は、別に定められる「八尾市債券運用基準」において、対象債券、商品選択上の優先順位、保有期間、運用先の決定方法が定められている。

2. 担当課

会計課

3. 基金の資金運用の流れ

「八尾市公金の管理及び運用方針」のほか、債券による運用のため、「八尾市債券運用基準」が定められ、運用にかかる金額は、会計管理者によって決定される。

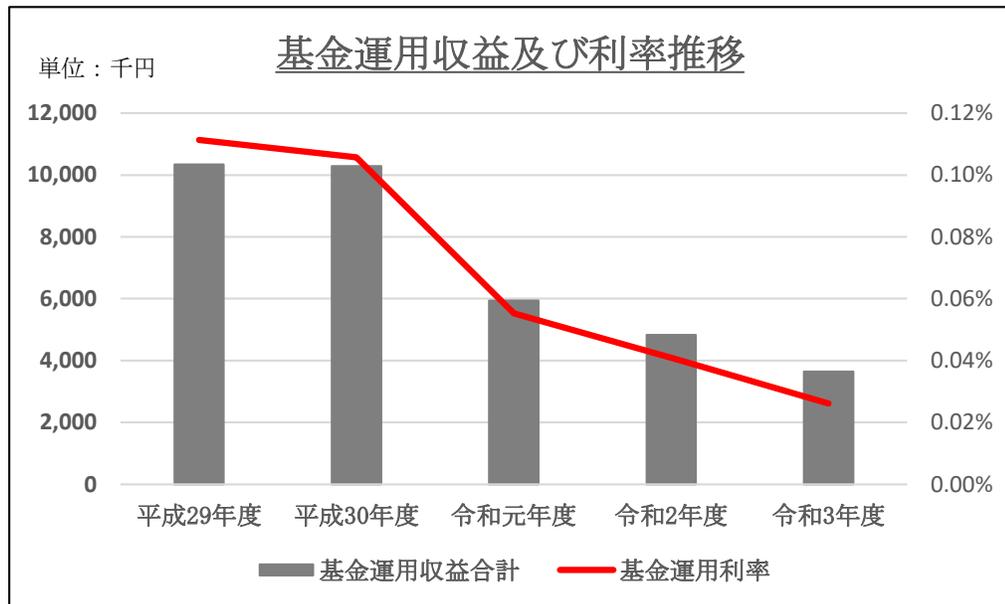
財政部長から会計管理者に送付される資金計画の収支に基づき資金状況を把握した上で、支払準備金に支障のない範囲で運用する。

4. 基金の資金運用の状況の推移

現在、各基金のうち、基金残高の一部を一時的に貸し付ける形で八尾市内での資金融通に活用する「繰替運用」の対象となることの想定されない余剰部分を対象に、資金運用に回し、その運用対象を全て年度内の運用期間とする定期預金としている。

各基金の運用収益及び運用利率の推移は以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
基金運用 収益合計	10,342 千円	10,283 千円	5,943 千円	4,835 千円	3,644 千円
基金運用 利回り	0.11%	0.11%	0.06%	0.04%	0.03%



(出典：市から入手した情報を監査人が加工)

各基金の合計残高そのものは増加傾向にあるものの、その運用収益が減少の一途を辿っており、運用利率が大きく低下している状況にある。

各基金の合計残高が令和3年度末時点において、14,062百万円あるものの、それらを運用したことによる運用収益（繰替運用に係るものを除く。以下同様）は、3百万円に留まり、平均利率（利回り）は、0.03%である。加えて、このうち、過去に奨学基金において寄附により取得した株式の配当金収入を除けば、当該利回りは、更に低下し、0.01%にまで低下する。

【意見】

平均利率が低迷している要因として、「八尾市公金の管理及び運用方針」第6条第3項において、基金のうち「預金債権による運用は、歳計現金の例による」とされ、歳計現金の運用については、「八尾市公金の管理及び運用方針」第5条第4項において「運用にかかる期間は、一会計年度内とする。」と定められていることが挙げられる。つまり資金運用対象として、預金債権を選択した場合、年度を跨いだ運用はできず、年度内に満期を迎える極めて短期間の定期預金しか運用できないことから、近年の0%に近似する政策金利の影響を大きく受けている。

当該規定は、予算管理の一環として年度内に精算等の求められる公金の管理として、価値保全という安全性の確保に配慮したものとなっており、これを基金の管理においても準用している。この点、たしかに基金の預金残高を毀損させないという観点での価値の保全は、公金の管理として適切なものと考えられる。

しかし、一会計年度内を運用期間とするような短期的な運用に適用される短期金利は、中央銀行の金融政策で決定される政策金利によるものである反面、中長期の金利は、物価、景気動向、為替等の複合的な影響を受け、決定されるものである。

そのため、購買力（一単位の通貨で財やサービスを購入できる量）を維持するという観点からすれば、近年の政策金利が低利率に抑えられる状況に加え、物価高等の情勢時には、短期金利で資金運用すれば購買力の維持を図ることは難しく、購買力の維持を図る、すなわち基金の実質的な価値を維持するのであれば、中長期的な金利を反映した資金運用も検討に含める必要があると考える。

以上のことから、基金の効率的運用を行い得るよう、運用対象を預金債権とする場合の運用期間を拡大する規定の見直しを図るべきであると考ええる。

また、現在、市では複数の基金が設置されているが、繰替運用や取崩しの想定されないものが複数ある。それら基金の資産については、会計年度内を運用期間とする必要がないため、複数年を運用期間とする預金債権以外の運用対象、例えば債券を運用対象とすることで、運用収益を拡大させることが可能となる。これは民間の事業者であれば、債券を運用対象として検討することが想定されるものであり、市としても基金の安全性の確保ということは重視しつつも、基金の資金運用という観点では検討しなければならない課題である。

②（意見8）資金運用に係る諸規則等の整備について

【事実】

市においては、「八尾市債券運用基準」が定められ、債券を運用対象とした場合の規則を定めている。当該基準では、基本事項、対象債券、商品選択上の優先順位、保有期間（「債券は償還期限まで保有することを原則とする」旨が定められている）、運用先の決定方法が定められている。

しかし、実際に運用対象として債券を購入した実績は、過去一度もなく、過去から現在において、上述のとおり、年度内を運用期間とする定期預金のみ選択し続けている。

【意見】

一般的に金融商品に運用しようとする諸規則等においては、上記事項のほか、購入時の投資商品の格付け、資金運用の対象期間、為替リスクの有無、購入後の途中売却の可否、利回り及び時価に関する報告ルール等を明確に定め、実際に債券に投資することを想定した実務環境を整備する必要がある。加えて、金融商品に運用する場合であっても、上述した安全性の確保には当然に配慮すべきものであるため、通常、購入した金融商品は償還期限まで保有することになると考えられる。その場合、一部の基金が資金不足に陥ることを防止するため、保有する資産の中長期的な活用計画も策定する必要がある。

この点、「八尾市債券運用基準」では、投資する金融商品の格付け、資金運用の対象期間、為替リスクの有無の記載がなく、それら実際に運用しようとした場合の具体性に欠け、運用を行う環境が十分に整備されていないと考える。また、これまで中長期的な資金運用が行われてこなかったことを背景として、基金の中長期的な活用計画は策定されておらず、策定された実績も存在しない。

上述の課題は、預金債権のみを運用対象としているのであれば、特段問題ないものと考えられる。しかし、現在の市の0.01%～0.02%の運用実績に対して、地方債では約0.2%が期待できるものがある。

これらを踏まえれば、現在の超低金利情勢においては、資産の効率的活用という視点から債券への投資も選択肢のひとつとして検討すべき事項であり、そのためには、「八尾市債券運用基準」の再整備を行い、併せて基金の活用計画を策定し、具体的な資金運用を検討していくべきであると考ええる。

【5】各基金の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. [危機管理課] 地域安全・安心のまちづくり基金

(1) 基金の概要

① 目的

誰もが安全・安心に生活できるよう、地域の防犯・防災を推進するための事業及び市民活動に対する支援を目的とし、設置された（八尾市地域安全・安心のまちづくり基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成17年3月31日

③ 基金設置の背景と直近の状況

地域の防犯・防災事業や市民活動事業は、地域における重要課題であるとの認識の下、平成17年度に設置された。

地域の防犯及び災害対策を推進するための事業等に充てられており、近年では、新型コロナウイルス感染症対策として、防災用ワンタッチ間仕切り等の購入に充てられるケースもある。

(2) 担当課

危機管理課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

積立金は、預金利息収入もあるが、ほとんどがふるさと納税を含む寄附による。がんばれ八尾応援寄附金（安全・安心分）のうち、返礼品充当額を除いた金額を積み立てている。

② 取崩し

当該基金条例第6条に基づき、地域の防犯・防災を推進するための事業、市民活動に対する支援事業実施の経費に充てる場合のみ取り崩す。具体的には、防犯カメラの設置等に関して、カバーエリア、設置台数等を基に計画を策定し、それに基づき、取崩しを行う。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

令和3年度の出納整理期間中に大きく取り崩しているが、主に令和2年度に309台調達した防犯カメラのリース料及び令和3年度に5台調達した防犯カメラのリース料として13,087千円と新型コロナウイルス感染症対策として、防災用ワンタッチ間仕切り750個の購入費10,296千円である。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	11,918	14,850	26,082	123,089	197,851
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理期間後残高	8,268	8,345	13,300	59,467	132,544
増加					
積立	3,635	6,498	12,775	63,599	65,274
運用利息	15	7	7	24	33
増加計	3,650	6,505	12,782	63,623	65,307
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	11,918	14,850	26,082	123,089	197,851
出納整理期間中					
増加	160	775	33,679	10,796	4,406
減少	3,733	2,325	294	1,341	24,724
出納整理期間後残高	8,345	13,300	59,467	132,544	177,533

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金設置の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金設置時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

2. [危機管理課] 災害支援基金

(1) 基金の概要

① 目的

災害により被災した市民、地方公共団体及び当該地方公共団体から本市へ避難した者に対する見舞金、物資による支援その他被災者支援に要する経費に充てることを目的とし、設置された（八尾市災害支援基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成23年7月1日

③ 直近の状況

主に自然災害等により被災した市民に対して、見舞金を支給することにより、被災者の一刻も早い生活の安定を図るための災害見舞金として、一定額が事業に充てられている。

(2) 担当課

危機管理課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

積立金は、預金利息収入もあるが、ほとんどがふるさと納税を含む寄附による。がんばれ八尾応援寄附金（災害支援）のうち、返礼品充当額を除いた金額を積み立てている。

② 取崩し

当該基金条例第6条に基づき、被災自治体支援、被災者支援事業実施の経費に充てるために取り崩す。

災害により被災した市民や地方公共団体及び当該地方公共団体から本市に避難した者に対する見舞金である災害支援基金見舞金と、自然災害等により被災した市民に対して見舞金を支給する災害見舞金等があり、それぞれ具体的な支給対象が、八尾市災害支援基金条例運用要綱等で定められている。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

令和3年度の積立て34,236千円は、令和2年度までの積立てと比べて多額となっているが、ふるさと納税による寄附が増加したことに伴うものである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	100,680	103,619	109,676	118,325	152,120
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理期間後残高	99,251	100,605	103,369	109,137	118,206
増加					
積立	1,280	2,929	6,255	9,144	33,885
運用利息	149	85	52	44	29
増加計	1,429	3,014	6,307	9,188	33,914
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	100,680	103,619	109,676	118,325	152,120
出納整理期間中					
増加	55	430	401	351	2,965
減少	130	680	940	470	440
出納整理期間後残高	100,605	103,369	109,137	118,206	154,645

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金設置の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、
「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金設置時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

3. [職員課] 職員厚生事業基金

(1) 基金の概要

① 目的

八尾市職員の厚生事業の支出にあてるため設置された（八尾市職員厚生事業基金条例第1条）。

② 設置年月日

昭和42年3月25日

③ 基金の額

基金の額は、大阪府都市職員共済組合の解散に伴う財産処分による配分金から大阪府都市職員共済組合より本市が承継した退職年金、障害年金及び遺族年金等の受給者に対する年金原資引継金を除いた額とする（同第3条）。

(2) 担当課

総務部職員課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

会計課より当該年度の普通預金利息及び定期預金利息の金額について連絡があり、公金振替及び歳入処理にて基金に積み立てる。

② 取崩し

次年度予算編成に合わせて毎年度職員厚生事業基金検討会議を開催し、次年度の基金の活用内容を決定する（平成26年度から八尾市職員厚生会の健康増進事業に助成している）。

八尾市職員厚生会の健康増進事業である人間ドック受診費用助成及びインフルエンザ予防接種費用助成に要した費用を同会で積算し、同会会長から八尾市長に対して請求を行った後、これを市側で精査し取崩し額を確定する。

取崩しを行う際は公金振替を行うとともに基金繰入金として歳入処理した後、市から八尾市職員厚生会に対して事業の負担金を支払う。

(4) 基金残高の増減状況

運用利息の増加よりも事業費に充当する金額の方が大きいため、基金の残高は年々減少している。

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	136,138	130,443	124,047	118,645	113,000
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理期間後残高	141,810	136,138	130,443	124,047	118,645
増加					
運用利息	393	377	143	185	106
減少					
事業費充当	6,065	6,072	6,539	5,587	5,751
3月末残高	136,138	130,443	124,047	118,645	113,000
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後残高	136,138	130,443	124,047	118,645	113,000

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近会計年度の基金の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (意見9) 今後の基金の在り方、活用の方向性の検討について

【事実】

当基金は大阪府都市職員共済組合の解散に伴う財産処分による当初の分配金を原資に、その後は基金から生じる運用利息のみで積み立てが行われており、利用者から追加で積立金を徴収するといったことは行っていない。昭和42年に造成されて以降は基金の活用が行われていなかったが、平成26年度から健康増進事業に基金が活用されている。そのため基金残高は減少傾向にあり、将来的には基金が枯渇する可能性がある。しかし、今後の基金のあり方、活用方針について検討されていない。

【意見】

基金の積立ては運用利息のみであることから、基金設立当時の職員が負担していた基金の設立原資である当初分配金を元に現在在籍している職員が基金を活用しているにすぎない。

昨今、職員の健康増進についての意識が高まっており、職員の健康を維持すること

で質の高い市民サービスの提供や効率的な行政運営につながることを期待されることから現在実施している健康増進事業を継続的なものとし、基金も永続的に維持するという考え方がある。一方で、設立原資である当初分配金を使い切ることで基金の役割は果たすという考え方もある。

将来の基金の活用方針次第では積立てが必要になることから、今後の基金の在り方、活用の方向性を検討していくことが重要であると考ええる。

② (意見 10) 健康増進事業の周知状況について

【事実】

健康増進事業における、令和 3 年度の助成事業別利用実績は次のとおりである。

＜令和 3 年度八尾市職員厚生会健康増進事業利用実績＞ (単位：人)

事業名	対象者	対象者数	利用者数	利用率
市町村共済組合人間ドック費用助成	組合員	2,518	680	27.0%
	被扶養者 (30 歳以上)	678	126	18.6%
市町村共済組合人間ドック費用助成 (本人負担額助成対象者分)	組合員	222	116	52.3%
公立学校共済組合人間ドック配偶者助成	被扶養者	— (※)	0	—
公立学校共済組合人間ドック費用助成 (本人負担額助成対象者分)	組合員	12	4	33.3%
協会けんぽ人間ドック費用助成	被保険者	379	32	8.4%
インフルエンザ予防接種費用助成	接種希望者	3,115	472	15.2%

(※) 公立学校共済組合の被扶養者については各施設でその申告処理を行っているため、職員課において把握していない。

(出典：市より入手した資料を元に監査人作成)

ほとんどの助成事業の利用率が 50%を下回っており、「公立学校共済組合人間ドック配偶者助成」については利用者実績がない結果となっている。

令和 3 年度の利用実績がない「公立学校共済組合人間ドック配偶者助成」については、平成 28 年度以降、利用実績がない状況にあり、この理由を確認したところ、市の職員厚生会が発刊している会員向け情報誌に当該助成制度の情報が掲載されていなかったことが判明した。

【意見】

利用実績が低い助成制度については、その原因を調査して、利用者への周知方法に問題がないか、助成対象範囲が十分であるかを含め市職員のニーズにあった内容か、などを毎年度検討した上で、次年度以降の助成制度の見直しを図るべきと考ええる。

4. [財政課] 財政調整基金

(1) 基金の概要

① 目的

地方財政法及び八尾市財政調整基金条例によって、市財政の健全な運営に資することを目的とし、設置された（八尾市財政調整基金条例第1条）。

基金残高の適正金額（積立目標額）は定めていないが、過去の当初予算における収支不足額等を参考に「新やお改革プラン」において、最低限確保しておくべき金額水準として計画期間最終年度である令和4年度末の基金（財政調整基金と公共公益施設整備基金の合計）残高を40億円に維持することを目標としている。

② 設置年月日

昭和61年3月31日

③ 基金設置の背景と直近の状況

当基金は昭和61年に市の財政の健全な運営に資することを目的として設置された。直近では、平成29年に決算収支不足に対応するため、取崩しが発生しているが、それ以降は発生しておらず、平成30年度以降は積立てのみ行われている。

(2) 担当課

財政部財政課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

決算剰余金（普通会計の実質収支）の2分の1を翌年度に積み立てる。その他、寄附金（ふるさと納税）、基金利子について実績に応じて積み立てている。

② 取崩し

八尾市財政調整基金条例第6条のとおり、決算収支不足が発生した場合に、出納整理期間に取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

令和3年度の積立て214,452千円は、令和2年度までの積立てと比べて多額となっているが、ふるさと納税による寄附が増加したことに伴うものである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	6,061,442	5,838,808	6,234,999	6,973,850	7,385,829
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	6,016,009	5,782,622	5,840,208	6,236,353	6,975,659
増加					
積立	17,377	30,290	16,536	41,331	198,375
運用利息	3,481	4,640	1,835	1,285	792
繰替運用	6,575	2,256	2,420	1,881	2,003
決算剰余金	18,000	19,000	374,000	693,000	209,000
増加計	45,433	56,186	394,791	737,497	410,170
減少					
財源調整	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	6,061,442	5,838,808	6,234,999	6,973,850	7,385,829
出納整理期間中					
増加	1,180	1,400	1,354	1,809	16,077
減少	280,000	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	5,782,622	5,840,208	6,236,353	6,975,659	7,401,906

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金設置時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金設置時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

5. [財政課] 公共公益施設整備基金

(1) 基金の概要

① 目的

平成 13 年の開発負担金の廃止に伴う八尾市公共施設等整備基金の廃止、及び建設事業の終了に伴う八尾市総合体育館等建設基金の廃止とともに、市における公共公益施設の整備事業等の資金に充てることを目的とし、設置された（八尾市公共公益施設整備基金条例第 1 条）。

年度間の財源の不均衡の調整などを目的とした財政調整基金と道路、公園、河川、住宅整備事業、教育施設などの整備事業などの資金に充てる当基金は市の代表的な基金であるとともに、市の事業運営等に必要な資金の財源として同じ性格を有するため、合計した残高をもって目標額等の管理がなされている。そのため、目標額等については、財政調整基金を参照のこと。

② 設置年月日

平成 13 年 4 月 1 日

③ 基金設置の背景と直近の状況

当基金は、平成 13 年に市内の公共公益施設の整備事業等の資金に充てることを目的として設置された。

直近 5 年間は充当事業がなかったため、取崩しは行われず、積立てのみが行われている。

(2) 担当課

財政部財政課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

未利用地や法定外公共物の土地売払収入、寄附金（ふるさと納税）及び基金利子を積み立てている。

② 取崩し

決算収支不足が発生した場合に、八尾市公共公益施設整備基金条例第 6 条に基づき取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	214,263	483,700	523,313	910,092	1,540,789
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	167,764	214,278	483,730	523,337	910,185
増加					
積立	46,243	269,268	39,380	386,556	630,398
運用利息	159	154	203	199	206
繰替運用	98	-	-	-	-
増加計	46,499	269,422	39,583	386,755	630,604
減少					
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	214,263	483,700	523,313	910,092	1,540,789
出納整理期間中					
増加	15	30	24	93	716
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	214,278	483,730	523,337	910,185	1,541,505

(出典：市より入手)

令和3年度の積立て631,114千円が令和2年度までの積立てと比べて多い理由は、令和3年度は、土地売却収入が増加したことによる。

基金設置当初からの残高の推移は、下表のとおりである。

平成26年度、平成27年度には、約30億円の公共公益施設の整備事業に基金が活用され、その結果、平成27年度末には公共公益施設整備基金が約9百万円まで減少した。現在は今後計画される公共公益施設の整備のために再び基金を留保している段階にある。

(単位 千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
前年度末現在高 A	0	5,576,730	5,175,477	4,363,657	4,624,659	3,387,573
当該年度積立額 B	5,787,030	221,747	18,180	261,001	402,914	2,943,908
端数調整額 C	0	0	0	1	0	0
当該年度取崩額 D	210,300	623,000	830,000		1,640,000	700,000
当該年度末現在高 E (A+B+C-D)	5,576,730	5,175,477	4,363,657	4,624,659	3,387,573	5,631,481

(単位 千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
前年度末現在高 A	5,631,481	3,888,867	2,668,942	1,683,286	1,897,901
当該年度積立額 B	37,386	30,075	14,344	214,615	11,388
端数調整額 C	0	0	0	0	0
当該年度取崩額 D	1,780,000	1,250,000	1,000,000	0	0
当該年度末現在高 E (A+B+C-D)	3,888,867	2,668,942	1,683,286	1,897,901	1,909,289

(単位 千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
前年度末現在高 A	1,909,289	1,914,269	2,899,186	1,206,086	9,762
当該年度積立額 B	4,980	984,917	6,899	3,676	158,002
端数調整額 C	0	0	1	0	0
当該年度取崩額 D	0	0	1,700,000	1,200,000	0
当該年度末現在高 E (A+B+C-D)	1,914,269	2,899,186	1,206,086	9,762	167,764

(単位 千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
前年度末現在高 A	167,764	214,278	483,730	523,337	910,185
当該年度積立額 B	46,514	269,452	39,606	386,848	631,320
端数調整額 C	0	0	1	0	0
当該年度取崩額 D	0	0	0	0	0
当該年度末現在高 E (A+B+C-D)	214,278	483,730	523,337	910,185	1,541,505

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金設置時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金設置時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

6. [財産活用課] 財産区基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、八尾市財産区財産の管理及び処分に関する条例によって、財産区財産を適正に管理することを目的とし、造成された。

市における財産区とは、「八尾市財産区財産の管理及び処分に関する条例」の第1条に「地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づく財産区の有する財産又は公の施設（以下「区有財産」という。）の管理及び処分については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる」と定められているとおり、地方自治法の規定に基づくものである。地方自治法第294条は以下のとおり規定している。

地方自治法

第二百九十四条

法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基づく政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

② 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。

③ 前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

上記を要約すると、地方自治法第294条第1項には、財産区がある時は、その財産・施設の管理・処分については、規定に従って運営する旨、同条第2項には、財産区の管理・運営に係る経費は財産区の負担とする旨、同条第3項には、財産区の会計は一般会計とは分ける必要がある旨が規定されている。

以上を踏まえた上で市のウェブサイトにおいて財産区について下記のとおり説明している。

ア：財産区とは

財産区とは、市町村の一部が財産又は公の施設を有することにより一定の既存利益を維持する権利の保全を目的として、一部の地域とその地域内の全ての住民を構成要素とする法律的に認められた特別地方公共団体である。

具体的には、市町村の行政区画である「大字」とか「町」とかいわゆる集落が農業用溜池や地区の墓地等、その地域に限られた利用を目的にした非収益的性格の強い資産を所有してきているものを言う。

イ：財産区の沿革

財産区の沿革は古く、江戸時代以前からの農耕を中心とした生活共同体として自然発生的に生まれた「自然村」的な村の性格に基づくものと言われている。

る。この自然村的役割のなかで農業用溜池や入会林野等の村民総有の財産が生まれ、使用収益されてきた財産が財産区財産の母体であると言われている。

これが明治 22 年の市制・町村制施行の際、町村合併を円滑に推進させるため、市町村の一部で財産又は公の施設を有するものを合併後の市町村に帰属させず、その区域を「財産区」として特別の法規制の網をかぶせることとしたものである。

ウ：財産区の権能

財産区は、その制度の沿革から、旧来の権益の保全という消極的な行為能力を有するにとどまり、財産の保全、利用及び改良等の管理行為並びに売却及び貸付等の処分行為についてのみ行為能力を有し、新たな財産の取得など、いわゆる積極的な行為能力は有しないものとされている。

エ：財産区の機関

財産区には原則として特別の機関はなく、その財産区の属する市町村長及び議会が、財産区の事務を処理することとなっているが、必要に応じ財産区議会や総会、また、財産区管理会などを設置できることとされている。

オ：財産区の運営と財産管理

財産区運営の基本原則として、その財産の管理又は処分については、当該住民の福祉を増進するとともに財産区のある市町村の一体性を損なわないよう努めなければならないとされている。

また、財産区財産の管理及び処分については法令に定めるもののほか、当該財産区を包括する市町村の規定によるものとされており、本市においては「八尾市財産区財産の管理及び処分に関する条例」を定め、適正な運営に努めている。

なお、溜池や墓地等の財産区財産の管理については、所有権者である当該財産区で行っている。

カ：八尾市の財産区財産の概要

財産区の財産の現況（令和 4 年 3 月末現在）

用途	面積（単位：㎡）	比率
溜池・堤塘	94,613.12	63.61%
山林・原野	919.00	0.62%
墓地	28,264.74	19.00%
公共施設（公園等）	7,057.05	4.74%
地元施設等（集会所等）	17,887.95	12.03%
合計	148,741.86	100.00%

② 設置年月日

昭和 48 年 4 月 1 日

③ 基金を活用して実施する事業の概要

当基金は、「八尾市財産区財産の管理及び処分に関する条例」に従って運営されている。

具体的には、財産区の管理運営に要する資金に充てるため、財産区の財産を管理する基金を設置し、前年度末に基金を保有している各財産区に対して、地区公共事業の実施の予定があるか否かについて書面による調査を行い、調査結果に基づいて予算要求を行い、財産区の施設について修繕などの工事を実施する。

なお、財産区の財産は、翌年度に地区公共事業の実施予定のある財産区の基金は普通預金で、実施予定のない財産区の基金は定期預金で保有する。

(2) 担当課

財政部財産活用課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

積立ては預金利息による。

② 取崩し

前年度に、基金を保有している各財産区に事業実施の予定があるか調査を行い、予算要求を行う。

(4) 基金残高の増減状況

過去 5 年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

過去 5 年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
預金	38,168	26,333	25,505	24,757	24,599

過去5年間の基金増減状況(単位:千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	39,204	38,168	26,333	25,505	24,757
増加					
運用利息	97	65	25	25	20
増加計	97	65	25	25	20
減少					
事業費充当	1,036	11,803	261	592	-
測量費	-	-	495	-	-
保険料	76	76	76	161	161
印刷費	21	20	21	20	17
減少計	1,133	11,899	853	773	178
3月末残高	38,168	26,333	25,505	24,757	24,599
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	38,168	26,333	25,505	24,757	24,599

(出典:市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

各財産区の決算状況を要約した資料を入手し、財産区からの工事依頼と市における工事業者の選定に係る決裁を閲覧した結果、法律・諸規則で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

7. [コミュニティ政策推進課] 市民活動支援基金

(1) 基金の概要

① 目的

平成 17 年 3 月に市民活動団体が行う社会貢献活動を支援することを通じて、公益に資する自主的かつ積極的な市民活動の促進を図ることを目的に設置した（八尾市市民活動支援基金条例第 1 条）。

② 設置年月日

平成 17 年 3 月 31 日

③ 基金を活用して実施する事業の概要

市民活動団体設立時や団体が発展的に事業展開を図る段階の事業について市民活動支援基金を活用し、助成を行う。対象となるのは、市民活動団体が新たに行う事業又は既存の事業を拡大し若しくは発展させる事業及び公益性のある事業、市内広域又は全域の市民が受益者となり得る公益に資する事業である。

具体的な助成コースは下表のとおりである。

コース名	事業内容	助成回数	助成上限額及び助成率
スタートアップ	市の広域（概ね小学校区以上の範囲）の市民が受益者となり得る、立ち上げ時の団体が行う単独事業	1 団体 1 回まで	1 団体 10 万円以内
ステップアップ	市の全域の市民が受益者となり得る単独事業	1 事業 3 回まで	1 事業 30 万円以内 1 回目助成率 10/10 2 回目助成率 7.5/10 (3/4) 3 回目助成率 5/10 (1/2)
つながり	市の広域（概ね小学校区以上の範囲）の市民が受益者となり得る事業で、複数の団体が新たに連携して行う事業	1 事業 2 回まで	1 事業 30 万円以内 1 回目助成率 10/10 2 回目助成率 8/10 (4/5)

(出典：市ホームページより入手)

具体的な助成金交付事業が、令和 3 年度は応募がなかった。令和 4 年度の助成金交付決定事業のうち、主なものは下表のとおりである。

事業名	助成金額	事業の目的や内容
Happy jaja Christmas Concert イン プリズムホール	300,000 円	共生と経済の復興を目指していく活力・元気の素になる社会貢献を行うことを目的として、八尾市・柏原市民を対象に無料でクリスマスジャズコンサートを実施する。

事業名	助成金額	事業の目的や内容
八尾地蔵盆踊りライブ配信事業	300,000 円	流し節正調河内音頭保存会に対する興味を持って頂き、会員数増加を図り、伝統ある常光寺盆踊りを継承することを目的として、一般市民に八尾地蔵盆踊りのライブ配信事業を実施する。
在日外国人のための日本語教室	128,000 円	在日外国人が日本の社会生活に適応し、暮らせるようになることを目的とし、日本語の読解や会話、併せて文化や歴史についての学習を行う。
高齢者健康・生きがい推進事業	143,000 円	地域の課題を共に解決するスキルを持った高齢者、健康寿命アップ推進をめざす高齢者を輩出していくことを目的とし、小学校区内のひとり暮らし高齢者の励まし運動等を実施する。

(出典：市ホームページより入手したものを監査人が加工)

④ 基金運営にかかる法令等

- 八尾市市民活動支援基金運営規則
- 八尾市市民活動支援基金事業助成金審査会規則
- 八尾市市民活動支援基金運営要綱

(2) 担当課

- 人権ふれあい部コミュニティ政策推進課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

一般会計歳入歳出予算に定める額及び基金への積立てを指定した寄附金の額、基金の運用から生ずる収益（ただし、八尾市市民活動支援基金条例第4条第2項の規定により基金として積み立てる場合に限る）が積み立てられる（同第2条）。

② 取崩し

助成金交付申請に対する審査後に、助成金として振り込まれることで取崩しが行われる。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金増減状況は、下表のとおりである。令和3年度は、ふるさと納税による寄附額が多いことが基金残高増加の要因となっている。

なお、当基金の事業費充当額の推移を見ると、令和2～3年度は発生額がゼロである。この点、コロナウイルスの影響により、令和2年度は中止、令和3年度は募集をかけたものの申請がない状況であったことが要因である。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	26,293	25,765	25,004	25,469	29,308
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	25,566	25,633	24,791	24,807	25,540
増加					
積立	685	110	201	652	3,762
運用利息	42	22	12	10	7
増加計	727	132	213	662	3,768
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	26,293	25,765	25,004	25,469	29,308
出納整理期間中					
増加	45	35	61	71	51
減少	705	1,009	258	-	-
出納整理期間後 残高	25,633	24,791	24,807	25,540	29,360

(出典：市より入手)

近年、助成金の活用件数が少なかったことから、令和4年度は立上げ時の団体が活用しやすいように「スタートアップコース」を創設、また申請しやすいように「つながりコース」の制度変更を実施した。令和4年度はコロナ禍で活動を自粛していたが、行動制限の緩和とともに活動を再開させた団体が多く、応募が8件あった。引き続き、市民活動団体の「自立・発展・継続」に資する支援コースの見直しを進められたい。

(5) 監査の視点

「基金設置時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金設置時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

8. [地域共生推進課] 生活援護資金貸付基金

(1) 基金の概要

① 目的

低所得世帯等に対し生活援護資金を貸し付けることにより、その自立更生を図るために設置した（八尾市生活援護資金貸付基金条例第1条）。

② 設置年月日

昭和48年11月1日

③ 生活援護資金貸付の概要

資金融通の利便を図る目的で設けられていた八尾市公益質屋条例が廃止されたことによる代替施策として当基金は設置された。貸付けの都度、対象者に生活状況等を質問し、自立更生の目的が貸付けによって達成できるかどうかを確認している。

貸付制度の内容は下表のとおりである。

貸付けを受ける者の資格 (同第3条)	資金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる要件を備えている必要がある。 (1) 市長が定める基準の低所得世帯又は天災その他不慮の災害による生活困窮者であること。 (2) 資金の貸付け及び必要な援助、指導を行うことにより自立更生の効果をあげると認められること。 (3) 本市の区域内に住所を有していること。
貸付限度額等 (同第4条)	1世帯につき50,000円以内である。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、200,000円以内とすることができる。その場合、貸付けを受けようとする者は、連帯保証人1人を立てる必要がある。
貸付期間 (同第5条)	貸付金額が50,000円以内の場合は1年以内、50,000円を超える場合は2年以内である。
貸付利率 (同第6条)	無利子である。

滞納の状況は下表のとおりである。

(単位：千円、件)

	各年度当初貸付		不納欠損額累計		令和3年度末滞納額		償還率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
昭和48～52年度	1,088	34,513	85	2,004	19	417	99%
昭和53～57年度	1,394	48,210	98	2,589	36	1,001	98%
昭和58～62年度	1,316	61,784	85	2,707	55	2,051	97%
昭和63～平成4年度	1,211	71,628	72	3,408	75	5,382	92%

	各年度 当初貸付		不納欠損額 累計		令和3年度末 滞納額		償還 率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成5～9年度	1,838	126,412	91	4,728	103	8,814	93%
平成10～14年度	3,685	262,252	162	8,048	305	20,285	92%
平成15～19年度	3,017	210,815	138	6,346	326	18,269	91%
平成20～24年度	3,906	259,209	124	4,916	461	23,231	91%
平成25～29年度	3,424	215,557	105	4,320	470	25,437	88%
平成30～令和3年度	1,827	108,388	40	1,580	388	18,520	81%
合計	22,706	1,398,768	1,000	40,646	2,238	123,407	91%

(出典：市より入手した「生活援護資金貸付状況（令和3年度末）」)

不納欠損を実施した件数及び滞納件数は一定数があるが低所得世帯又は天災その他不慮の災害による生活困窮者が貸付先のためである。

貸付対象者ごとに、貸付状況、回収状況（督促など）を管理する一覧表を作成している。長期間滞留となっているものも多いが、自立更生がなされ何十年かぶりに全額返済されることが年に数件あるため、貸付け後50年近く経過していても、引き続き全額回収に取り組んでいる。

(2) 担当課

健康福祉部地域共生推進課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

積立は実施していない。

② 取崩し

不納欠損処理により取り崩される。不納欠損処理は、八尾市生活援護資金貸付基金条例施行規則第11条に基づいて、例えば債務者が死亡したときに行われる。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は以下のとおりである。

基金から貸付及び償還を行っているのみであるが、毎年度、不納欠損が発生することから、基金残高は徐々に減少している。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	40,283	43,276	46,860	48,677	59,711
貸付金	162,049	157,411	151,550	148,249	134,643
合計	202,332	200,687	198,410	196,926	194,354
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	205,471	202,332	200,687	198,410	196,926
増加	-	-	-	-	-
減少					
不納欠損	3,139	1,645	2,277	1,484	2,572
3月末残高	202,332	200,687	198,410	196,926	194,354
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	202,332	200,687	198,410	196,926	194,354

基金のうち貸付金の増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
期首	167,268	162,049	157,411	151,550	148,249
貸付	37,492	34,550	31,279	27,299	15,260
償還金	39,572	37,543	34,862	29,116	26,294
不納欠損	3,139	1,645	2,278	1,484	2,572
期末	162,049	157,411	151,550	148,249	134,643

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

9. [地域共生推進課] 地域福祉推進基金

(1) 基金の概要

① 目的

地域福祉を推進し、高齢者、障がい者及び児童等の在宅福祉事業の充実を図るため、平成4年3月に設置した（八尾市地域福祉推進基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成4年3月31日

③ 基金を活用して実施する事業の概要

令和3年度の基金の活用事業のうち主なものは、下表のとおりである。

事業名	基金充当額
母子保健相談支援経費	8,470 千円
小地域ネットワーク活動推進事業経費(事業費)	6,962 千円
地域まちづくり推進経費	5,749 千円
障がい者就労支援事業経費	3,538 千円
生活困窮者学習支援推進経費	2,821 千円
独居・寝たきり高齢者実態調査委託経費	2,076 千円
ボランティア活動振興事業経費(事業費)	1,947 千円

(出典：市より入手したものを監査人が加工)

(2) 担当課

健康福祉部地域共生推進課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

毎年度一般会計歳入歳出予算に定める額及び基金への積立てを指定した寄附金の額、基金の運用から生ずる収益（ただし、八尾市地域福祉推進基金条例第4条第2項の規定により基金として積み立てる場合に限る）が積み立てられる（同第2条）。

② 取崩し

毎年予算編成時に基金充当希望事業について全庁照会を行い、充当事業の内容を含め市で予算を決定し、決定した事業に充てる際に取崩しが行われる。

毎年1回市民等が行う地域福祉を推進するための事業の助成（地域福祉活動の助成）に要する経費及び市が行う地域福祉を推進するための事業に要する経費を決定する。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は下表のとおりである。

令和3年度はふるさと納税の寄附が増加し、積立てが増加している。また、令和3

年度はコロナウイルスの影響で地域福祉活動が減ったこと等により事業費充当額が減少している。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	806,864	765,183	706,847	642,654	624,582
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理期間後残高	793,368	741,127	702,804	637,081	601,746
増加					
積立	12,121	23,230	3,550	5,318	22,688
運用利息	1,375	826	493	255	147
増加計	13,496	24,056	4,043	5,573	22,835
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	806,864	765,183	706,847	642,654	624,582
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	65,737	62,379	69,766	40,907	36,779
出納整理期間後残高	741,127	702,804	637,081	601,746	587,803

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

10. [高齢介護課] 介護保険給付費準備基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市における介護保険に係る財政の健全な運営に資することを目的とし、設置された（八尾市介護保険給付費準備基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成12年4月1日

③ 直近の状況

当基金は、繰替運用として取り崩されるほか、八尾市介護保険給付費準備基金条例第6条に基づき、保険料で充てるべき介護保険事業に要する費用の財源に充てるために取り崩されている。

(2) 担当課

健康福祉部高齢介護課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

該当年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出差引額を剰余金として、翌年度に決算認定を受けて、基金を積み立てる。

② 取崩し

八尾市介護保険給付費準備基金条例第6条に基づき、保険料で充てるべき介護保険事業に要する費用の財源に充てる、若しくは災害等により生じた保険料の減収を補うための財源に充てる経費として取り崩すことになっている。

市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画によって、3年に一度、八尾市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の諮問を経て計画期間中に保険料に充当する基金の額が決定される。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。

平成29年度から令和元年度までは、歳計現金に不足が生じたことから、組替運用を実施している。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	917,596	1,202,712	1,322,189	1,239,509	1,343,101

過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理期間後残高	463,172	944,221	1,229,403	1,146,836	1,262,112
増加					
積立	453,650	257,489	91,921	92,196	80,680
運用利息	774	1,002	865	477	309
繰替運用	1,534,900	800,000	1,202,000		
増加計	1,989,324	1,058,491	1,294,786	92,673	80,989
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
繰替運用	1,534,900	800,000	1,202,000	-	-
減少計	1,534,900	800,000	1,202,000	-	-
3月末残高	917,596	1,202,712	1,322,189	1,239,509	1,343,101
出納整理期間中					
増加	26,625	26,691	24,647	22,603	19,645
減少	-	-	200,000	-	100,000
出納整理期間後残高	944,221	1,229,403	1,146,836	1,262,112	1,262,746

(出典：市より入手)

市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が改定される3年に一度の頻度で保険料に充当する基金の額が決定され、毎年度介護保険事業特別会計の収支の状況に応じて積立て及び取崩しが行われている。

(5) 監査の視点

「基金設置時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金設置時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

11. [健康保険課] 国民健康保険出産費資金貸付基金

(1) 基金の概要

① 目的

出産育児一時金は、出産費用の負担軽減を目的とし、被保険者の出産に際して市町村等から被保険者に対し、一定額の給付が行われるものであり、国民健康保険法第58条第1項に定められる。

当基金は、八尾市国民健康保険出産費資金貸付基金条例によって、当該出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とし設置された（八尾市国民健康保険出産費資金貸付基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成13年4月1日

③ 出産費資金貸付の概要

貸付対象	<p>貸付対象は、1) 出産予定日まで1箇月以内であること、2) 妊娠4箇月以上であり、当該出産に要する費用について医療機関等から請求を受け、又はその費用を支払ったことのいずれかの要件を満たす市の国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険料の納付について完納又は市長が特別な理由があると認める当該世帯の世帯主に対して行われる。</p> <p>ただし、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる者に限られ、八尾市国民健康保険条例第4条第2項に該当する場合、すなわち、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない（同第3条第2項）。</p>
貸付額	<p>資金の貸付額は、出産育児一時金支給見込額の80%以内の額とされている（同第4条）。</p>
利息	<p>貸付金に利息は付されない（同第5条）。</p>
貸付期間	<p>資金の貸付期間は、当該貸付金に係る出産育児一時金が支給される日までの間とされる。ただし、出産の日から14日以内に出産育児一時金の支給の申請がないときは、市長の指定する日までとされる（同第6条第1項）。</p> <p>ただし、世帯に属するすべての被保険者又は出産を予定する被保険者が八尾市国民健康保険の被保険者の資格を喪失したときは、市長は、資金の貸付けを受けた者に対し、資格喪失の日から起算して14日以内に貸付金の全額を償還させるものとされる（同第6条第2項）。</p>

償還方法	貸付申込時に締結した、出産育児一時金支給時に出産育児一時金と貸付金債権を対等額において相殺する旨の停止条件付相殺契約に基づき、出産育児一時金の支給時に出産育児一時金と貸付金債権を対等額において相殺することで償還される（同第7条）。
------	---

- ④ 積立目標額
40,000 千円以内（同第2条）。

(2) 担当課
健康福祉部健康保険課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

基金の運用利息について、会計担当課からの連絡を受け、国民健康保険事業特別会計予算で受け入れ、同額を歳出予算から、当該基金へ振り替えて積み立てられる。また、貸付を行った対象者からの償還額を積み立てられる。

② 取崩し

貸付申請に対する審査後に、当該基金から貸付を振込にて行われる際に取崩しが行われる。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、以下のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	30,465	30,534	30,479	30,599	30,621
貸付金	904	904	987	904	904
合計	31,369	31,438	31,466	31,503	31,525
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	31,300	31,369	31,438	31,466	31,503
増加					
運用利息	69	69	28	37	22
減少	-	-	-	-	-
3月末残高	31,369	31,438	31,466	31,503	31,525
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	31,369	31,438	31,466	31,503	31,525

基金のうち貸付金の増減状況(単位：千円)					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
期首	904	904	904	987	904
貸付	166	83	498	166	83
償還金	166	83	415	249	83
期末	904	904	987	904	904

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

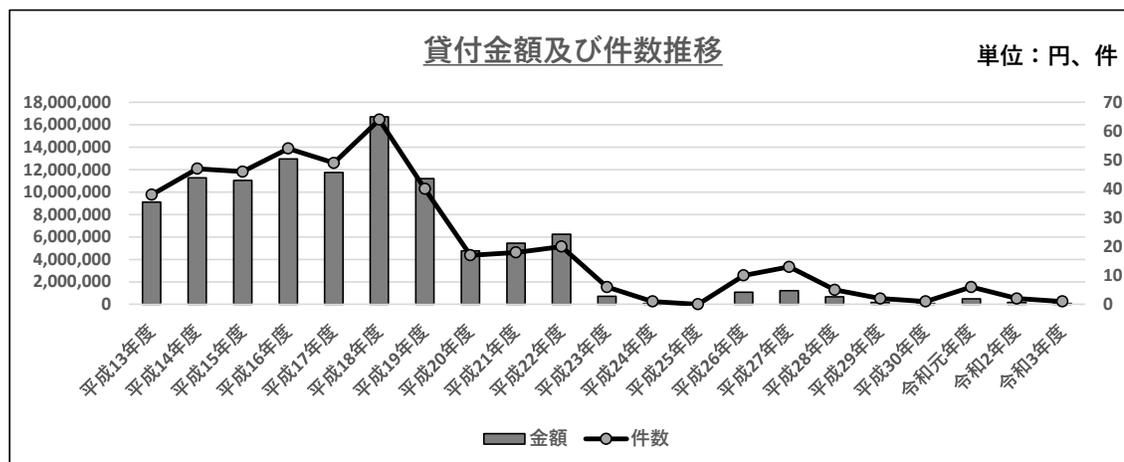
① (意見 11) 基金の廃止若しくは規模の縮小について

【事実】

基金が造成された平成 13 年以降の貸付金額及び件数の推移は以下のとおりであり、平成 18 年度をピークにその後、金額、件数ともに大幅に減少しており、令和 3 年度においては、申請は 1 件の申請のみとなっている。

この背景として、出産育児一時金の直接支払制度が平成 21 年度以降開始されたことが挙げられる。

直接支払制度とは、出産前に被保険者と医療機関（直接支払制度を利用できる医療機関等に限る）が出産育児一時金の支給申請及び受取りに係る契約を結ぶことで、医療機関が被保険者に代わって市町村等に出産育児一時金の申請を行い、直接、出産育児一時金の支給を受けることができる制度である。当該制度を利用することで、出産育児一時金が市町村等から直接医療機関へ支払われ、被保険者はまとまった出産費用を事前に用意する必要がなくなる。本貸付制度は、出産育児一時金の支給時に出産育児一時金と貸付金債権を対等額において相殺する旨の停止条件付相殺契約に基づくものであるため、直接支払制度では利用する機会がなく、直接支払制度の浸透とともに本貸付制度の利用機会が大幅に減少していったものと推察される。



(出典：市より入手した国民健康保険出産費資金貸付基金に係る「貸付債権 年度別調」を監査人が加工)

【意見】

出産育児一時金の直接支払いが普及した結果、出産費資金貸付基金に係る申請件数及び貸付金額が著しく減少する結果となっている。

そもそも出産費資金貸付基金は、出産育児一時金支給時に出産育児一時金と貸付金債権を対等額において相殺することが定められる、出産育児一時金支給までの期間における出産予定の被保険者の費用負担を軽減する目的で設けられたものであり、直接支払いが導入される前の制度を前提としたものであると考えられる。

そのため、今後も当該出産費資金貸付基金のニーズが大きく伸びることは想定されず、当該基金の管理に係るコストがニーズを上回り、当該基金を管理することそのものが非効率となっている可能性がある点危惧される。たしかに申請者が一人でもいる以上、当該貸付制度にニーズがあることも否定できないが、利用状況を踏まえて基金の規模を縮小させることや、出産育児一時金の直接支払制度の周知をすすめることで基金を廃止することは可能と考える。

以上を踏まえれば、出産費資金貸付基金の役割は、直接支払制度の導入によって全うされたものと考え、当該基金の廃止若しくは規模の縮小を検討すべきであると考え

12. [健康保険課] 国民健康保険事業財政調整基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、八尾市国民健康保険の財政運営の安定性及び健全性を確保し、もって国民健康保険事業の持続性の向上を図ることを目的として設置された（八尾市国民健康保険事業財政調整基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成31年3月25日

③ 基金設置の背景と直近の状況

当基金は、平成29年に示された大阪府国民健康保険運営方針に基づき、市の国民健康保険の財政運営の安定性等の確保を目的として平成30年度に設置された。

平成30年度より府下市町村の国民健康保険事業は広域（統一）化されており、令和6年度からは、保険料率も完全統一される。令和5年度までは激変緩和措置期間となっており、その間、保険料の激変緩和、負担軽減の状況に応じて、取崩しが行われている。

(2) 担当課

健康福祉部健康保険課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

該当年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出差引額を剰余金として、翌年度に決算認定を受けて、基金を積み立てる。

② 取崩し

八尾市国民健康保険事業財政調整基金条例第6条に基づき、八尾市国民健康保険の財政運営の安定性及び健全性を確保し、もって国民健康保険事業の持続性の向上を図るための必要な経費がある場合に取崩す。

主な基金の取崩しとしては、収納不足の場合の事業費納付金への充当や、大阪府財政安定化基金への償還等があり、近年では保険料の激変緩和措置として取崩しを行っている。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、下表のとおりである。基金設置以降、保険料の激変緩和や負担軽減の状況に応じて、取崩しが行われている。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	-	-	635,550	615,509	1,208,999
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理期間後残高	-	-	300,000	635,550	615,509
増加					
積立	-	-	435,462	179,864	1,076,999
運用利息	-	-	88	95	57
増加計	-	-	435,550	179,959	1,077,056
減少					
事業費充当	-	-	100,000	200,000	483,566
減少計	-	-	100,000	200,000	483,566
3月末残高	-	-	635,550	615,509	1,208,999
出納整理期間中					
増加	-	300,000	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後残高	-	300,000	635,550	615,509	1,208,999

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金設置時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金設置時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

13. [こども若者政策課] こども夢基金

(1) 基金の概要

① 目的

八尾市の子どもが健やかに育ち、次世代育成を推進することを目的に設置した（八尾市こども夢基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成22年3月31日

③ 基金を活用して実施する事業の概要

子ども・若者の健全育成の推進を図ることを目的とした取り組みに八尾市こども夢基金を活用している。令和3年度の実施事業は、以下のとおりである。

がんばる八尾っ子 応援事業	子どもの個性や能力を向上させることを目的に、スポーツ活動及び文化活動において、八尾市を全国発信する功績等をあげた子どもに対して、表彰及び応援金を交付する。
ひとり親家庭への 学習支援事業	ひとり親家庭の中学生を対象とし、市内数カ所の施設で学習習慣や基礎学力定着のための学習支援等を行う。
若者育成支援事業	ひきこもり等の困難を有する若者及びその家族を支援するための若者電話相談窓口の開設。また、様々な団体の子ども・若者に対する主体的な取り組みについて助成を行い、活動の促進を図る。

(出典：こども若者政策課より入手)

(2) 担当課

こども若者部こども若者政策課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

一般会計歳入歳出予算に定める額及び基金への積立てを指定した寄附金の額、基金の運用から生ずる収益（ただし、八尾市こども夢基金条例第4条第2項の規定により基金として積み立てる場合に限る）が積み立てられる（同第2条）。

② 取崩し

基金残高の状況に応じて、充当事業の方針を決定、目的のための経費に充てる際に取崩しが行われる。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は下表のとおりである。

令和3年度の積立てが増加している要因は、ふるさと納税による寄附の増加である。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	150,830	164,831	174,437	200,812	395,467
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	126,117	150,964	150,632	162,796	177,679
増加					
積立	24,496	13,739	23,729	37,951	217,745
運用利息	217	128	77	65	44
繰替運用	251,804	-	-	-	-
増加計	276,517	13,867	23,805	38,016	217,788
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
繰替運用	251,804	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	150,830	164,831	174,437	200,812	395,467
出納整理期間中					
増加	1,284	879	2,450	2,382	22,367
減少	1,150	15,078	14,091	25,515	13,250
出納整理期間後 残高	150,964	150,632	162,796	177,679	404,584

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (意見 12) 基金を財源に実施する事業の決定方法について

【事実】

ふるさと納税により積立てが増加している中、担当課は、基金活用事業の拡大を図り、令和4年度には「こども総合センター整備事業」で備品購入費として約 17,328 千円充当予定など市民のニーズを踏まえつつ基金活用事業の拡大を進めている。しかし、基金を財源に実施する事業を決定するときに、全庁的照会をかけるといった取り組みは実施していない。

【意見】

子育て、教育、子ども向けの健康などに対する施策は、当基金を担当することも若者政策課以外でも、全庁的に行われている。

したがって、当基金の設置目的である「子どもが健やかに育ち、次世代育成を推進する」ことを達成するために、市全体で子どもの健全な育成を目的とする事業に当基金を活用できるように、市の施策決定プロセスである実施計画・予算編成過程における庁内での議論対象に当該基金の活用も含めた上で、活用する事業を決定していくことが望ましいと考える。

② (意見 13) 基金の活用方針の策定について

【事実】

ふるさと納税により積立てが増加しているが、担当課は翌年度の使用計画を立てているものの、基金の中長期的な活用方針を策定していない。

【意見】

活用方針を策定することにより、基金残高が一時的に膨らんだとしても寄附者の意図に沿った方針の下、事業遂行が行われることが具体的に明示でき、寄附者に対して理解を得られやすいこと、また、活用方針に賛同した市民等から新たな寄附を得るきっかけにもなりうること、中長期的な視点で活用されていくことで取組みに継続性が確保でき、事業に対する効果も期待できること、各年度の取組課題や、その優先順位を決定する際の指針になるといった、効果が得られると考える。

以上から、各年度の基金の活用計画の基礎となる基金の活用方針を担当課は策定すべきと考える。

14. [産業政策課] 産業振興基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市における工場団地の建設等本市産業の振興を図ることを目的として設置された（八尾市産業振興基金条例第1条）。

② 設置年月日

昭和60年3月30日

③ 基金設置の背景と直近の状況

ものづくりのまちである市において、中小企業者の技術力・経営力を強化するために、産業に携わる人材を確保・育成し、新たな事業活動を促進することが求められた。市の各種の産業を守り育てるため、市民と行政が一体となり基金を積立て、その資金で市内の中小企業者を支援している。具体的には、新製品・技術開発や新分野進出等経営・技術革新に取り組む中小企業者を支援するため、その実施に要する経費の一部を助成し、セミナーの開催により中小企業者・中小企業団体と他の事業者等との連携を促進し、産業に関する情報を発信する場を設けている。

令和3年度の基金の取崩しは、令和2年度に続きゼロであった。これは充当を予定していた事業が、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となったこと、また、新型コロナウイルスの影響により、充当を予定していたセミナー等の事業の多くが中止となったため、令和2年度と令和3年度は取崩しの実績がなかったことによる。今後は、従来通り、未来の市の地域経済活性化につながる人材育成や成長促進のために基金を活用していく方針である。

(2) 担当課

魅力創造部産業政策課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

積立金は、預金利息収入もあるが、大部分がふるさと納税を含む寄附による。年度末に債権管理室から示される当該年度にあった当基金への寄附金額から返礼品相当額、事業費充当額を差し引いた金額を基金に積立てしている。

② 取崩し

市内中小企業者等に対して新製品・技術開発や新分野進出等経営・技術革新を支援するため、その実施に要する経費の一部を助成することや、「ものづくりカレッジ」として技術開発や販路開拓などのセミナー等を開催する際に発生する費用を賄うため、基金の取崩しを実施する。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、以下のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	38,750	39,080	42,957	48,511	68,093
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	35,211	38,910	40,055	43,166	48,682
増加					
積立	4,603	1,054	4,637	5,329	19,400
運用利息	59	33	20	17	12
増加計	4,662	1,087	4,657	5,346	19,412
減少					
事業費充当	1,123	917	1,755	-	-
減少計	1,123	917	1,755	-	-
3月末残高	38,750	39,080	42,957	48,511	68,093
出納整理期間中					
増加	160	975	208	170	1,582
出納整理期間後 残高	38,910	40,055	43,166	48,682	69,676

(出典：市より入手)

令和2年度・令和3年度に事業費充当がない理由は、上述のとおり新型コロナウイルス感染症の影響でセミナー等が予定どおりには開催できなかったこと、及び充当を予定していた事業が国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となったことによるものである。

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金設置以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、法律・諸規則で定められた手続が遵守されていることを確認した。また、ホームページへの情報公開の状況、産業振興事業計画と事業の実績に係る資料等を閲覧した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

15. [観光・文化財課] 河内音頭振興基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、八尾河内音頭の振興を図ることを目的とし、設置された（八尾市河内音頭振興基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成29年3月27日

③ 基金設置の背景と直近の状況

当基金は、貴重な地域資源である河内音頭が今後も後世に継承されるよう河内音頭の振興を図るために設置され、市民と行政が一体となって基金を積み立てている。

令和3年度の基金の取崩しは令和2年度に続きゼロであった。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、八尾河内音頭まつりが中止となったためである。今後は規模縮小などの開催手法を検討し、開催に向けて実行委員会と協議を行う方針であり、基金の活用を進めていくとのことである。

(2) 担当課

魅力創造部観光・文化財課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

積立ては、ほとんどがふるさと納税を含む寄附による。債権管理室からのふるさと納税等の寄附受入通知に基づき積立て、運用利子については、会計課からの通知に基づき積み立てている。

② 取崩し

八尾河内音頭まつりの経費に充てるためだけに取崩しがされる。出納閉鎖前に充当事業の決算額が確定した後に一括して取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、以下のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	240	709	-	1,455	6,275

過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	190	325	749	57	1,476
増加					
積立	410	384	316	1,398	4,799
運用利息	0	0	1	0	0
繰替運用	190	-	-	-	-
増加計	600	384	316	1,398	4,799
減少					
事業費充当	360	-	1,066	-	-
繰替運用	190	-	-	-	-
減少計	550	-	1,066	-	-
3月末残高	240	709	-	1,455	6,275
出納整理期間中					
増加	85	40	57	21	313
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	325	749	57	1,476	6,588

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、ホームページへの情報公開の状況を開覧した。また、法律・諸規則で定められた手続が遵守されていることを確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

16. [観光・文化財課] 魅力ある観光創造基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、八尾市の魅力発信及び観光施策の推進を図ることを目的とし設置された(八尾市魅力ある観光創造基金条例第1条)。

② 設置年月日

令和4年3月24日

③ 基金設置の背景と直近の状況

当基金は、市の魅力発信及び観光施策の推進を図るために令和4年3月24日に設置されたばかりであるため取崩しの実績はない。

今後は、市の魅力を発信し観光施策を推進するために、様々な事業を実施するとともに基金の活用を進めていく方針である。

(2) 担当課

魅力創造部観光・文化財課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

積立金は、ふるさと納税を含む寄附による。寄附金に関しては、都度債権管理室からの通知に基づき積み立て、運用利子については、都度会計課からの通知に基づき積み立てる。

② 取崩し

八尾市の魅力発信及び観光施策に係る経費に充てるためだけに取崩しされる。出納閉鎖前に充当事業の決算額が確定した後に一括して取り崩す。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は以下のとおりである。令和4年3月24日に設置された基金であることから取崩しは発生していない。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	-	-	-	-	10,050

過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	-	-	-	-	-
増加	-	-	-	-	10,050
減少	-	-	-	-	-
3月末残高	-	-	-	-	10,050
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	383
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	-	-	-	-	10,433

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、
「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の
選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえ
て、基金の運営について見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監
査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時の状況をまとめた内部管理資料を入手し、ホームページへの情報公開の
状況を閲覧した。また、条例が定められ、寄附が募集されていることを確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められな
かった。

17. [文化・スポーツ振興課] 文化振興基金

(1) 基金の概要

① 目的

市における市民文化の振興事業に充てることを目的に設置した（八尾市文化振興基金条例第1条）。

② 設置年月日

昭和60年3月30日

③ 基金を活用して実施する事業の概要

市では、芸術文化の情報と交流の場を市民に提供すること及び市民の自主的な文化活動の展開によって市民文化の創造及び振興を図ることを目的に建設された八尾市文化会館での芸術文化振興に取り組んでいる。

市は、芸術文化振興に係る業務と文化会館の管理運営業務を指定管理者によるものとしており、当基金は、芸術文化振興に係る業務の財源として活用している。具体的には、下表のような芸術文化事業を実施するにあたり、財源の一部に基金を活用している。

事業名	事業内容
人生の豊かな関わり支援事業	乳幼児や子育て中の方、障がいのある方など様々な理由によりコンサートに参加しづらい方に向けて、親しみやすい内容でお届けするコンサートを開催
地元の魅力未来発信事業	吹奏楽の鑑賞機会を提供する目的で八尾市吹奏楽フェスティバルを開催

(出典：市より入手した資料を元に監査人作成)

(2) 担当課

魅力創造部文化・スポーツ振興課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

一般会計歳入歳出予算に定める額及び基金への積立てを指定した寄附金の額、基金の運用から生ずる収益（ただし、八尾市文化振興基金条例第4条第2項の規定により基金として積み立てる場合に限る）が積み立てられる（同第2条）。

② 取崩し

市の芸術文化振興に資する事業に充てる際に取崩しが行われる。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は下表のとおりである。令和3年度の積立てが増加している要因は、ふるさと納税による寄附額の増加である。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	12,225	12,912	4,133	6,850	18,258
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	23,939	12,270	2,962	4,286	6,892
増加					
積立	1,250	632	1,169	2,562	12,365
運用利息	36	10	2	2	1
繰替運用	47,868	-	-	-	-
増加計	49,154	642	1,171	2,564	12,366
減少					
事業費充当	13,000	-	-	-	1,000
繰替運用	47,868	-	-	-	-
減少計	60,868	-	-	-	1,000
3月末残高	12,225	12,912	4,133	6,850	18,258
出納整理期間中					
増加	45	50	153	42	1,066
減少	-	10,000	-	-	-
出納整理期間後 残高	12,270	2,962	4,286	6,892	19,324

(出典：市より入手)

なお、平成29年度以前は基金が十分にあったため、芸術文化事業の業務費用を基金から充当していた。平成30年度以降は寄附による積立額の減少を要因として基金残高が減少したため、従来のように基金から充当すると枯渇のおそれがあった。そのため、財政課と協議を実施し、一般会計の財源より充当することが決定したため、令和元年度から令和2年度にかけて事業費充当額はゼロとなっている。令和3年度はふるさと納税により積立額が増加したため、財政課と協議を実施し、基金から1百万円を充当している。

(5) 監査の視点

「基金造成時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (意見 14) 基金の活用状況に係る情報開示について

【事実】

当基金の活用状況について、市ホームページの「文化振興基金」ページで写真を添付し、実施した事業の内容を具体的に開示している。しかし、平成 21 年度～平成 26 年度の期間分については開示しているが、平成 27 年度以降は活用状況について具体的に開示していない状況である。

担当課によると、平成 27 年度に他の課の基金の活用状況の開示を確認したところ、写真を添付するなどの具体的な開示を行っていなかったことから、課内で検討し、他の課に合わせて活用状況の開示を簡潔にしたとのことであった。

その結果、平成 27 年度以降は、具体的な事業として、吹奏楽フェスティバルと河内音頭やおフェスタを記載しているのみである。

文化振興基金

[2015年10月26日] ID:22463 ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで

基金のご紹介

八尾市では市民文化の振興事業に充てるため、「八尾市文化振興基金」を設置しています。

基金の活用

八尾市文化振興基金は、芸術文化の情報と交流の場を市民に提供すること、市民の自主的な文化活動の展開によって市民文化の創造及び振興を図ることを目的に設置された八尾市文化会館での芸術文化事業に活用しています。

基金の活用状況

文化会館で行われる八尾市主催の芸術文化事業を実施する際の一部費用として活用しています。

- ◆主な事業
- ・吹奏楽フェスティバル
- ・河内音頭やおフェスタ 他 演劇、音楽公演

平成22年度事業【鑑賞型】(ファイル名: 22prismjigyoku1.pdf サイズ: 337.87KB)
平成22年度鑑賞型事業です。

平成22年度事業【市民参画型】(ファイル名: 22prismjigyoku2.pdf サイズ: 174.85KB)
平成22年度市民参画型事業です。

平成23年度事業【鑑賞型】(ファイル名: 23prismjigyoku1.pdf サイズ: 474.66KB)
鑑賞型事業です。

平成23年度【市民参画型】(ファイル名: 23prismjigyoku2.pdf サイズ: 203.46KB)
市民参画型事業です。

平成24年度事業【鑑賞型】(ファイル名: H24-kansyou.pdf サイズ: 2.10MB)
鑑賞型事業です。

平成24年度事業【市民参画型】(ファイル名: H24-shiminsankaku.pdf サイズ: 667.93KB)
市民参画型事業です。

平成25年度事業【鑑賞型】(ファイル名: H25-kansyou.pdf サイズ: 2.12MB)
鑑賞型事業です。

平成25年度事業【市民参画型】(ファイル名: H25-shiminsankaku.pdf サイズ: 1.46MB)
市民参画型事業です。

平成26年度事業 (ファイル名: H26jigyoku.pdf サイズ: 1.65MB)

(出典：市ホームページより入手)

【意見】

活用状況について具体的に開示を行うことは、寄附の使い道が明確になり実際に寄附した者にとっても有用であると同時に、新たな寄附を呼び込むことにもつながると思われる。しかし、平成 27 年度以降は、それ以前と同様に各種活動に取り組み、活用しているにもかかわらず、従来までと同様の情報開示が行われておらず、寄附者や市民が活用内容を具体的に想起しづらくなっている。

「寄附金はどのように活用されるか」など、より具体的なイメージができるよう、活用状況の要旨を明示すべきであると考えます。

18. [農とみどりの振興課] 緑化基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市における緑化推進事業に充てることを目的として設定された（八尾市緑化基金条例第1条）。

② 設置年月日

昭和60年3月30日

③ 基金設置の背景と直近の状況

緑に恵まれた安らぎと潤いのある八尾市を作ること为目标とし、市の緑化活動の中心となって、緑化重点地域の設定、駅前から農村地域までのあらゆる緑化活動を、住民参加型も含めて企画・運営するために、当基金が設置された。

直近の状況としては、令和3年度の基金の取崩し18,144千円の使途は、市民の緑化意識の高揚や知識の普及を図るために緑化園芸講座や講座・相談会を実施し、また、市民の所有地、事業所、公共施設等の緑化の推進に対する支援を行うために支出した。近鉄八尾駅・JR久宝寺駅付近の公園樹木剪定等の維持管理にも注力した。

(2) 担当課

魅力創造部農とみどりの振興課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

積立金は、預金利息収入もあるが、大部分がふるさと納税を含む寄附による。

② 取崩し

緑化推進事業に充てるため、その一部を処分することができる。具体的には、八尾市緑化基金運営要領の第9条「基金の収益金の使途」に以下のように定められている。

- | |
|---|
| <p>9. 基金の収益金は、次に掲げる経費にあてるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 保全樹木等に対する助成金。(2) 事業所及び市民の所有地等の民間施設における緑化モデル事業（生垣、その他）に対する助成金。(3) 緑化推進地区に対する助成金。(4) 緑化協定を締結した者に対する助成金。(5) 緑化推進のための啓発に要する経費。(6) 緑化樹木等の維持管理経費。(7) その他緑化推進のために特に必要と認められた経費。 |
|---|

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、以下のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	249,058	232,584	215,243	203,681	204,020
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	247,376	231,557	212,339	198,562	186,528
増加					
積立	1,251	831	2,799	5,044	17,449
運用利息	431	196	105	75	42
繰替運用	513,649	-	-	-	-
増加計	515,331	1,027	2,904	5,119	17,491
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
繰替運用	513,649	-	-	-	-
減少計	513,649	-	-	-	-
3月末残高	249,058	232,584	215,243	203,681	204,020
出納整理期間中					
増加	15	60	256	119	2,188
減少	17,516	20,305	16,937	17,272	18,144
出納整理期間後 残高	231,557	212,339	198,562	186,528	188,064

(出典：市より入手)

平成29年度の出納整理とは、市全体の資金運用の効率化のために、一時的に基金から一般財源に資金を移動させている。また、令和3年度の積立が増加した理由は、ふるさと納税による寄附の増加に伴うものである。

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、ホームページへの情報公開の状況を閲覧した。また、緑化計画と事業の実績に係る資料を閲覧し、法律・諸規則で定められた手続が遵守されていることを確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

19. [農とみどりの振興課] さくら基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、市における桜の保全及び再生の事業等に充てることを目的とし、設置された（八尾市さくら基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成26年4月1日

③ 基金設置の背景と直近の状況

当基金は、平成26年に市内の各所の桜を守り育てるため、市民と行政が一体となり基金を積立て、その資金で桜の保全・再生等を推進するために造成された。

令和3年度の基金の取崩しは3,966千円であったが、その用途は、さくら再生事業として玉串川等の桜並木の良好な景観を市民の財産として永続的に保つように、玉串川等の桜並木の再生計画について検討し、地域と協働で保全・再生に取り組み、また、既設公園施設改良事業として恩智城址公園植栽工事（桜再生）の遂行に係るものであった。

(2) 担当課

魅力創造部農とみどりの振興課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

積立金は、預金利息収入もあるが、大部分がふるさと納税を含む寄附による。市内各所の桜を守り育てるため、市民と行政が一体となり基金を積み立て、その資金で桜の保全・再生等を推進するものとしている。

② 取崩し

桜の保全及び再生の事業等に充てる場合に限り、処分することができる。具体的には、八尾市さくら基金運営要領の第7条「基金の処分」に以下のように定められている。

7. 基金は、次に掲げる経費にあてるものとする。

(1)次に掲げる本市が管理する公共用地にある桜であり、かつ市民によって守り育てられている桜の保全・再生等に要する経費

ア. 桜の植替えに係る経費

イ. 桜の施肥、剪定等の維持管理経費

ウ. 桜の健全度等の調査に係る経費

エ. 植樹帯等の施設の整備に要する経費

オ. 広報、イベント開催等に要する経費

カ. さくらマイメッセージ実施に関するメッセージプレート等の作成、設置に要する経費

(2)その他桜の保全・再生等のために市長が特に必要と認める経費

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、以下のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	47,415	45,167	42,743	42,138	52,553
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	45,561	43,726	41,318	39,065	38,176
増加					
積立	1,787	1,404	1,404	3,058	14,368
運用利息	67	37	21	16	9
繰替運用	94,917	-	-	-	-
増加計	96,771	1,441	1,425	3,074	14,377
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
繰替運用	94,917	-	-	-	-
減少計	94,917	-	-	-	-
3月末残高	47,415	45,167	42,743	42,138	52,553
出納整理期間中					
増加	225	141	296	218	1,617
減少	3,915	3,989	3,975	4,180	3,966
出納整理期間後 残高	43,726	41,318	39,065	38,176	50,204

(出典：市より入手)

平成29年度の繰替運用とは、市全体の資金運用の効率化のために、一時的に基金から一般財源に資金を移動させている。また、令和3年度の積立が増加した理由は、ふるさと納税による寄附の増加に伴うものである。

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、法令・規則等で定められた手続が遵守されていることを確認した。また、ホームページへの情報公開の状況、さくら再生事業計画と事業の実績に係る資料を閲覧した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

20. 【農とみどりの振興課】 森林環境譲与税基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下、法律）第 34 条第 1 項に掲げる施策に要する費用に充てることを目的として設置された（八尾市森林環境譲与税基金条例第 1 条）。

② 設置年月日

令和元年 7 月 16 日

③ 基金設置の背景

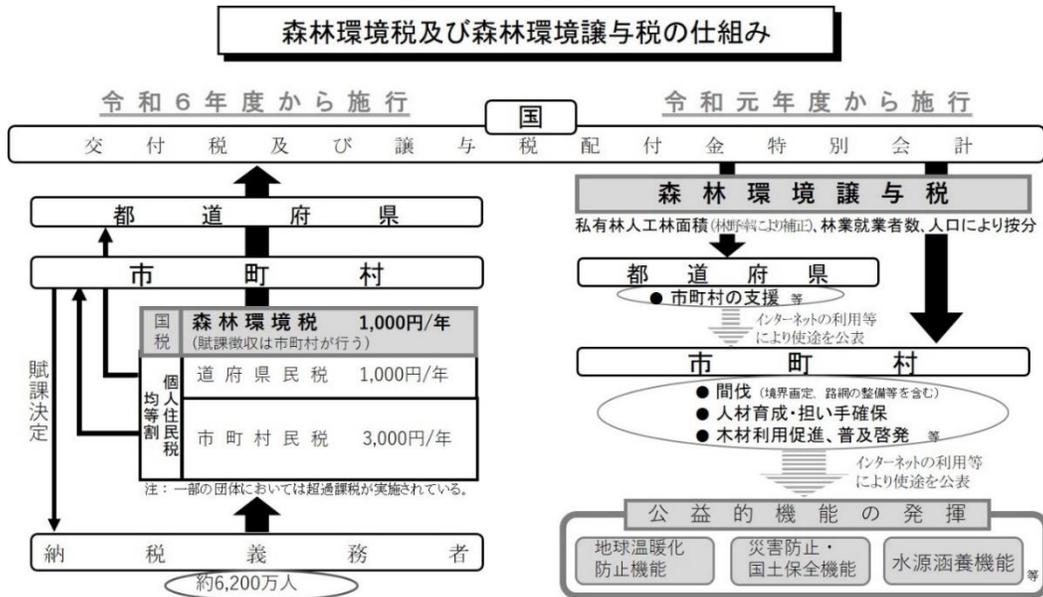
当基金の設置目的は、八尾市森林環境譲与税基金条例の第 1 条にある通り、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下、この項において、法律）第 34 条第 1 項に掲げる施策に要する費用に充てるため」である。

ここで法律第 34 条の第 1 項に掲げる施策とは「森林の整備に係る施策」のことであり、森林環境税及び森林環境譲与税とは、当該法律の第 1 条において「この法律は、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。」と立法趣旨が説明されている。

具体的には、納税義務者である国民から市町村・都道府県を経由して国に集まった資金が、都道府県・市町村を経由して、上述の法律の立法趣旨にある「森林の有する公益的機能の維持増進」に集約される地球温暖化・災害の防止、森林の維持による水源の確保などに使用されるという制度である。

既に国から都道府県、市町村への資金の供給（森林環境譲与税）は令和元年度に開始されており、一方で国民からの徴収（森林環境税）は令和 6 年度から開始される予定である。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組みは、以下のとおりである。



④ 基金の使用状況

当基金は、「八尾市公共建築物等における木材利用基本方針」の第3条「市が整備する公共建築物においては、健康面をはじめ、ヒートアイランドの抑制や炭素の貯蔵等、環境面等における木材の特性を踏まえ、可能な限り木材の利用の検討に努めるものとする。また、公共建築物の模様替え又は改修にあたっては、可能な限り木材の利用の検討に努めるものとする。市が整備する公共建築物においては、市民の目に触れる機会が多いものを中心に、木製備品の導入の検討に努めるものとする。」とあり、市における木材利用の促進・関連する支出に努めている。

以下は、令和元年度、令和2年度、令和3年度における森林環境譲与税の使用状況である。

<令和元年度に受けた譲与税額 10,255 千円の使途内訳>

事業名	事業内容	金額 (千円)
意向調査に向けた基礎資料の作成	八尾市の森林状況を考慮した上で、基礎データを収集し、航空写真に重ね合わせた図面の作成。	937
公共施設における木材利用	八尾市保健センターにおける、親子での幼児のための教室で使用するすべり台を国産木材で整備。	55
令和元年度の使用実績の合計（事業費充当額）		992
令和元年度の譲与税の未使用額		9,263

<令和2年度に受けた譲与税額 21,792 千円の使途内訳>

事業名	事業内容	金額 (千円)
公共施設における 木材利用	令和3年度から実施する公立認定こども園での一時預かり事業用備品（木製おもちゃ・机・いす等）を購入。	2,479
公共施設における 木材利用	八尾市保健センターにおける、妊婦から出産、育児までのさまざまな相談支援を行う相談スペースで使用するテーブル、いす、パーテーションを国産材で整備。	1,184
令和2年度の使用実績の合計（事業費充当額）		3,663
令和2年度の譲与税の未使用額		18,129

<令和3年度に受けた譲与税額 21,708 千円の使途内訳>

事業名	事業内容	金額 (千円)
公共施設における 木材利用	八尾市立桂中学校で体育館の老朽化対策等改修工事において、装材に国産木材を使用し、森林環境譲与税を活用した事業である旨を記載したプレートを設置することにより普及啓発を行った。	10,655
公共施設における 木材利用	八尾市立桂小学校の改築に伴い備品を購入するにあたり、倉庫の棚に国産木材を使用し、森林環境譲与税を活用した事業である旨を記載したプレートを設置することにより普及啓発を行った。	1,060
令和3年度の使用実績の合計（事業費充当額）		11,715
令和3年度の譲与税の未使用額		9,993

(出典：市ホームページより)

(2) 担当課

魅力創造部農とみどりの振興課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

国から譲与された森林環境譲与税額が積み立てられる。

② 取崩し

法律第34条第1項に掲げる施策に要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。

国から譲与された資金の使途案について決裁を行っている。譲与額の使用は、法律の定める使途の範囲内でのみ行われる。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、以下のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	-	-	-	9,266	27,402
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	-	-	-	9,263	27,395
増加					
運用利息	-	-	-	3	7
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
3月末残高	-	-	-	9,266	27,402
出納整理期間中					
増加	-	-	10,255	21,792	21,708
減少	-	-	992	3,663	11,715
出納整理期間後 残高	-	-	9,263	27,395	37,395

(出典：市より入手)

森林環境譲与税額の受け取り開始により令和元年度に設置された基金であり、受け取った額の多くが未使用となっている。森林環境譲与税の譲与基準は、私有林人工林面積が50%・林業就業者数が20%・人口が30%の影響度合いによって譲与額が決定する。都市部に位置する八尾市は相対的に森林面積が少ないものの、人口が約26万人と多いため、結果として譲与額は年2,000万円程度になっている。

なお、林野庁のホームページによると、日本の全市町村の合計においては、譲与額の約5割が使われていない状況にある。

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、制度の趣旨と法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「充当事業の選定について、客観性・計画性はあるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、ホームページへの情報公開の状況を閲覧し、法律・諸規則で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (意見 15) 基金の活用計画の策定について

【事実】

市においては、森林の整備に直接的に多額の支出はなされないため、「八尾市公共建築物等における木材利用基本方針」に従い、工事で国産材を使う、または学校等の施設で使う備品を国産材の製品で購入するなどの使途に基金を使用している。

その結果、令和元年度から令和3年度までに基金に積み立てた譲与額(53,766千円)の約7割(37,396千円)が、令和3年度末において未使用となっている。

担当課では、当基金を活用できる事業がないか、全庁に対してアンケート等を行うことによって情報を集め、翌年度の基金を活用した事業計画に反映させているが、中長期的に活用する事業の有無については確認しておらず、中長期の視点からの使途計画も策定していない。

【意見】

基金を有効に活用するために、中長期の視点で計画を策定し、その上で、当該中長期計画に基づき年度計画を策定、実行するべきである。

そのためには、翌年度の使用可能性のみならず、中長期的な観点での使用可能性について全庁に対するアンケートやヒアリングにより情報を集めることが有用と考える。

なお、中長期の資金使途としては、例えば学校といった公共性が高い施設において大量の木材を使う建設を企画することなどが考えられる。また、市内だけでは木材の使用に限界があるのであれば、東京都昭島市や愛知県豊明市をはじめとして多くの市町村が取り組んでいるように、森林が豊富にある地域の他の市町村と友好的な協定を締結し、基金の余剰資金を原資としたカーボンオフセットに取り組むことを計画する方法もある。そのほかにも、森林地域の市町村の森林整備に対して市の基金の資金を投じ、八尾市民が無償で利用できる木製設備や木製製品を作ってもらうことなども考えられ、他の自治体の取組事例の研究を進めるなどして、具体的な使用計画を検討するべきと考える。

これらに取り組むことで基金残高は、余剰資金ではなく将来の森林環境譲与税の活用に向けた「積立て」と捉えることができる。

この点、担当課によれば、令和4年度は全庁に対するアンケートの充実を図り、中長期計画の策定にも着手しているとのことである。確実な取り組みを期待したい。

21. [土木管財課] 高井道子公園基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、高井道子公園基金条例によって、故高井道子氏の遺志により、同氏から遺贈を受けた土地を公園として整備及び管理する費用に充てることを目的として設置された。

② 設置年月日

平成 16 年 9 月 27 日

③ 基金の使用状況

基金を財源に、高井道子公園内の休養施設及びトイレの光熱水費、高井道子公園の維持管理費（遊具修繕、剪定、清掃や見回り等を含む管理・運営）等に係る支出を賄っている。



(高井道子公園：監査人撮影)

(休養施設)



(2) 担当課

都市整備部土木管財課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

銀行等の預金利息を積み立てる。

② 取崩し

公園休養施設及びトイレの光熱水費、公園の維持管理費（遊具修繕、剪定、シルバー人材センターへの委託料）等の支出により取崩しが行われる。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、以下のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	41,275	39,746	38,186	36,730	35,550
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理期間後残高	41,205	39,712	38,167	36,716	35,541
増加					
運用利息	51	34	19	15	9
繰替運用	19	-	-	-	-
増加計	70	34	19	15	9
減少					
事業費充当	-	-	-	-	-
減少計	-	-	-	-	-
3月末残高	41,275	39,746	38,186	36,730	35,550
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	1,563	1,579	1,471	1,189	1,293
出納整理期間後残高	39,712	38,167	36,716	35,541	34,257

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の積立て・取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (意見 16) 基金の活用方針の策定について

【事実】

平成 16 年に造成した当基金は、令和 3 年度末において 35,550 千円あるものの、収入は数万円の預金利息のみである。毎年度、発生した修繕等に対応して基金を取り崩すのみであるため、現在のペースで使用した場合、おおよそ 30 年後には基金の資金残高がなくなることが見込まれる。

【意見】

高井道子公園は、休養施設が設けられているなど設備が充実しており、市内の他の公園とは異なっている。当面は、現在の資金残高を取り崩すことで、設備や安全な環境を維持・継続させることができるが、資金がなくなる時期を見据え、基金残高が十分にある現時点において、将来的な高井道子公園の在り方を検討し、財源となっている当基金の活用方針を策定することが必要と考える。

22. [住宅管理課] 市営住宅整備基金

(1) 基金の概要

① 目的

当基金は、八尾市営住宅整備基金条例によって、市営住宅の整備事業の資金に充てることを目的として設置された（八尾市営住宅整備基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成16年3月31日

③ 基金設置の背景

当基金が造成されるきっかけとなったのは、平成16年の市営住宅用地の売却による収入金265百万円の発生である。これをその後に市営住宅等の整備に充てるために基金を設置した。

これは、公営住宅法により、公営住宅又は共同施設（これらの敷地を含む。）を譲渡した場合、譲渡の対価は、公営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの修繕若しくは改良に要する費用に充てなければならないとされているためである。基金の設置により、譲渡対価の資金使途を明確化している。

市の人口は平成2年以降減少傾向にある一方、世帯数は増加を続けており、世帯の小規模化が進んでいる。また、高齢化も進んでおり約30%が60歳以上世帯となっている。市は令和2年度に「住宅マスタープラン」を策定し、住民等との協働による住宅政策を実施しているところであり、「耐震改修促進計画」を改定し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っている。

(市営住宅の概況)

市営住宅は、令和3年度において市内に4団地1,862戸立地している。これらは、昭和30年代から平成23年度にかけ建設された住宅であり、令和2年度には、「八尾市営住宅機能更新事業計画（八尾市営住宅長寿命化計画）」を策定し、市営住宅の建替えや改善などの機能更新を推進している。

(2) 担当課

建築部住宅管理課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

公営住宅等用地の土地売却収入、目的外使用収入及び基金利子を積み立てている。

② 取崩し

年度ごとに市営住宅の維持管理等に伴う整備に要した金額、交付金、一般財源等の状況を考慮し、財政課と協議の上取崩し額を決定している。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は、以下のとおりである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	221,055	127,089	36,908	354	6,061
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	286,351	221,075	127,109	36,908	354
増加					
積立	1,111	3,027	6,236	6,232	5,707
運用利息	493	187	63	14	0
増加計	1,604	3,214	6,299	6,246	5,707
減少					
事業費充当	66,900	97,200	96,500	42,800	-
減少計	66,900	97,200	96,500	42,800	-
3月末残高	221,055	127,089	36,908	354	6,061
出納整理期間中					
増加	20	20	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	221,075	127,109	36,908	354	6,061

(出典：市より入手)

令和3年度の事業費充当については、市の財政状況、今後の機能更新事業計画を考慮し行っていない。

(5) 監査の視点

「基金造成の目的、法律・諸規則に準拠した管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在の取崩し状況・残高の推移を踏まえて、基金の運営について見直しを検討する必要があるか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、ホームページへの情報公開の状況を閲覧し、法律・諸規則で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本基金に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

23. [学務給食課] 奨学基金

(1) 基金の概要

① 目的

経済的に進学が困難な生徒に対する奨学金にあてることで、教育機会均等を図ることを目的に奨学制度が設けられ、当該奨学制度の確立を図るため、奨学基金が設置された。

② 設置年月日

昭和 37 年 4 月 3 日

③ 基金の額

基金は、次に掲げるものをもって積み立てる。

- ・一般会計からの支出金
- ・寄附金

(八尾市奨学基金条例第 2 条)

④ 奨学金制度の内容

定員：350 名（申し込み要件を満たす者の中から審査により選考）

給付金額：年額 20,000 円（原則として返還の必要はなし）

申込要件：基準日（当該年度 6 月 1 日現在）において次の 1)～4) の要件を満たすもの

- 1) 八尾市民（住民票登録が八尾市にある生徒）
- 2) 学校教育法による高等学校（定時制・通信制課程含む）・中等教育学校（中高一貫校）の後期課程・高等専門学校（1・2・3 学年）・専修学校（高等課程）に在学している生徒
- 3) 学資の支弁が困難であると認められるもの（世帯全員で前年中の合計所得金額が基準額以下の世帯）
- 4) 向学心を有し、在学学校長から推薦のあるもの

合計所得金額の基準額表（目安）（令和 3 年度）				
世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人
基準額	218 万 4 千円	278 万 8 千円	316 万 4 千円	369 万 9 千円

※給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、自営業の者は年間収入金額から必要経費を引いた金額が、他の所得のない場合に合計所得金額となる。

（出典：市ホームページより監査人が加工）

定員数及び支給額の推移は以下のとおりである。

奨学制度の定員数及び支給額の推移					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
定員数	250 人	250 人	250 人	250 人	350 人
一人当たり年額	4 万 8 千円	2 万円			

(出典：市より入手)

奨学金事業について、令和元年 11 月に策定された新やお改革プラン実行計画にも掲げられ、国や府の類似制度や他市の状況等を踏まえて適正な制度運用となるように令和 2 年度に見直しの方針を決定、令和 3 年度は新たな制度に基づき給付している。

この見直しでは、定員の枠を広げることで広く制度利用を図るとともに、支給金額については、家庭学習に必要なもの（家庭内の参考図書や PC 用学習ソフト等）など他の制度では支給されない部分を対象として算定し直している。

(2) 担当課

教育委員会事務局学務給食課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

寄附金及び基金の運用（奨学基金・三好萬次奨学基金）から生ずる収益を積み立てる。

② 取崩し

基金（奨学基金・三好萬次奨学基金）の運用から生ずる収益部分のみ取崩し奨学金事業に充当している。

(4) 基金残高の増減状況

過去 5 年間の基金の増減状況は、以下のとおりである。近年は、ふるさと納税による寄附金額が増加傾向にあり、基金残高は増加している。

過去 5 年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
預金	157,140	157,822	159,663	161,793	174,100
有価証券	31,630	31,630	31,630	31,630	31,630
合計	188,770	189,452	191,293	193,423	205,730

過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	187,996	188,805	189,497	191,389	193,537
増加					
寄附金	775	647	1,796	2,034	12,193
運用利息	1,849	1,909	1,676	1,741	1,648
三好萬次奨学 基金からの編入	139	139	56	75	45
増加計	2,762	2,694	3,527	3,850	13,886
減少					
事業費充当	1,988	2,047	1,731	1,816	1,693
減少計	1,988	2,047	1,731	1,816	1,693
3月末残高	188,770	189,452	191,293	193,423	205,730
出納整理期間中					
増加	35	45	96	114	1,060
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	188,805	189,497	191,389	193,537	206,790

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近会計年度の基金の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (意見17) 奨学基金の在り方、活用計画の策定について

【事実】

当基金は、基金の運用果実である運用利息に加えて、寄附金のうち返礼品等経費を除いた金額を毎年度末頃に積み立てる。一方で、八尾市奨学金への事業費充当の財源は、基金の運用利息及び一般会計からの充当となっており、寄附金自体は奨学金支給の財源にはなっていない。

八尾市奨学金事業の財源推移（単位：千円）				
年度	決算額	財源の内訳		
		三好萬次 奨学金基金	奨学金基金	一般会計
令和3年度	7,000	45	1,648	5,307
令和2年度	12,004	75	1,741	10,187
令和元年度	11,912	56	1,676	10,179
平成30年度	11,940	139	1,909	9,892
平成29年度	11,852	139	1,849	9,863

（出典：市より入手した財源資料を監査人が加工）

事業費充当の財源として寄附金自体が利用されていない理由について所管部署に確認したところ、昭和38年に制定された八尾市奨学金条例の第2条において「奨学金は、奨学金基金から生ずる利子をもってこれに充て、毎年度予算の範囲内でその額を定める。」と規定されていたためとのことであった。また、寄附は必ず毎年一定額あるものではないため、事業に充てることができるか不透明であることも理由の1つであるとのことである。

【意見】

当基金からの事業費充当は運用利息のみで賄う方針としているため、奨学金事業費の財源は一般会計で補填を受けているが、ふるさと納税による積立分を運用原資に回さず事業費に充当すれば、一般会計からの補填は不要となる。または、基金の積立目標などの計画を立て、積立目標達成までは引き続き寄附金を奨学金基金の運用原資とすることも考えられる。

したがって、ふるさと納税による寄附金の増加という環境変化の中、奨学金基金の将来の在り方を検討し、中長期計画として定めるべきと考える。

なお、担当課によると寄附金等についてより事業に積極的に活用していくよう、令和5年度は利子だけでなく寄附金も事業充当していく予定と伺っている。

24. [学務給食課] 奨学資金貸付基金

(1) 基金の概要

① 目的

経済的理由により私立高等学校等への入学が困難な生徒の保護者に対し、資金の貸し付けを行うことで、教育機会均等を図ることを目的に設置された。

② 貸付制度の概要

貸付の条件等は、八尾市奨学条例により、以下のとおり定められている。

(A) 貸付対象

- 学校教育法に規定する私立高等学校、私立高等専門学校又は私立専修学校の高等課程の入学試験に合格し、4月に第1学年に入学する予定である者
- 本市民で学資に乏しい者
- 向学心を有する者
- 大阪府育英会入学貸付金その他の公的資金の貸付けを受けていない者

(B) 貸付額

140,000円以内

(C) 貸付資金の償還

半年賦又は年賦とする。ただし、その全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(D) 貸付利息等

資金の貸付利息は、免除する。ただし、貸付期間内に償還されない場合は、貸付期間を経過した日の翌日から償還された日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞利子を徴収する。

(E) 一時償還

貸付を受けたものが①修学を辞退し、又は退学したとき、②本市民でなくなったとき、③貸付けの目的以外に使用したときのいずれかに該当するときは、貸付資金の全部について繰り上げて償還させることができる。

以上の要件に照らして、申請内容を確認、所得等による選考を行った上で入学資金の貸付けを行う。

直近5年間の奨学資金貸付基金からの新規貸付件数は以下のとおりである。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1件	2件	2件	2件	0件

(出典：市より入手した資料を監査人が加工)

当貸付制度の利用理由は、担当課の過去の申請者からの聞き取りによると、大阪府育英会入学貸付金の申込みの失念、書類不備等での不採用、公立高校から私立高校への急な進路変更に伴う入学準備金不足等とのことである。

(2) 担当課

教育委員会事務局学務給食課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

新規の積立ては行っていない。

② 取崩し

基金の取崩しは行っていない。ただし、貸倒れによる不納欠損処理が行われた場合は、取崩しとなる。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は以下のとおりである。

基金から貸付及び回収を行っているのみであり、基金の残高は同じ金額で推移している。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	4,278	4,094	4,000	3,934	4,234
貸付金	1,148	1,332	1,426	1,492	1,192
合計	5,426	5,426	5,426	5,426	5,426
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	5,426	5,426	5,426	5,426	5,426
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
3月末残高	5,426	5,426	5,426	5,426	5,426
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	5,426	5,426	5,426	5,426	5,426

基金のうち貸付金の増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
期首	1,144	1,148	1,332	1,426	1,492
貸付	140	280	280	280	-
償還金	136	96	186	214	300
期末	1,148	1,332	1,426	1,492	1,192

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近会計期間の基金取崩しの状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (結果1) 債務者が長期間居所不明になっている債権の不納欠損処理について

【事実】

当基金における貸付のうち、下表にある10件(計960,700円)については、返済期限経過後、未償還額と延滞利子を毎月督促し回収に取り組んできた。しかし、貸付を受けたものが居所不明になって以降は放置されており、回収に向けた取組み若しくは不納欠損処理が行われていない。

番号	貸付年度	貸付年月日	貸付総金額 (単位： 円)	最終回収年月日	未償還金 (単位： 円)
		返済期限			
1	昭和47年度	昭和47年4月1日	110,000	平成2年3月5日	85,000
		昭和50年3月31日			
2	昭和47年度	昭和48年3月30日	110,000	昭和48年6月1日	103,800
		昭和51年3月31日			
3	昭和51年度	昭和52年4月12日	110,000	平成10年3月23日	90,000
		昭和55年3月31日			
4	昭和61年度	昭和62年2月20日	110,000	平成11年12月27日	77,900
		平成2年3月31日			
5	平成元年度	平成2年3月16日	140,000	平成15年5月20日	80,000
		平成5年3月31日			
7	平成2年度	平成3年2月26日	140,000	平成14年2月5日	60,000
		平成6年3月31日			
12	平成16年度	平成17年2月16日	140,000	平成17年5月9日	136,000
		平成20年3月31日			
13	平成16年度	平成17年2月16日	140,000	平成17年5月9日	136,000
		平成20年3月31日			
20	平成19年度	平成20年3月31日	140,000	平成21年5月29日	84,000
		平成23年3月31日			
21	平成19年度	平成20年3月31日	140,000	平成21年11月2日	108,000
		平成23年3月31日			

(出典：市より入手した「八尾市私立高等学校等入学準備資金貸付金未償還者(返還不能)台帳(令和4年3月31日現在)」を元に監査人作成)

【結果】

過去の当基金からの貸付のうち、貸付を受けたものが居所不明になった債権については、早急に回収可能か検討して、回収不能と判断した場合には不納欠損処理を行うべきと考える。

② （結果2）奨学資金貸付基金の名称使用について

【事実】

当基金は、「一般会計・特別会計歳入歳出決算書」における市有財産に関する調書や、「特別会計決算審査意見書・基金の運用状況審査意見書」において、奨学基金とは別に、1つの基金として開示されている。

奨学資金の貸付については、八尾市奨学条例にて貸付対象、条件等が定められており、その財源も、「奨学基金並びに基金から生ずる収益及びその他の収入をもって充てる」と定められている。

ここで、奨学基金の設置は、八尾市奨学基金条例により定められていることが確認できたが、奨学資金の貸付財源としている当基金については、その設置を定める条例を確認できなかった。

担当課によると、当該貸付事業は給付事業と同じ奨学基金で実施している事業であり、貸付という事業の性格上、本体の奨学基金と同じ会計にしておくこと債権の状況を正確に把握することが難しいことから、会計を別にして事業を開始したと推察され、便宜上、奨学基金の銀行預金口座をわけて、当基金として管理しているだけであり、奨学基金の一部であると認識しているとのことである。

【結果】

当基金を管理目的で使用しているが、基金の名称を使用することは、地方自治法第241条に基づく基金と混同し、誤解を招きかねない。したがって、奨学資金貸付基金の名称を使用することは止めるべきである。

③ （結果3）運用益金の処理について

【事実】

八尾市奨学基金条例では、運用益金の処理については第4条に「基金の運用から生ずる収益は、八尾市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。」と明記されている。

一方で、当基金から生じた運用利息については、過去から継続して一般会計歳入歳出予算に計上しており、当基金の積立てには編入していない。

【結果】

当基金は、八尾市奨学基金条例に基づくものであることから、当基金から生じた運用利息については、適用する八尾市奨学基金条例に明記されている運用益金の処理に従い、基金に編入するべきである。

④ （意見 18）利用実績の乏しい貸付事業の廃止について

【事実】

上記「1. 奨学資金貸付基金の概要」に記述したとおり、奨学資金貸付基金からの貸付は、近年ほとんど実績がない状況である。これは、貸付限度額が八尾市の貸付制度より高い大阪府育英会の奨学金を利用するためと考えられている。

大阪府育英会の奨学金は、高等学校等（中等教育学校の後期課程を除く）への入学時に必要な経費の支払に充てるため、高校等入学前に貸付する制度であり、向上心に富みながら経済的理由により修学が困難であり、保護者が大阪府民であれば借りることができる制度であり、八尾市の奨学貸付制度と同様の制度となる。

【意見】

八尾市の奨学資金貸付基金による貸付制度は、大阪府育英会入学貸付金の制度と重複しており、利用実績からかんがみても、八尾市の貸付制度の役割は全うしたと考えられる。したがって、奨学貸付事業は廃止するべきである。

なお、貸付事業廃止までに、大阪府育英会入学貸付金の制度や八尾市の奨学金給付制度の周知方法等に市として課題がないかなど分析・検討し、利用予定者の不利益にならないような取り組みを行うことが望まれる。

⑤ （意見 19）債務者が居所不明になった場合の債権の管理体制の整備について

【事実】

（結果 1）に記載したとおり、10 件（計 960,700 円）の貸付金については、貸付を受けたものが居所不明との理由から未回収の状況である。居所不明後の回収活動記録が残されておらず、未償還金の回収のための取組みや不納欠損処理に向けた手続きが行われていない状況である。

【意見】

平成 21 年度以降に行った当基金からの貸付金については全て回収されていることから、近年の新規貸付に対する回収事務において問題は顕在化していないが、平成 19 年度までに行った貸付において、居所不明を理由として未回収となっている貸付が存在している。

長期的間、居所不明となっている未償還金に対して、回収への取組み、不納欠損に向けた手続きがなされていなかったことを踏まえて、居所不明になった場合の未償還金の取り扱いなど、当貸付事業の回収事務についてルールを整備すべきと考える。

25. [学務給食課] 三好萬次奨学基金

(1) 基金の概要

① 目的

故三好萬次の遺志により、本市の奨学制度の充実を図ることを目的に設置された(八尾市三好萬次奨学基金条例第1条)。

② 設置年月日

平成元年3月30日

③ 基金の額

50,000,000円とする(同第2条)。

④ 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上した上で、奨学基金に繰り出し、八尾市奨学条例に基づく奨学金の給付に充てるものとする(同第4条)。

(2) 担当課

教育委員会事務局学務給食課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

基金の運用から生ずる収益は、「八尾市奨学基金」に積立てを行っている。

(4) 基金残高の増減状況

基金から生じる運用利息については全額奨学基金に積み立てており、基金残高は同額で推移している。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理期間後残高	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
(増加)※	139	139	56	75	45
(減少)※	139	139	56	75	45
3月末残高	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後残高	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

(出典：市より入手)

※基金の運用から生ずる収益は、当基金を通さずに「八尾市奨学基金」に積み立てているが、当表では「三好萬次奨学基金」の運用益と、「八尾市奨学基金」への充当額が分かるように増加(運用益)、減少(「八尾市奨学基金」への充当額)を記載している。

(5) 監査の視点

「基金造成時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近会計年度の基金の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (意見 20) 基金の活用方法について

【事実】

当基金は、設置当初より元本を取り崩すことなく、運用益を奨学基金へ充当することとしているが、令和2年度の運用益は 45 千円であり、その額は直近の5年間を平均しても 90 千円程度である。

【意見】

当基金を設置した平成元年当時の金利は、例えば 10 年物国債金利で 5% を超えているなど（財務省ホームページの国債金利情報より）、運用益により一定の金額を継続的に活用することが可能であり、また、当該基金の元本相当部分を維持することで安定的な事業運営に寄与していたものと考えられる。しかしながら、現在は、金利情勢が大きく異なっており、少額の運用益のみを奨学基金に充当することにとどまっている。

元本を維持し運用益を活用する方法は、安定的かつ継続的な運用に資するものとして、条例制定当時においては適当であったと考えられるが、現状においては、十分な活用方法とは言いがたい。

趣意書には、元本を維持することまでは明記されていないことから、当基金の活用方法については改めて検討すべきと考える。

26. [学務給食課] 杉本久仁一こども食育支援基金

(1) 基金の概要

① 目的

杉本久仁一氏の寄附金に基づき、本市の子どもの食育の充実等に必要とする経費に充てることを目的に設置された（杉本久仁一こども食育支援基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成26年3月26日

③ 基金を活用して実施する事業の概要

令和3年度の基金充当事業の概要	
学校食育推進業務委託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における食育推進に資する取り組み ・家庭の事情等により朝食を欠食した児童等への対応など、食事を含む生活指導に要する物品の購入 ・学校給食に使用する地場産食材の購入
成長手帳作成事業	こども施設運営課が「八尾っ子せいちょうぶっく」を作成

(2) 担当課

教育委員会事務局学務給食課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額、基金への積立てを指定した寄附金の額、基金の運用から生ずる収益から構成される。

年に複数回預金利子等の収納手続きを行い、年度末に賃借料の収納を行い、基金に積み立てる。

② 取崩し

杉本久仁一こども食育支援基金条例第1条の規定に基づき、本市の子どもの食育の充実等に資する事業を選択・決定している。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は下表のとおりである。事業費への充当額と、基金の積立額が同程度であり、基金残高は一定の金額で推移している。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	104,316	104,518	104,558	104,550	104,487

過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	103,929	104,316	104,518	104,558	104,550
増加					
積立	2,741	2,728	2,726	2,726	2,726
運用利息	277	281	112	151	91
繰替運用	7	-	-	-	-
増加計	3,025	3,009	2,838	2,877	2,817
減少					
事業費充当	2,638	2,806	2,799	2,886	2,880
減少計	2,638	2,806	2,799	2,886	2,880
3月末残高	104,316	104,518	104,558	104,550	104,487
出納整理期間中					
増加	-	-	-	-	-
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	104,316	104,518	104,558	104,550	104,487

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近会計年度の基金の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (結果4) 成長手帳作成事業に係る基金からの充当額について

【事実】

当基金の基金充当事業のうち、「成長手帳作成事業」については小学校入学までの子どもの成長記録や健康に関する情報などが掲載された「八尾っ子せいちょうぶっく」の作成に生じた費用を負担している。

八尾っ子せいちょうぶっくは、下記の内容となっている。



1	かかりつけの医療機関	4	13	肥満について	31
2	体質とかかっている病気について	5	14 ☆	歯の健康診査	32～ 37
3	かかった病気	6～7	15	歯の健康について	38～ 40
4	予防接種	8～9	16 ☆	尿検査	41
5	就学前の予防接種の記録	10～ 11	17	視力の発達について	42
6	乳幼児期にかかりやすい感染症	12～ 14	18 ☆	視力検査	43
7 ☆	定期健康診断	15	19 ☆	聴力検査	44
8	標準身長表 標準体重表	16～ 17	20	頭ジラミについて	45
9	横断的標準身長体重 曲線 男子 女子	18～ 19	21	乳幼児突然死症候群 について	46
10 ☆	からだのおおきさ	20～ 26	22	お菓について	47～ 49
11	食事について 3色の食品をバランス よく食べよう	27～ 28	23	備考欄	50～ 53
12	水分補給について おやつについて	29～ 30			

(出典：市より入手)

担当課によると、「八尾っ子せいちょうぶっく」には子どもの食事や健康づくりに関する内容が多く掲載されており、子どもの食育の充実等に必要とする経費に充てるという基金の趣旨に合致していることが、「成長手帳作成事業」の費用を負担している理由とのことである。

しかしながら、担当課は、「八尾っ子せいちょうぶっく」の作成費用について、子ども施設運営課からの請求に従って基金から支出している状況にもかかわらず、その費用支出に関する請求書等の資料については担当課では保管されておらず、基金の目的に沿った支出内容であるかの確認をしていない状況であった。

また、「八尾っ子せいちょうぶっく」における食育に関する記述は、全 50 頁のうち 4 頁であり、作成費用の全額を当基金が負担するには根拠が乏しい状況である。

【結果】

「八尾っ子せいちょうぶっく」の作成費用について、基金の適切な費用負担とすべく、「成長手帳作成事業」に充当すべき費用の根拠となる請求書等を子ども施設運営課から入手し、基金から支出する金額の妥当性について担当課も確認を行うべきと考える。また、作成費用にかかる当基金の負担割合についても、改めて検討を行うべ

きと考える。

② (意見 21) 基金を財源に実施する事業の有効性評価と基金の活用方針の策定について

【事実】

当基金は、過去5年間、積立額と同程度を事業費に充当しており、令和3年度においても事業費充当額は2,880千円にとどまっている。そのため、基金残高は約1億円で推移している。

また、学校食育推進業務委託事業に基金を活用したことを踏まえて、欠食児童等の解消状況の調査といった、事業の有効性評価は行われていない状況である。

【意見】

多様な世帯の増加、食の外部化の進行等により家庭での食教育力が低下していることから、教育機関や学校給食での食育は、最適な次世代教育の場と考えられる。

したがって、寄附の目的である子どもの食育を充実させるためには、現在実施している学校食育推進業務委託事業の有効性評価を行ったうえで、他の事業への活用を含め、さらなる基金の有効活用をするべく基金の活用方法の拡充を進めることが望まれる。

活用方法の拡充にあたっては、農林水産省が令和3年3月に公表した「第4次食育推進基本計画」を参考とするなど、子どもに対する食育の充実させるために、基金の活用方針を定めることが有用と考える。

③ (意見 22) 学校食育推進業務委託事業における欠食児童等に対する食事提供費用の精算方法について

【事実】

当基金の基金充当事業のうち、「学校食育推進業務委託事業」については委託先である八尾市学校給食会に対し委託費として毎年2,500千円が充当されており、令和3年度の八尾市学校給食会からの業務報告書によると「家庭の事情等により朝食を欠食した児童等への対応など、食事を含む生活指導に要する物品の購入」として15千円が利用されている。

なお、朝食を欠食した児童等については市の学校食育推進業務実施要綱に基づいて、一旦教員が朝食代を立て替えて食事の支給を行い、年度末に当事業の委託先業者である八尾市学校給食会に対して請求書に支出の根拠を示す書類を添えて提出した上で精算を行っている。

【意見】

毎年2,500千円が学校食育推進業務委託事業の予算として事業費に充当されているが、委託費の上限が決まっていると、委託費の上限までしか支援を行わないことから児童等に対して必要な支援が行き届かないといったことが生ずる可能性は否定できない。

そのため、欠食児童等に対する食事提供については実績払いとする契約を締結するべきと考える。

27. [生涯学習課] 図書館資料充実基金

(1) 基金の概要

① 目的

八尾市立図書館及び八尾市立学校の学校図書館の図書館資料の充実を図ることを目的とする（八尾市図書館資料充実基金条例第1条）。

② 設置年月日

平成27年7月13日

③ 基金設置の背景

平成27年度に約1億3千万円の遺贈財産寄附があった。遺贈者の意向が「八尾市における図書館サービス及び学校図書館に使ってほしい」であったため、当該寄附の活用に関して基金を設置した。

(2) 担当課

教育委員会事務局生涯学習課

(3) 基金の積立て及び取崩しの方針

① 積立て

一般会計歳入歳出予算に定める額及び基金への積立てを指定した寄附金の額、基金の運用から生ずる収益（ただし、八尾市図書館資料充実基金条例第4条第2項の規定により基金として積み立てる場合に限る）が積み立てられる（同第2条）。

② 取崩し

市立図書館資料及び学校図書館資料の選定、購入を実施し、その経費に充てる際に取崩しが行われる。

(4) 基金残高の増減状況

過去5年間の基金の増減状況は下表のとおりである。

令和3年度の積立てが増加している要因は、ふるさと納税による寄附額の増加に伴うものである。

過去5年間の基金残高の保有状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金	98,005	76,679	58,656	40,450	26,341

過去5年間の基金増減状況(単位：千円)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度出納整理 期間後残高	115,726	98,005	76,714	58,680	40,482
増加					
積立	445	396	1,268	1,111	7,214
運用利息	143	83	39	23	10
繰替運用	56	-	-	-	-
増加計	644	479	1,307	1,134	7,224
減少					
事業費充当	18,365	21,805	19,365	19,365	21,365
減少計	18,365	21,805	19,365	19,365	21,365
3月末残高	98,005	76,679	58,656	40,450	26,341
出納整理期間中					
増加	-	35	24	32	636
減少	-	-	-	-	-
出納整理期間後 残高	98,005	76,714	58,680	40,482	26,977

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「基金造成時の目的、ニーズに沿った管理が行われているか」、「基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか」、「現在のニーズ等を踏まえて、基金を拡大、縮小、見直しを検討する必要はないか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

基金造成時以降の取崩し状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (意見23) 教育委員会への報告事項の明確化について

【事実】

当基金は、平成27年度に約1.3億円の遺贈財産寄附があり、遺贈者の意向が「八尾市における図書館サービス及び学校図書館に使ってほしい」とあったため、当該寄附の活用に関して基金を設置した。その際、毎年度600万円を取り崩して図書館資料の購入を実施する方針が八尾図書館と財政課の協議で決定されている。この決定内容がまとめられた「定例教育委員協議会報告資料」は、教育委員会に提出され、報告されている。

その後、市の財政状況の悪化から、図書館資料の購入に関して、八尾図書館と財政課の協議の結果、一般財源からの充当額を当初の半分とし、当基金からの充当額を当初の3倍に変更している。当該変更に関して、変更内容を教育委員会に報告していなかった。この点、担当課によると、教育委員会への報告事項は課内で検討した上で、必要な事項は報告しているとのことであり、当該変更内容は予算権限のない教育委員

会に報告する必要はないものと判断したためとのことであった。

【意見】

教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することや特に重要と認める事項を決定する機関であることから、その決定にあたり必要な情報は過不足なく提供される必要がある。しかし、教育委員会への報告事項が明確になっていないことにより、必要な報告が漏れ、その結果、中立的・専門的な行政運営を担保するために設置された教育委員会の機能が十分に働かない可能性がある。したがって、教育委員会事務局から教育委員会への報告事項を明確にすべきであると考えます。

②（意見 24）基金の活用状況の開示の拡充について

【事実】

当基金の直近5年間の残高推移は前述したとおりであるが、令和3年度にふるさと納税による寄附額が約6百万円増えているものの、基金充当額を補うほどの増加とはなっておらず、令和5年度に基金が枯渇する状況である。

このような状況の中、新規の寄附へのインセンティブにつながるよう積極的に情報開示を図る必要があるが、活用状況については、ホームページ上で「図書の購入」のみの開示であり、監査日時点で詳細な開示が行われておらず、基金の活用状況に係る開示は十分とはいえない。

【意見】

実施した事業の詳細の開示を行うことは、寄附の使い道が明確になり実際に寄附した者にとっても有用であると同時に、新たな寄附を呼ぶことにもつながると思われる。担当課によると、一般財源と基金から図書資料を購入している状況のため、基金で購入した図書資料を個別に開示するのは難しいとのことであるが、他の財源が含まれていることも示した上で、「寄附金はどのように活用されたか」など、より具体的なイメージができるよう、情報開示を積極的に図るべきであると考えます。

第4 債権の管理について

【1】債権の概要

1. 債権の定義

債権は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利である（地方自治法第240条第1項）。

2. 債権の区分

市が管理すべき対象とする債権には、地方税、分担金、使用料、手数料等の公法上の収入金に係るもののほか、物件の売払代金、貸付料等の私法上の収入金に係るものがある。また、歳出金の誤払い又は過払いに基づく返還金に係るものもある。

債権管理を行う上では、債権の区分により滞納整理の方法や時効制度が異なる。それぞれの債権の特徴は、以下のとおりである。

区分	公債権（公法上の債権）		私債権 （私法上の債権）
	自力執行権のある債権		
債権の種類	公租債権 ●市税	主な公課債権（国税、地方税の滞納処分の例により徴収を行う債権） ●国民健康保険＜国保法79条の2＞（国民健康保険料等） ●介護保険＜介保法第144条＞（介護保険料等） ●保育＜児福法第56条第8項、子ども子育て支援法附則第6条第7項＞（保育所利用者負担金【保育料】、助産施設利用者負担金、母子生活支援施設保育機能利用料、ひとり親家庭保育支援事業利用料、ママ・サポート事業利用者負担金）＜児童扶養手当法第23条第1項＞（児童扶養手当（不正利得によるもの））＜児童手当法第14条第1項＞（児童手当（不正利得によるもの）） ●道路＜道路法第73条第3項＞（負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料）	●幼稚園保育料 ●放課後児童室使用料 ●塵芥処理手数料 など、左記以外の市債権 ＜最高裁の判決等により「私債権」との見解が示されているもの＞ ●市立病院診療料（最判平17.11.21） ●水道料金（最決平15.10.10）

区分	公債権（公法上の債権）		私債権（私法上の債権）	
	自力執行権のある債権		自力執行権のない債権	
		<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療＜高医確保に関する法律第113条＞（後期高齢者医療保険料） ●生活保護費返還金（生活保護法第78条第4項：H26.7以降、第77条の2第2項：H30.10以降） など		
自力執行権	有		なし	
質問検査権	有		なし	
調査権	有		滞納者の所在調査、公官署の公簿のうち第三者が閲覧可能な簿書（不動産登記簿・商業登記簿等）に限られる。（弁護士による任意調査は可能）	
強制処分	強制徴収（滞納処分）		強制執行（裁判所の関与）	
強制処分の要件	督促状の送付		債務名義の取得	
時効期間	5年 地方税法第18条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険料：2年＜国民健康保険法第110条第1項＞ ●介護保険料：2年＜介護保険法第200条＞ ●保育所利用者負担金：5年＜地方自治法236条第1項＞ ●道路・道路負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料：5年＜道路法第73条第5項＞ ●後期高齢者医療保険料：2年＜高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項＞ ほか	地方自治法第236条第1項5年（他の法律に定めがあるものを除く）	各債権により異なる民法（第166条～第169条）各法律 R2.4.1の民法改正後に発生した債権に適用 ※知ったときから5年、できるときから10年の二元的システム
時効の援用	不要		必要	
破産事件時の手続き	破産管財人（弁護士）及び地方裁判所に対して「交付要求」を行なう。		地方裁判所に「破産債権届出」を行う。	
競売事件時の手続き	地方裁判所に対して「交付要求」を行なう。		地方裁判所に対して「配当要求」を行なう。※ただし、要求できる要件有り（債務名義の取得等）。	

（出典：市の債権管理マニュアル）

上述のとおり、市が有する債権は、公法上の原因により発生する「公債権」と私法上の原因により発生する「私債権」に区分される。また、公債権については、「自力執行権のある債権（国税、地方税の滞納処分の例により徴収を行う債権）」と、「自力執行権のない債権」に分かれる。

これらの債権について、地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、その督促、強制執行、その他の保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないとし、また、地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる（地方自治法第240条第2項、3項）。

地方自治法

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

二 過料に係る債権

(以下、略)

したがって、市は債権が発生した場合には法令等に基づき、適正に管理する必要がある。

3. 市の債権管理の概要

市は、「市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期することを目的」として八尾市債権管理条例を定め、同条例の施行に関し必要な事項については八尾市債権管理条例施行規則を定めている。

八尾市債権管理条例は、法令又は他の条例若しくは規則等に特別の定めがない場合に適用されるものであって、市税を含めた市の債権の全体については、市長等の責務（第4条）や台帳の作成（第5条）及び督促（第6条）の義務を定めるに止まり、市税を含めた強制徴収公債権の管理については地方税法、国税徴収法その他関連する条例や規則等に委ねられ、私債権等、すなわち民事徴収公債権（非強制徴収公債権）及び私債権の管理に関して、地方自治法及び地方自治法施行令に対応する事項について定めたものとなっている。

そこで、市では適正な債権の管理、回収、整理を全庁的に進めるため、「債権管理マニュアル（自力執行権のない公債権・私債権編）」を作成している。この財政部債権管理課（現財政部財政課債権管理室）が作成したマニュアルは債権管理の標準的なものであり、「本マニュアルは標準的なものであり、各債権については性質も多岐にわたるため、各債権所管課において本マニュアルを活用し、より個別具体的なマニュアルを作成し、ノウハウの蓄積を進めていくことが重要である。」としている。

(1) 債権の放棄について

地方自治法や地方自治法施行規則においては、債権の放棄にかかる定めがない。地方自治法第96条第1項第10号では、条例に特別の定めがある場合を除き、債権を含めた権利を放棄は議会の議決が必要とされている。

地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

この点、私債権の未納分については、消滅時効期間が経過した場合であっても、債務者が時効の援用をしない限り債権は消滅しないため、債権者である市が債権放棄をしない限り、当該未納債権は、永続的に管理することが求められている。

また、民事徴収公債権（非強制徴収公債権）については、地方自治法第236条によって時効期間の5年を経過すれば当然に債権は消滅するため、私債権と異なるが、債権回収が不可能と時効前に判明している場合であっても、債権は時効期間満了まで消滅しない。

そのため、市では、八尾市債権管理条例第14条において債権放棄の定めを設け、地方自治法第96条第1項第10号の「条例に特別の定めがある場合」に該当するものとして、議会の議決を要することなく、債権を放棄することを可能としている。ただし、条例第14条第2項に規定する市議会に報告することが債権放棄について報告が求められており、八尾市債権管理条例施行規則の第3条において、債権の名称、放棄した債権の件数及び額、放棄した事由を報告事項としている。

八尾市債権管理条例

第14条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 当該その他の債権（当該その他の債権の消滅時効について、時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該その他の債権について、その責任を免れたとき。

(3) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該その他の債権について、履行の見込みがないと認められるとき。

(4) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと認められるとき。

(5) 当該その他の債権について、第8条ただし書に規定する特別の事情があると認める場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(6) 第8条に規定する強制執行等の手続又は第10条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該その他の債権について、債務者が無

資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(7) 第 11 条に規定する徴収停止の措置をとった当該その他の債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

2 市長等は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを市議会に報告しなければならない。

(2) 不納欠損処理

既に調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまった場合や法令に基づいて債務を免除した場合などについて、損失として処分を行う必要がある。債権放棄した場合はもちろん、地方自治法第 236 条によって時効期間の 5 年を経過して当然に債権が消滅した場合も、決算において、改めて不納欠損金として損失処理する。

八尾市財務規則

第 35 条 歳入徴収者は、すでに調定をした歳入金のうち、その徴収の権利が消滅しているものについては、年度末において、不納欠損金として整理しなければならない。

第 36 条 歳入徴収者は、前条の規定により整理したときは、不納欠損金決定書（第 12 号様式）により、財政部長及び会計管理者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、前項の通知を受けたときは、当該年度の不納欠損金として整理をしなければならない。

(3) 決算における年度の債権（収納未済額）の確定

市は、一会計年度の歳入歳出予算の執行の結果・実績を、決算として、地方自治法に基づき作成する。毎年、3月31日をもって当該年度の予算執行は停止され、翌4月1日～5月31日までの出納整理期間において、年度内に収入又は支出すべきと確定したものの、未収又は未払いとなっているものについて、収入と支出の整理が行われ、8月末までに、会計管理者は決算を調製し、証書類その他政令で定める書類と併せて、市長に提出しなければならない（第 233 条）。

地方自治法

(決算)

第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

(出納の閉鎖)

第二百三十五条の五 普通地方公共団体の出納は、翌年度の五月三十一日をもって閉鎖する。

【2】債権の概況

1. 収納未済額の推移

市が有する債権の中で、過去3年間において、調定額（納入金額、納入義務者等の歳入を徴収しようとする権利の内容を調査して決定された額）のうち出納整理期間までに納入されなかった「収納未済額」の発生状況は、以下のとおりである。

＜収納未済額の推移＞

(単位：千円)

債 権 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
雇用保険料個人負担金	-	-	1
市税	827,807	945,408	724,317
特別定額給付金返還金	-	200	200
住宅確保給付金返還金	-	-	351
生活保護費返還金	58,851	58,302	66,262
過年度支出金返還金	2,520	3,626	4,489
老人福祉施設利用者負担金等	880	2,405	3,185
過年度支出金返還金（特別障害者手当等過誤払返還金）	85	61	37
障がい福祉サービス費等返還金	20,709	30,248	57,353
過年度支出金返還金（児童手当・児童扶養手当・子ども手当過誤払返納金）	17,462	15,335	13,786
ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	-	48	-
子育て世帯への臨時特別給付金返還金	-	-	200
未熟児養育医療負担金	1	11	13
認定こども園等利用者負担金等（延長保育利用者負担金・給食費保護者負担金等）	283	408	501
放課後児童室使用料	3,937	3,213	2,796
幼稚園保育料	214	230	145
助産施設利用者負担金	115	115	115
保育所利用者負担金	4,824	2,778	1,942
ひとり親家庭保育支援事業利用料	-	-	2
市民運動広場利用者実費負担分	-	-	14
し尿汲取手数料	748	1,130	891
空き家応急措置費用	1,078	894	834
市営住宅使用料	139,067	139,690	137,398
土地建物使用料等（駐車場・作業場使用料等）	17,667	18,102	18,163

債 権 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市営住宅共益金収入	3,029	3,033	2,913
社会福祉事業消費税過払い返還金	-	-	24,715
診療報酬等返納金	-	30,232	30,232
一 般 会 計 合 計	1,099,277	1,255,469	1,090,855
介護保険料	137,304	123,460	115,322
介護保険法第22条に係る被保険者等返納金	11,046	4,681	4,596
介護保険法第51条に係る過誤払返納金	-	-	1
介護保険法第51条の2に係る過誤払返納金	-	-	-
介護保険法第51条の3に係る過誤払返納金	1,751	548	548
その他返納金	8,611	3,738	3,657
国民健康保険料	2,680,693	2,397,941	2,266,350
国保法第65条に係る返納金	57,682	48,522	48,196
過年度支出金返還金（出産一時金）	352	-	-
後期高齢者医療保険料	20,071	24,652	24,183
診療報酬等返納金	-	7,692	7,692
母子父子寡婦福祉資金貸付金	31,135	32,012	28,813
特 別 会 計 合 計	2,948,645	2,643,246	2,499,358
同和更生資金貸付金	3,630	3,603	3,495
小規模企業緊急小口事業資金貸付金	2,247	2,117	1,988
貸 付 金 債 権 合 計	5,877	5,720	5,483
診療報酬窓口負担分	36,351	37,479	45,161
水道料金	107,819	102,866	98,978
修繕工事収益	329	224	417
下水道使用料	98,453	109,645	113,550
下水道事業受益者負担金	2,627	2,444	2,389
企 業 会 計 合 計	245,579	252,658	260,495
総 合 計	4,299,378	4,157,093	3,856,191

※企業会計分の現年度については、決算（3月末）ではなく5月末時点の金額。

※下水道事業受益者負担金は、企業会計上の資本的収入であり現金主義での経理とされていることから決算書の数値とは異なる。

（出典：市作成の各年度の「債権の収納状況」より監査人が加工）

2. 監査の対象とする債権

監査の対象とする債権は、前記の収納未済額の推移の表に掲載のある債権のうち、以下のものとする。

(単位：千円)

No	債権名	担当課	令和3年度末 収入未済額
1	老人福祉施設利用者負担金等	高齢介護課	3,185
2	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども若者政策課	28,813
3	障がい福祉サービス費等返還金	障がい福祉課	57,353
4	過年度支出金返還金（児童手当・児童扶養手当・子ども手当過誤払返納金）	こども若者政策課	13,786
5	市営住宅使用料	住宅管理課	137,398
6	市営住宅共益金収入	住宅管理課	2,913
7	土地建物使用料等（駐車場・作業場使用料等）	住宅管理課	18,163
8	生活保護費返還金	生活福祉課	66,262
9	過年度支出金返還金	生活福祉課	4,489
10	保育所利用者負担金	保育・こども園課	1,942

監査対象を選定するにあたり、過去に包括外部監査のテーマとして選定されているかどうか、その結果に対する措置状況、過去3年間の調定額、収納未済額の発生状況、発生理由等、債権の内容、金額的重要性、収納率（各年度の収入額を調定額で割ったもの）を勘案した。

【3】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

1. 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見であることを明確にするために、基金にかかる箇所と同様に、項目の見出しに（結果）又は（意見）と記載している。

（結果）については、「事実」と「結果」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「結果」には、財務に関する事務の執行に関する合规性（適法性、正当性）から是正すべき事項を記載している。

（意見）についても、「事実」と「意見」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「意見」には、合规性、有効性、効率性及び経済性の観点から市に参考となる提言等、監査人の意見を記載している。

なお、監査の結果又は意見には該当しないが、市に対する留意事項、市民等に対する情報提供の観点から重要と判断した事項については（結果）又は（意見）の文言は付さずに内容を記載している。

2. 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、以下のとおりである。

項目	結果	意見
債権の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	-	1件
各債権の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	3件	5件
合計	3件	6件

3. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の概要は、以下のとおりである。

債権の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

結果・意見の概要	頁
①（意見25）延滞金の徴収減免手続きの債権管理マニュアルへの追加について	135

各債権の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

債権名（結果・意見の概要）	頁
1 老人福祉施設利用者負担金等	
①（結果5）延滞金の徴収減免手続きについて	137
2 母子父子寡婦福祉資金貸付金	
意見なし	-

債権名（結果・意見の概要）		頁
3	障がい福祉サービス費等返還金	
	①（結果6）延滞金の徴収減免手続きについて	144
	②（意見26）分納期間が長期にわたる債権に係る債務者の財産調査について	145
	③（意見27）分納期間が長期にわたる債権に係る分納期間等の見直しについて	146
	④（意見28）滞留債権の専門家への回収依頼について	146
	⑤（意見29）分納時における口座振替の利用について	147
4	過年度支出金返還金（児童手当・児童扶養手当・子ども手当過誤払返納金）	
	意見なし	-
5	市営住宅使用料	
6	市営住宅共益金収入	
7	土地建物使用料等（駐車場・作業場使用料等）	
	①（結果7）家賃等分納誓約書の記入手続きについて	154
	②（意見30）決裁日付等の記載漏れについて	154
8	生活保護費返還金	
9	過年度支出金返還金	
	意見なし	-
10	保育所利用者負担金	
	意見なし	-

【4】債権の管理全般にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

①（意見 25）延滞金の徴収減免手続きの債権管理マニュアルへの追加について

【事実】

債権の支払遅延に伴い発生する延滞金については、所定の決裁を得て徴収しないケースもあれば、決裁等は経ずに徴収しないケースもあった。延滞金を徴収していない主な理由は、債務者の資力や返済の意欲低下への危惧等を勘案してとのことであった。

債権の延滞金を徴収しないことにかかる決裁漏れに関しては、各債権の監査において、以下のとおり指摘・意見を報告事項として記載している。

<債権の延滞金にかかる指摘・意見の内容>

No	債権名	指摘・意見の内容（抜粋）	頁
1	老人福祉施設利用者負担金等	（結果）納付期限を超過した老人福祉施設利用者負担金等については、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第3条に基づき、原則として延滞金を徴収すべきである。また、特別の理由により市長が必要と認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することが同4条の規定に基づき実施できるため、当該規定を適用する場合は、必要な決裁を得て、その記録を文書として残すべきである。	137
3	障がい福祉サービス費等返還金	（結果）納付期限を超過した障がい福祉サービス費等返還金については、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第3条に基づき、原則として延滞金を徴収すべきである。また、特別の理由により市長が必要と認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することが同4条の規定に基づき実施できるため、当該規程を適用する場合は、必要な決裁を得て、その記録を文書として残すべきである。	144

【意見】

福祉目的のため所得水準に基づき徴収額が決定されるなど、支払能力を超える調定は、そもそも市は実施していない。税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例においても、原則として延滞金を徴収するべきとしており、本来、生活が厳しい中でも支払期限を遵守している市民がいるなかで、公平性・公正性の観点から、期限超過に対しては延滞金を原則どおり、徴収する必要がある。債務者の状況を勘案して延滞金を徴収しないのであれば、その理由を明確にした上で、必要な決裁を得て、文書として残す必要がある。

また、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第4条を適用して減免する際の手続きについては、複数の部署で実施されていなかったことから、債権管理マニュアルに明記して全部署に周知することが望ましいと考える。

なお、今回のサンプルで監査対象とした債権以外でも、各債権管理担当課は同様の事例がないか点検することが望ましい。

【5】各債権の管理にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. [高齢介護課] 老人福祉施設利用者負担金等の債権管理について

(1) 債権の概要

① 発生要因

65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活を送ることが困難な場合に、市が職権で養護老人ホームに入所措置した時に発生するほか、65歳以上の者で、やむを得ない理由により、当該高齢者が特別養護老人ホームに入所することが著しく困難である場合に、必要に応じて市が職権で特別養護老人ホームに入所措置させた時に発生する。

② 債権の種類

老人福祉法に基づく、公債権（非強制徴収公債権）

③ 時効期間

5年（地方自治法第236条第1項）

(2) 担当課

健康福祉部高齢介護課

(3) 調定、収納、債権管理等の業務の流れ

① 調定

・養護老人ホーム

毎年7月、被措置者等より提出された前年分の収入申告書及び添付書類の審査、調査を行い、階層区分の認定及び費用徴収月額の設定を行う。年度途中に入所した場合も手続は同様であり、前年（確定していない場合は前々年度）の収入申告書及び添付書類を元に階層区分の認定及び費用徴収月額の設定を行う。

・特別養護老人ホーム

被措置者の費用の9割相当分は介護保険給付から賄われ、残りの1割（＋食費等の負担額）相当分については市が措置費により支弁することになる。この措置費として支弁した費用は、市が被措置者本人の負担能力に応じて徴収する。

② 収納

毎月2回（15日頃、月末頃）、財務会計システムにおいて収納状況が確認される。

③ 債権管理

滞留債権の管理は個別のエクセルファイルで管理し、債務者に対しては、主として電話にて催告や状況確認などを実施する。未納者に対しては、適宜、債務者本人若しくは施設職員若しくは成年後見人等と連絡を取り合い、確認する。

(4) 債権の残高推移

令和元年度以降の老人福祉施設利用者負担金等の残高の推移は以下のとおりである。令和元年度末時点で1名、令和2年度末時点で6名、令和3年度末時点で3名、それぞれ滞納している。

過去3年間の債権残高の増減状況(単位：千円)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高			
収納未済額	-	880	2,405
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	-	880	2,405
当年度新規発生額	5,785	7,251	9,622
収入額	4,905	5,726	8,841
減免	-	-	-
不納欠損処理額	-	-	-
当年度末残高			
収納未済額	880	2,405	3,185
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	880	2,405	3,185
(補足)			
収納率	84.8%	70.4%	73.5%

(出典：市より入手した資料を元に監査人作成)

(5) 監査の視点

「漏れなく正確に債権の調定が行われているか」、「適切な回収が図られているか」、「債権管理は適切に行われているか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近会計期間の調定、収納をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (結果5) 延滞金の徴収減免手続きについて

【事実】

養護老人ホームの場合とは環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活を送ることが困難なものに対して市の職権による措置入所であり、また特別養護老人ホームの場合とは介護度が高く、日常生活を営むのに支障があるものに対して市の職権による措置入所である。それぞれ本人による支払いが困難なケースが多い状況であるため、これらの状況に配慮して未納者からは滞留債権に対する延滞金を徴収していない。

【結果】

延滞金の徴収を回収可能性の観点から検討しているように思われるが、本来、その判断は債権の種類、指定した支払期日からの延滞状況に応じて検討すべきものであり、回収可能性の観点からの判断は、別の論点である。

老人福祉施設利用者負担金等は、高齢者施設の入所サービスの対価であり、本人の負担能力を勘案して決定されたものであるため、通常、即時全額返金が原則と考えられ、納付期限を超過した老人福祉施設利用者負担金等については、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第3条に基づき、原則として延滞金を徴収すべきである。また、特別の理由により市長が必要と認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することが同4条の規定に基づき実施できるため、当該規程を適用する場合は、必要な決裁を得て、その記録を文書として残すべきである。

なお、利用者は、環境上の理由又は経済的理由若しくはやむを得ない理由により老人福祉施設を利用していることから、負担金の支払いが滞った段階で、市は直近の収支状況を把握するとともに、支払遅延の発生理由等の要因も勘案して、老人福祉法の規定に基づく措置費徴収規則第5条第5項の規定を適用し、支払可能な金額に費用徴収月額の変更ができるか、検討していくことが望ましいと考える。

2. [こども若者政策課] 母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理について

(1) 債権の概要

① 発生要因

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図ることを目的としており、資金を貸付けた場合に発生する。修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金の12種類がある。

② 債権の種類

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、八尾市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則等に基づく私債権である。

③ 時効期間

- ・改正民法施行日前に行った貸付けは改正前民法の規定が適用され、10年
- ・改正民法施行日以後に行った貸付けは改正民法の規定が適用され、権利を①行使することができることを知った時から5年②行使することができる時から10年
(改正前民法第167条、改正民法第166条)

(2) 担当課

こども若者部こども若者政策課

(3) 調定、収納、債権管理等の業務の流れ

① 調定

貸付申請時にシステム登録した月賦、半年賦、年賦の償還計画に基づき調定を行う。調定額の基となる償還計画についてはシステム管理を行っており、貸付システムの調定処理の際に合わせて財務会計システムの調定処理を行っている。

② 収納

口座振替での収納は伝送データを取り込み、納付書での収納は、会計課より送付される領収済通知書のバーコードを読み込み、貸付システムにて消し込み作業を行っている。また、充当順位は元利金、違約金（違約金徴収事務取扱要領にて償還金が全額償還された後に通知する旨規定）の順としている。なお、毎月末に貸付システムと財務会計システムとの収納金額の一致を確認している。

③ 債権管理

貸付システムにて行っており、納期限を経過した債務者へは督促状の発送を行っている。また、弁済能力の判定は生活状況の聴き取りを行い、分納誓約及び債務承認をさせている。なお、令和3年度より、常習的な滞納者については、状況に応じて回収を民間の回収専門業者へ委託している。

(4) 債権の残高推移

令和元年度以降の母子父子寡婦福祉資金貸付金の残高は以下のとおりである。

過去3年間の債権残高の増減状況(単位：千円)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高			
収納未済額	31,224	31,135	32,012
履行期限未到来債権額	290,557	293,040	280,520
計	321,782	324,176	312,532
当年度新規発生額	29,968	13,372	13,044
収入額	27,574	25,016	29,553
減免	-	-	-
不納欠損処理額	-	-	2,504
当年度末残高			
収納未済額	31,135	32,012	28,813
履行期限未到来債権額	293,040	280,520	264,706
計	324,176	312,532	293,519
(補足)			
収納率	47%	44%	49%

(出典：市より入手した資料を元に監査人作成)

令和2年度から「当年度新規発生額」が半減している理由は、高等教育の修学支援新制度の導入により、当該制度による支援額を控除して貸し付けることとされているためである。また、令和3年度の「不納欠損処理額」は、返済の延滞が続いていた当該債権にかかるすべての債務者が免責許可決定を受けたため、年度末に不納欠損処理したものである。

令和3年度末で294百万円の貸付残高に対して、残高の10%である29百万円の収納未済額がある(残高の90%である265百万円は全て履行期限未到来債権)。

下表は「収入未済額」を発生年数別の整理したものである。

(単位：千円)

滞納年数	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超	合計
滞納金額	2,222	1,977	2,041	1,822	1,845	18,906	28,813

(出典：市より入手)

<貸付の発生・収納状況の推移>

(単位：円)

債権所属	調定額	収入済額	償還率	償還免除額	不納欠損処分額			未収入額
					前年度末 現在	当年度 処分額	当年度末 現在の計	
年度	A	B	C(B/A)	D	E	F	G(E+F)	H(A-B-G)
昭和60年	118,920	118,920	100%	—	—	—	—	—
昭和61年	237,840	237,840	100%	—	—	—	—	—
昭和62年	237,840	163,540	69%	—	—	—	—	74,300
昭和63年	237,840	—	0%	—	—	—	—	237,840
平成元年	237,840	—	0%	—	—	—	—	237,840
平成2年	237,840	—	0%	—	—	—	—	237,840
平成3年	510,399	272,559	53%	—	—	—	—	237,840
平成4年	553,046	422,824	76%	—	—	—	—	130,222
平成5年	482,126	149,150	31%	—	—	—	—	332,976
平成6年	530,126	197,150	37%	—	—	—	—	332,976
平成7年	573,326	240,350	42%	—	—	—	—	332,976
平成8年	846,376	513,400	61%	—	—	—	—	332,976
平成9年	1,020,866	687,890	67%	—	—	—	—	332,976
平成10年	868,532	715,590	82%	—	—	—	—	152,942
平成11年	1,102,840	735,825	67%	—	—	156,315	156,315	210,700
平成12年	1,438,540	950,750	66%	—	—	204,540	204,540	283,250
平成13年	1,842,722	1,261,382	68%	—	—	204,540	204,540	376,800
平成14年	2,499,169	1,848,473	74%	—	—	226,040	226,040	424,656
平成15年	3,243,962	2,597,090	80%	—	—	132,690	132,690	514,182
平成16年	4,274,407	3,569,517	84%	—	—	98,600	98,600	606,290
平成17年	5,681,137	4,835,691	85%	—	—	98,600	98,600	746,846
平成18年	7,174,231	6,355,464	89%	—	—	78,327	78,327	740,440
平成19年	8,399,941	7,538,645	90%	—	—	87,636	87,636	773,660
平成20年	9,185,934	8,487,481	92%	—	—	—	—	698,453
平成21年	10,532,226	9,791,206	93%	—	—	—	—	741,020
平成22年	12,492,293	11,521,756	92%	—	—	—	—	970,537
平成23年	14,805,656	13,666,708	92%	—	—	—	—	1,138,948
平成24年	16,827,515	15,733,548	93%	—	2,300	77,145	79,445	1,014,522
平成25年	18,198,523	16,831,539	92%	—	11,500	120,456	131,956	1,235,028
平成26年	19,877,101	18,339,478	92%	—	13,800	120,456	134,256	1,403,367
平成27年	20,734,123	18,715,470	90%	—	13,800	120,456	134,256	1,884,397
平成28年	22,676,839	20,374,766	90%	—	13,800	119,403	133,203	2,168,870
平成29年	23,733,696	21,755,318	92%	—	13,800	119,403	133,203	1,845,175
平成30年	23,288,190	21,289,584	91%	—	57,500	119,403	176,903	1,821,703
平成31年	27,484,633	25,322,988	92%	—	—	120,456	120,456	2,041,189
令和2年	25,892,274	23,794,321	92%	—	—	120,456	120,456	1,977,497
令和3年	28,857,991	26,457,667	92%	—	—	178,679	178,679	2,221,645
合計	316,936,860	285,493,880	90%	—	126,500	2,503,601	2,630,101	28,812,879

(出典：市より入手した資料を監査人が加工)

平成 19 年以降は、年度ごとの調定額に対する入金額の比率は 90%を超えている。
最長 240 回（20 年）まで設定可能な返済期間に対して、債務者が返済困難な状況となった場合に期間延長できるよう、最長 16 年間の償還計画を立てさせている。
生活支援に係る長期債権において、年度ごとの調定額が年々増加している中、直近 15 年間にわたり 90%超と高い回収率を維持できていることについては評価できる。

(5) 監査の視点

「漏れなく正確に債権の調定が行われているか」、「適切な回収が図られているか」、「債権管理は適切に行われているか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近 3 会計年度の調定、収納をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本債権に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

3. [障がい福祉課] 障がい福祉サービス費等返還金の債権管理について

(1) 債権の概要

① 発生要因

障がい福祉サービス事業所等への実地指導等により、事業所が行う障がい福祉サービス費の請求内容に誤り等が発覚した際に発生する。

② 債権の種類

障害者総合支援法に基づく強制徴収公債権（不正分。以下、「不正請求分の債権」という。）

障害者総合支援法に基づく非強制徴収公債権（過誤分。以下、「過誤請求分の債権」という。）

障がい福祉サービス事業所等への実地指導等により、事業所が行う障がい福祉サービス費の請求内容に誤り等が発覚した際に発生するものであるため、ともに債務者は個人ではなく、法人等の事業者となる。

③ 時効期間

5年（地方自治法第236条第1項）

(2) 担当課

健康福祉部障がい福祉課

(3) 調定、収納、債権管理等の業務の流れ

① 調定

障がい福祉サービス事業所への実地指導（他市実施含む）等により、事業所が行う障がい福祉サービス費等の請求誤りや不正請求の発覚により返還が発生する。事業所の指定事務等を行う福祉指導監査課と内容や不正等の期間を精査の上、返還額を決定し調定処理を実施する。

② 収納

年度当初に当該年度分の納付書が送付され、財務会計システムにて収入状況が確認される。

③ 債権管理

滞留債権の管理は個別のエクセルファイルで管理し、債務者に対しては、主として電話にて催告や状況確認などを実施する。回収を弁護士等に委託することはしていない。

(4) 債権の残高推移

令和元年度以降の障がい福祉サービス費等返還金の残高の推移及び令和3年度の発生年度別内訳は以下のとおりである。

令和3年度に残高が大きく増加しており、個別の案件の発生によって一時的に増加

したものであり、社会環境の変化等といったものではない。

過去3年間の債権残高の増減状況(単位：千円)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高			
収納未済額	23,803	20,709	30,248
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	23,803	20,709	30,248
当年度新規発生額	27	12,370	31,927
収入額	14	2,818	4,822
減免	-	-	-
不納欠損処理額	3,107	13	-
当年度末残高			
収納未済額	20,709	30,248	57,353
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	20,709	30,248	57,353
(補足)			
収納率	0.1%	8.5%	7.8%

(出典：市より入手した資料を元に監査人作成)

令和3年度の収入未済額の発生年度別内訳(単位：件、千円)		
発生年度	件数	金額
平成28年度	1	19,291
平成29年度	1	968
平成30年度	1	87
令和元年度	0	-
令和2年度	2	6,771
令和3年度	3	30,236
合計	8	57,353

(出典：市からの入手資料を監査人が加工)

(5) 監査の視点

「漏れなく正確に債権の調定が行われているか」、「適切な回収が図られているか」、「債権管理は適切に行われているか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近3会計期間の調定、収納をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (結果6) 延滞金の徴収減免手続きについて

【事実】

不正請求の場合、加算金を徴収していること、また過誤請求の場合も返還金が多額になることがあり、債務者にとっては元本部分の返済もままならないこともあるということを背景として、いずれも地方自治法第231条の3第1項に定められる延滞金の

徴収が可能である公法上の債権に該当するものの、滞留債権に対する延滞金を徴収していない。

【結果】

延滞金の徴収を回収可能性の観点から検討しているように思われるが、本来、その判断は債権の種類、指定した支払期日からの延滞状況に応じて検討すべきものであり、回収可能性の観点からの判断は、別の論点である。

障がい福祉サービス費等返還金は、過去に市から受領した障がい福祉サービス費等の返還金であるため、通常、即時全額返金が原則と考えられ、納付期限を超過した障がい福祉サービス費等返還金については、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例第3条に基づき、原則として延滞金を徴収すべきである。また、特別の理由により市長が必要と認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することが同4条の規定に基づき実施できるため、当該規程を適用する場合は、必要な決裁を得て、その記録を文書として残すべきである。

②（意見 26）分納期間が長期にわたる債権に係る債務者の財産調査について

【事実】

障がい福祉サービス費等返還金の収納は、過誤請求分の債権の場合、原則として翌月以降の障がい福祉サービス費と相殺されるが、債務者の財政状態等によっては、市と債務者間の個別協議の結果、それ以外の収納が選択されるケースがある。

また不正請求分の債権の場合、事業者に障がい福祉サービスの継続に疑義が生じるケースがあるため、障がい福祉サービス費との相殺は認められず、別途収納を図ることになる。

ここで、債務者との協議の結果、分納となるケースが存在するが、その分納期間の決定にあたって、債務者から債務者の財産及び収入・支出の状況を証明する書類の提出を求める等の対応はとっておらず、債務者の自己申告による財産及び収入・支出の状況を基に協議の上、決定される。

ここで障がい福祉サービス費等返還金の管理台帳を閲覧したところ、令和3年度の方納期間別の内訳は以下のとおりであり、中には498回払い（返済期間約41年間）や95回払い（返済期間約8年間）と、分納期間が長期間に及ぶものがあつた。この場合においても、分納期間の決定に際して、債務者の財産状況や収入・支出の状況は自己申告によるものとなつていた。

令和3年度の方納期間別内訳(単位：千円)	
分納期間	金額
1年内	87
1年超5年内	6,772
5年超10年内	5,945
10年超	44,549
合計	57,353

(出典：市からの入手資料を監査人が加工)

【意見】

一般的に返済期間が長期化すればするほど、その回収可能性は大きく下がるため、当該対応の結果、本来回収できた債権が回収できず、不納欠損処理されるおそれがある。

そのため、分納期間を長期とするのは、やむを得ない場合に限られるべきであり、その判断にあたっては、自己申告のみでは不十分であり、事実を証明する文書を確認すべきと考えられる。

以上のことから、収納の期間が長期に及ぶ等、一定の要件に該当する場合には、その分納期間の決定にあたって、債務者から決算書、確定申告書等の当該事業者の財産状況及び収入・支出状況を把握することができる証明書類の提出を条件とする等、より慎重な対応を行うべきであり、それを規定として明文化した上で市として運用すべきと考える。

③ （意見 27）分納期間が長期にわたる債権に係る分納期間等の見直しについて

【事実】

障がい福祉サービス費等返還金の債権に係る債務者の財産調査等は、債権発生時以後、実施されることはなく、分納期間の見直しが行われることもない。

【意見】

分納期間を複数年にするなど、長期にわたる分納を容認しているが、時の経過に伴う債務者の財産状況等の再調査等が行われていないため、本来であればより短い期間で回収することのできる機会を逸しているおそれがあると考えられる。

以上のことから、収納が分納によって行われる場合には、債務者の財産状況等の定期的な更新を行い、分納期間の見直しの可否を検討すべきと考える。

④ （意見 28）滞留債権の専門家への回収依頼について

【事実】

現在、債権回収について弁護士や専門業者に依頼している事例はなく、全て市職員によって回収努力が図られ、時効到来等の債権消滅があったタイミングで不納欠損処理している。

当該債権の回収に関して、弁護士若しくは専門業者に依頼している実態はなく、過去、依頼した実績もない。

【意見】

通常、金額が大きく、滞留期間が長期化し、加えて市職員の度重なる督促にも誠実に対応しないような債務者に対する債権は、法的強制力等、債務者が予見しない権限をもって請求しない限り、その後、継続して回収努力を図ったとしても、回収が望める可能性は極めて低い。

そのため、如何なる状態にあっても、弁護士等に回収を依頼しない現状では、回収可能性が低いにも関わらず、その作業を職員が行い続けるという点で、非効率な状態が放置されているとともに、弁護士等に回収を依頼することで得られる債権回収の機会を逸しているといえる。

以上のことから、回収、督促に関する内部規定を策定し、滞留期間、債務者の状況等、一定要件を定め、弁護士等に回収を依頼する等、回収可能性が高める施策を図るべきと考える。

⑤ (意見 29) 分納時における口座振替の利用について

【事実】

現在、債権回収において、分納等による場合、市から納付書を送付し、債務者の入金後、当該入金額を確認している。

収納にあたって過去に事例のないことから、口座振替は利用されておらず、毎月、上記手続きを市職員が実施し、未入金であった場合には、個別に債務者に連絡する等の対応をとることで収納漏れを防止している。

【意見】

債務者が振込手続きを手作業で行う以上、収納漏れのおそれが生じるため、その度に市職員としては、確認、振込みの督促を行う必要がある。

この点、同作業に関して、口座振替の利用を原則とすることで、省力化、簡略化することができるとともに、収納漏れを防ぐこともできる。

以上のことから、収納にあたっては、口座振替の利用を原則とすることを検討すべきと考える。

4. [こども若者政策課] 過年度支出金返還金（児童手当・児童扶養手当・子ども手当過誤払返納金）の債権管理について

(1) 債権の概要

① 発生要因

児童手当・児童扶養手当・子ども手当の支給後、支給対象月より前の時点で児童手当・子ども手当受給者が公務員となった場合や児童扶養手当受給者が年金を受給するようになった場合など、本来支給要件がない人に対して支給を行った場合に発生する。

② 債権の種類

地方自治法に基づく公債権（非強制徴収公債権）

③ 時効期間

5年（地方自治法第236条第1項）

(2) 担当課

こども若者部こども若者政策課

(3) 調定、収納、債権管理等の業務の流れ

① 調定

本人からの届出や公簿等の情報に基づき、過誤払いとなった金額（債権額）を算出し、財務会計システムにて調定処理を行う。

② 収納

定期的に財務会計システムにて、納付状況を確認し、納付が確認できた場合は、システム及び債権管理台帳へ消込処理を行っている。なお、職員2名によるダブルチェックを実施し、消込金額、債権残高が一致しているか等の確認を行っている。

③ 債権管理

債権発生時に、債権管理台帳へ債務者情報を登録し、債務者ごとに債権管理カードを作成する。（基本情報・過払い発生事由・年度等を記録）債権発生の際の説明とともに、返済計画について交渉し、必要に応じて分納誓約を交わした上で納付書を手交している。滞留債権の管理はシステム及び債権管理台帳で管理し、債務者に対しては、毎年、11月から12月頃に、分納誓約が不履行となっているもの、納付相談ができていないもの等に対し、文書や電話による催告を行っている。連絡が取れない場合等は臨戸訪問を実施している。

(4) 債権の残高推移

令和元年度以降の過年度支出金返還金（児童手当・児童扶養手当・子ども手当過誤払返納金）の残高の推移は以下のとおりである。

過去3年間の債権残高の増減状況(単位：千円)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高			
収納未済額	19,976	17,462	15,335
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	19,976	17,462	15,335
当年度新規発生額	5,895	4,139	2,918
収入額	7,877	5,696	3,600
減免	-	-	-
不納欠損処理額	532	570	867
当年度末残高			
収納未済額	17,462	15,335	13,786
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	17,462	15,335	13,786
(補足)			
収納率	30.4%	26.4%	19.7%

(出典：市より入手した資料を元に監査人作成)

令和元年度の「収納率」が高い理由は、分母分子に公的年金の遡及受給者からの児童扶養手当過払金の返還が含まれているためである。

なお、児童扶養手当の受給者が公的年金（遺族年金や障害年金等）を受給することになった場合、「公的年金の月額」と「児童扶養手当の月額」を比較し、公的年金の月額の方が多いと、児童扶養手当は支給されない。公的年金を遡及して受給することになった場合、遡及期間が長いと多額の児童扶養手当過払金が発生するが、初回年金が支払われる際に遡及期間の年金がまとめて支給されるため、それを原資として全額一括返還を受けるケースが多い。したがって、このような理由で返還がされた年度は、他の年度に比べて相対的に「収納率」が高くなりやすい。

(5) 監査の視点

「漏れなく正確に債権の調定が行われているか」、「適切な回収が図られているか」、「債権管理は適切に行われているか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近3会計年度の調定、収納の状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本債権に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

5 6 7. [住宅管理課] 市営住宅使用料・市営住宅共益金収入・土地建物使用料等（駐車場・作業場使用料等）の債権管理について

(1) 債権の概要

① 発生要因

市営住宅使用料・市営住宅共益金収入・土地建物使用料等（駐車場・作業場使用料等）は、市営住宅の入居者が負担または使用により発生するものである。

市営住宅使用料	市営住宅の家賃であり、入居者の収入の申告に基づいて算出した額を毎年決定している。
市営住宅共益金収入	入居者が共同使用する部分に要する費用（エレベーターや廊下灯等の電気料金等）を賄うため徴収している
土地建物使用料等（駐車場・作業場使用料等）	市営住宅の入居者が使用するために整備された駐車場、作業場の使用料及び目的外使用料である。入居者等への使用許可により発生する。

市の市営住宅は、市営萱振住宅（緑ヶ丘 1 丁目）、市営大正住宅（西木の本 4 丁目）、市営西郡住宅（桂町 1 丁目他）、市営安中住宅（南本町 8 丁目他）があり、現在住宅に困っている低所得者や収入基準に合致する市内在住者などが、入居できる。入居の募集時期は、年 2 回（6 月上旬、12 月上旬）となっている。

② 債権の種類

公営住宅法及び住宅地区改良法、八尾市営住宅条例、八尾市営住宅条例施行規則等に基づく私債権

③ 時効期間

5 年（民法第 166 条第 1 項第 1 号）

(2) 担当課

建築部住宅管理課

(3) 調定、収納、債権管理等の業務の流れ

① 調定

市営住宅使用料は、入居者から提出された収入申告書を基に住宅管理システムにて算定し、入居者に通知する。年度当初に調定を行い、その後金額に変更が生じた分については定期的に調定変更を行う。土地建物使用料等（駐車場・作業場使用料等）及び市営住宅共益金収入も、年度当初に調定を行い、その後金額に変更が生じた分については定期的に調定変更を行う。

② 収納

会計課より、金融機関等で収納された納付書の領収済通知書が届き次第、住宅管理システム内の債権を消し込む。また、月に 1 回、財務会計システムより歳入予算差引簿を出力し、住宅管理システムの収納情報を整合させている。

③ 債権管理

滞留債権となった場合、入居者に対して滞納整理事務処理要綱に基づき滞納整理を行っている。

具体的には、毎月、当該月に納付がない入居者に対し督促状を送付しており、また、滞納月数・滞納額に応じた内容の催告書を年に2回送付している。その他、適宜訪問や電話（夜間電話含む）により納付勧奨を行っている。休日も含め訪問催告も随時行っている。さらに、退去者については債務者の状況を踏まえて法律事務所に回収委託をしている。

上記の滞納整理事務に沿って手続きを進めるにあたり、滞納先への適時の督促・催告等が漏れないよう、滞納催告対象者を選定する会議が開催され、対象者が要綱に沿って選定されているか、分納中など除外すべき滞納者が含まれていないかなど検討・確認を実施している。

担当課は、上記の一連の事務（収入申告書発送、受付、収入認定、減免認定、家賃算定、認定通知書の送付、口座振替、調定、収納処理、滞納整理など）の各段階で実施すべき事項を手順書として作成・更新し、これに基づき日々の事務に実施している。

(4) 債権の残高推移

① 市営住宅使用料の残高の推移

令和元年度以降の市営住宅使用料の残高の推移は以下のとおりである。

過去3年間の債権残高の増減状況(単位：千円)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高			
収納未済額	144,908	139,062	139,690
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	144,908	139,062	139,690
当年度新規発生額	331,802	330,437	326,497
収入額	247,204	244,300	240,873
減免	77,074	77,503	77,630
不納欠損処理額	9,212	2,530	1,744
その他（住宅返還等）	4,153	5,476	8,542
当年度末残高			
収納未済額	139,067	139,690	137,398
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	139,067	139,690	137,398
(補足)			
収納率	62.5%	63.2%	63.4%

(出典：市より入手した資料を元に監査人作成)

令和3年度の回収実績（現年・過年の合計）は240,873千円、収納率は目標値の64.7%に対して63.4%であった（現年の回収実績は232,639千円、収納率は目標値の95.5%に対して95.2%）。

令和3年度の市営住宅使用料の滞納年数別の収納未済額は以下のとおりである。

滞納年数	件数	金額	1件あたり金額
1年以内	75	5,564	74
1年超～2年以内	39	13,753	353
2年超～3年以内	21	12,974	618
3年超～4年以内	16	9,911	619
4年超～5年以内	13	14,532	1,118
5年超	44	80,664	1,833
合計	208	137,398	661

(出典：市より入手)

滞納年数5年超の債権が多額となっているが、分納で少額ながらも支払いを続けているためである。

② 市営住宅共益金収入の残高の推移

令和元年度以降の市営住宅共益金収入の残高の推移は以下のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高			
収納未済額	3,222	3,029	3,033
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	3,222	3,029	3,033
当年度新規発生額	17,653	17,486	17,346
収入額	13,692	13,230	13,002
減免	3,926	3,971	4,220
不納欠損処理額	192	75	94
その他（住宅返還等）	36	206	150
当年度末残高			
収納未済額	3,029	3,033	2,913
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	3,029	3,033	2,913
(補足)			
収納率	81.0%	81.0%	81.2%

(出典：市より入手した資料を元に監査人作成)

令和3年度の回収実績（現年・過年の合計）は13,002千円、収納率は目標値の82.7%に対して81.2%であった（現年の回収実績は12,600千円、収納率は目標値、実績率ともに96.9%）。

令和3年度の市営住宅共益金収入の滞納年数別の収納未済額は以下のとおりである。

滞納年数	件数	金額	1件あたり金額
1年以内	75	360	5
1年超～2年以内	36	535	15
2年超～3年以内	13	281	22
3年超～4年以内	15	592	39
4年超～5年以内	9	348	39
5年超	13	798	61
合計	161	2,913	18

(出典：市より入手)

③ 土地建物使用料等の残高の推移

令和元年度以降の土地建物使用料等の残高の推移は以下のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高			
収納未済額	17,092	17,667	18,102
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	17,092	17,667	18,102
当年度新規発生額	42,072	41,802	39,715
収入額	41,423	40,531	38,860
減免	-	-	-
不納欠損処理額	41	-	378
その他(住宅返還等)	33	836	416
当年度末残高			
収納未済額	17,667	18,102	18,163
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	17,667	18,102	18,163
(補足)			
収納率	70.1%	69.1%	67.7%

(出典：市より入手した資料を元に監査人作成)

令和3年度の回収実績(現年・過年の合計)は38,860千円、収納率は目標値の68.1%に対して67.7%であった(現年の回収実績は37,388千円、収納率は目標値、実績率ともに95.2%)。

令和3年度の土地建物使用料等の滞納年数別の収納未済額は以下のとおりである。滞納年数5年超の債権が多額となっているが、分納で少額ながらも支払いを続けているためである。

滞納年数	件数	金額	1件あたり金額
1年以内	38	854	22
1年超～2年以内	26	2,625	101
2年超～3年以内	10	1,485	149
3年超～4年以内	12	2,201	183
4年超～5年以内	3	910	303
5年超	8	10,089	1,261
合計	97	18,163	187

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「漏れなく正確に債権の調定が行われているか」、「適切な回収が図られているか」、「債権管理は適切に行われているか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近3会計年度の調定、収納の状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

① (結果7) 家賃等分納誓約書の記入手続きについて

【事実】

家賃等分納誓約書において、住所・氏名・生年月日・電話番号は、入居者本人による自書となっているが、分納の内容となる納付計画(納付予定日、滞納分 納付金額等)については、納付指導の一環として本人の合意のもとで市職員が記入していた。

【結果】

家賃等分納誓約書は、当書面において誓約した納付期限を超えて履行しない場合、「住宅の明渡し等いかなる処分を受けても異議がない」ことを、本人が宣誓するものである。したがって、納付計画を本人ではなく市職員による記入がされる場合は、複数人が立会う、経緯を記録するなど、ルールを設けた上で慎重に行うべきである。

② (意見30) 決裁日付等の記載漏れについて

【事実】

家賃減免の「伺い書」には起案日の記載はあったが、決裁日、施行日が記載されていないかった。

【意見】

伺い書の決裁は、家賃減免承認書が送付される根拠となる意思決定であることから、決裁日及び施行日などの事務処理に係る日付を記載することは重要な事務手続きである。

市は令和4年度より伺い書によらず、システムにより文書管理を行っているが、同様の事案が生じないよう適正な事務手続きを行う必要がある。

8 9. [生活福祉課] 生活保護費返還金・過年度支出金返還金の債権管理について

(1) 債権の概要

① 発生要因

生活保護費返還金に係る債権は、発生要因ごとに以下の3つに区分される。

生活保護法第 63 条に基づく返還金	急迫の場合等において、被保護者に資力がありながら保護を受けた時にその資力に応じて支給した保護費を上限として当該保護費の返還を求める。
生活保護法第 78 条に基づく徴収金	不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があったときに、その者から保護費用の徴収を求める。
生活保護法第 76 条の 2 に基づく損害賠償金	被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によって生じたときに、当該保護費の限度において被保護者が有する損害賠償請求権を代位取得し第三者に対して求償を行う。

令和 3 年度末の各事業の債権額は以下のとおりである。

事業	収納未済額 (単位：千円)
生活保護法第 63 条に基づく返還金	38,090
生活保護法第 78 条に基づく徴収金	28,171
生活保護法第 76 条の 2 に基づく損害賠償金	-
計	66,261

(出典：市より入手)

したがって、以下では生活保護法第 63 条に基づく返還金と、生活保護法第 78 条に基づく徴収金について、その制度の概要を説明する。

(生活保護法第 63 条に基づく返還金)

厚生労働省社会・援護局保護課長からの通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」によると、「法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるもの」とされている。

具体的な事例としては、加入していた共済の解約に伴う返戻金（出資金の返還）が発生した場合などが該当する。

(生活保護法第 78 条に基づく徴収金)

同じく厚生労働省社会・援護局保護課長からの通知によると、「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこと」とされており、「①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき③届出又

は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当したときは、費用徴収するものとされている。

具体的には、申請時に申告のない預貯金が保護開始時の調査で判明した場合などが該当する。

また、生活保護事業に関連する債権ではあるものの、上記「生活保護費返還金」とは別に管理されるものとして「過年度支出金返還金」がある。

「過年度支出金返還金」は、生活保護費を法律上の原因なく受給した者が、その利益の存する限度において、生活保護費の返還するものである。

具体的には、生活保護費を支給した後、前月中に死亡が発覚した場合が該当する。

② 債権の種類

- 「生活保護費返還金」のうち、生活保護法第78条に基づく徴収金は、強制徴収公債権、同第63条に基づく返還金と同第76条の2に基づく損害賠償金は、非強制徴収公債権
- 「過年度支出金返還金」は、非強制徴収公債権

③ 時効期間

「生活保護費返還金」、「過年度支出金返還金」とともに5年（地方自治法第236条第1項）

(2) 担当課

健康福祉部生活福祉課

(3) 調定、収納、債権管理等の業務の流れ

① 調定

生活保護費返還金、過年度支出金返還金のいずれも、ケースワーカーが返還金の計算を行い、所定の決裁を得たのち、調定を行っている。

担当課は、「起案連絡票」において、適用する法律、支払回数、支払方法、決裁、システムや財務会計システム、納入通知書の発行、必要書類の作成、誰に回付するかを明示して、実施したかどうかチェックリストとしても使えるよう工夫しており、これに基づき起案、通知の作成、送付がされるとともに、すべての決定事項とその根拠となる資料が、連番でファイルに綴じ込んでいる。

② 収納

返還予定は生活保護システムで管理し、システムの情報に基づき財務会計システムで納付書を作成する。入金状況を財務会計システムで確認して、生活保護システムに反映させている。また、定期的に、財務会計システムと、生活保護システムの収納情報を整合させている。

③ 債権管理

滞留債権となった場合、債務者に対して「滞納処理事務取扱要領」に基づき滞納整理を行っている。

担当するケースワーカーが督促を行うとともに、弁済能力について資産申告書や収入申告書で確認している。返済余力がない場合は、本人からの履行延期申請書の提出を受け、承認を受けることで分納が認められる。

返済者に対する納付・催告・督促状況は、返還金管理台帳にて管理し、担当するケースワーカー（現業員）が記録し、スーパーバイザー（査察指導員）及び担当課管理職が確認、決裁を行う。

(4) 債権の残高推移

① 生活保護費返還金の残高の推移

令和元年度以降の生活保護費返還金の残高の推移は以下のとおりである。

過去3年間の債権残高の増減状況(単位：千円)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高			
収納未済額	54,878	58,851	58,302
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	54,878	58,851	58,302
当年度新規発生額	86,356	119,963	128,084
収入額	79,410	115,495	118,660
減免	-	-	-
不納欠損処理額	2,974	5,018	1,464
当年度末残高			
収納未済額	58,851	58,302	66,262
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	58,851	58,302	66,262
(補足)			
収納率	87.8%	93.3%	89.7%

(出典：市より入手した資料を元に監査人作成)

担当課は、債権の納付期限までを全額回収を目標としており、未収となった債権については担当ケースワーカーから督促・催告を行っていることから、例年約90%の収納率を達成している。

令和3年度の生活保護費返還金の滞納年数別の収納未済額は、生活保護システム上、一覧として表示できないが、個人ごとの発生状況、入金状況が管理されている。

② 過年度支出金返還金の残高の推移

令和元年度以降の過年度支出金返還金の残高の推移は以下のとおりである。

過去3年間の債権残高の増減状況(単位：千円)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高			
収納未済額	1,802	2,520	3,626
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	1,802	2,520	3,626
当年度新規発生額	5,219	4,566	5,888
収入額	4,153	3,460	5,025
減免	-	-	-
不納欠損処理額	347	-	-
当年度末残高			
収納未済額	2,520	3,626	4,489
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	2,520	3,626	4,489
(補足)			
収納率	71.8%	73.5%	77.7%

(出典：市より入手した資料を元に監査人作成)

担当課は、納付期限までを全額回収を目標としている。未収となった債権については担当ケースワーカーから督促・催告を行っており、令和3年度は約22.3%が未収となっている。

また、令和3年度の過年度支出金返還金の滞納年数別の収納未済額は以下のとおりである。

令和3年度の収入未済額の滞納年数別内訳表(単位：件、千円)			
滞納年数	件数	金額	1件あたり金額
1年以内	18	1,311	73
1年超～2年以内	12	896	75
2年超～3年以内	9	794	88
3年超～4年以内	8	578	72
4年超～5年以内	2	232	116
5年超	9	678	75
合計	58	4,489	77

(出典：市より入手)

(5) 監査の視点

「漏れなく正確に債権の調定が行われているか」、「適切な回収が図られているか」、「債権管理は適切に行われているか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近3会計年度の調定、収納の状況をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本債権に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

10. [保育・こども園課] 保育所利用者負担金の債権管理について

(1) 債権の概要

① 発生要因

保育所などを利用する際に必要な経費の一部を利用者に負担させるもの。父母の市町村民税額を元に利用者負担金を算定する。

② 債権の種類

子ども・子育て支援法、八尾市子ども・子育て支援法に規定する利用者負担額を定める規則に基づく公債権である。

③ 時効期間

5年（地方自治法第236条第1項）

(2) 担当課

こども若者部保育・こども園課

(3) 調定、収納、債権管理等の業務の流れ

① 調定

毎年3月に新年度園児全体の保育料決定を行い、翌4月に決定を行った保育料について調定を行う。調定は市税を根拠に専用の保育システムで自動計算され、関連帳票とともに当該システム内に保管される。

② 収納

納付書、口座振替で納付され、保育システム上、バッチ処理を行うことで消し込み作業が行われる。毎月末に当該システムと財務会計システムとの債権残額の一致が確認される。

③ 債権管理

保育システムにて行っており、納期限を経過した債務者へは、納期限の翌月に督促状の発送を行う。

滞納繰越額が25万円以上のもので、応答のないものに対して、財産調査（預貯金）を随時行うほか、電話催告でも応答がない対象者に対しては、随時訪問による督促を行う。督促記録は全て保育システムに残し、債権の滞留の防止に努めている。

(4) 債権の残高推移

令和元年度以降の保育所利用者負担金の残高は以下のとおりである。

令和元年度に保育料無償化が始まったことに伴い、3歳から5歳児の利用者負担分が零になったため、新規の債権発生額が減少傾向にある。

過去3年間の債権残高の増減状況(単位:千円)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高			
収納未済額	9,137	4,824	2,778
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	9,137	4,824	2,778
当年度新規発生額	288,880	123,812	91,026
収入額	292,391	124,920	91,565
減免	-	-	-
不納欠損処理額	752	889	1,168
その他	50	49	871
当年度末残高			
収納未済額	4,824	2,778	1,942
履行期限未到来債権額	-	-	-
計	4,824	2,778	1,942
(補足)			
収納率	98.5%	97.2%	96.7%

(出典:市より入手した資料を元に監査人作成)

(5) 監査の視点

「漏れなく正確に債権の調定が行われているか」、「適切な回収が図られているか」、「債権管理は適切に行われているか」という点に重点を置き、監査を行った。

(6) 監査手続

直近3会計年度の調定、収納をまとめた内部管理資料を入手し、諸規則等で定められた手続の遵守状況を確認した。

(7) 監査の結果及び意見

本債権に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

第5. おわりに

本監査においては、社会保障関係費や公共施設の更新投資等に押されて財政が厳しい環境下、八尾市の安定的で持続的な財政運営のために、基金の積立て、活用など基金制度及び、債権管理体制を概観し、その施策や運用等について検討し、基金が実施する事業や債権の発生理由となる事業を理解した上で、可能な限り意見を述べたつもりである。

基金に関しては、行政改革を進めるなどして捻出した資金と寄附金等を主に積み立てており、安定的で持続可能な行政経営のためには不可欠な資金であること、市独自の取り組みに活用できるものとして非常に有用であることを認識した。

一方、近年、ふるさと納税による多額の寄附が得られているものの基金の財源は厳しい状況であることから、基金の使い道についても、市全体としての戦略が必要であり、積立てに関しては財政課任せ、活用に関しては各基金担当課任せではなく、財政課と各基金担当課が一体となって、積み立てた基金をどのような形で活用していくことが市にとって効果的か検討して、計画的に活用していくことが重要であると感じた。

また、今回の監査では、基金の数が多いことに比べると、指摘事項の数は多くなかった。個々の基金について比較的適切に事務執行が行われていると評価することもできるが、指摘した内容には、市全体で取り組むべきものもある。これまでと変わらず継続して安定した事務執行に努めるだけではなく、経済情勢や社会情勢の変化に対応できる仕組みになっているか、長期的な視点をもった事務執行を行う仕組みになっているかなど、市全体として基金について整理していくべき時期にあると考える。

債権に関しては、公共サービスを支える税や料金のほか、過誤による返還金等から構成されており、これらの債権回収が市民生活を支えていること、また市民生活を支えるための財源(債権)であることから、市民生活を壊してまで債権の回収することはしない、滞納を市民生活支援のきっかけにするといった市としての債権管理の在り方について、改めて認識した。

債権管理にあたっては、正確な財政状況の把握のためには、私債権等の整理の必要性や長期にわたる徴収不能債権の整理について取り組む必要があり、効率的な債権管理体制が重要であるが、部署によってその取り組み姿勢は濃淡さまざまであった。

また、債権管理は各種法律の順守した上で、市民1人ひとりと向き合って対応が必要ということで、知識だけではなく、経験の蓄積も重要であると感じた。

基金や債権に限ったものではないが、市の財産については、常に、長期的な視点をもって最大限の有効活用していく必要があり、市職員ひとりひとりが意識をもって業務にあたるとともに、各部署が計画的に業務にあたるという意識が重要である。そのためには、市職員への啓発を継続的に、市長をはじめとしてトップからの発信により、浸透させていくことが最も重要であると考えている。また、市職員向け研修等で、より専門性のあるスキルや最新情報を得ることや、担当部署外の取り組みを知ることも必要不可欠と感じた。

さらに、情報技術が発展した現在において、ホームページでの情報開示は、市政をアピールする有効な場であり、市内に限らず全国、世界から平等にアクセスできる市の顔であることから、本論でも述べたが、必要最低限の開示ではなく、より積極的に活用すること

が、市の取り組みを見られることでの評価となって良い影響を及ぼすものであり、今後の八尾市の発展に不可欠と考えている。

最後に、日常の激務をこなしながら、本監査に真摯に対応いただいた各部課の方々に深く感謝する。